

# うつくしま 子ども 夢プラン

(後期行動計画)

<平成25年3月 改定版>



ふくしまから  
はじめよう。

Future From Fukushima.

## 目次

<本文>	ページ
第1章 計画の見直しにあたって	
1 見直しの趣旨	2
2 計画の性格	3
3 計画の期間	4
第2章 福島県の子どもと家庭を取り巻く状況	
1 東日本大震災に伴う環境の変化	6
2 少子化の進行	10
3 少子化の要因とその背景	13
4 期待される行政施策	31
第3章 計画の理念、目標及び基本方針	
計画の理念	34
計画の目標	36
計画の基本方針	37
第4章 基本的施策及び行動計画	
東日本大震災を踏まえた子どもや家庭への支援	
1 子どもの生活環境の回復	42
2 子どもの心身の健康を守る取組の推進	44
3 未来を担う子ども・若者の育成	46
親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり	
1 安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備	50
2 不妊や不育に悩む夫婦に対する支援	53
3 親と子の健康づくりに対する支援	54
子育ての支援	
1 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備	58
2 子育て家庭の経済的負担の軽減	60
3 地域における支援	62
4 子育て支援サービスの充実	65
5 子育てしやすい生活環境の整備	67

---

子育てと社会参加の両立のための環境づくり	
1 男女共同参画による子育ての推進	70
2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) に配慮した環境の整備	72
3 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進	75
子どもの健やかな成長のための環境づくり	
1 学校教育の充実	78
2 地域における教育等の充実	83
3 放課後児童の健全育成の推進	88
4 子どもの権利や意見が大切にされる環境づくりの推進	89
5 子どもにとって安全で安心な地域づくりの推進	90
援助を必要とする子どもや家庭のための支援	
1 障がいのある子どもや家庭に対する支援	94
2 家庭での養育が困難な子どもに対する支援	96
3 ひとり親家庭に対する支援	97
4 児童虐待の防止及び様々な被害にあった子どもに対する支援	98
次代の親の育成	
1 思春期における健康教育の推進	102
2 家庭を築き子どもを生み育てるための環境づくりの推進	103
第5章 計画の実現に向けて	107
< 参考資料 >	
・見直しの経過	111
・福島県子育て支援推進本部設置要綱	112
・福島県子育て・子育て環境づくり推進会議設置要綱	114



# 第1章 計画の見直しにあたって

## 1 見直しの趣旨

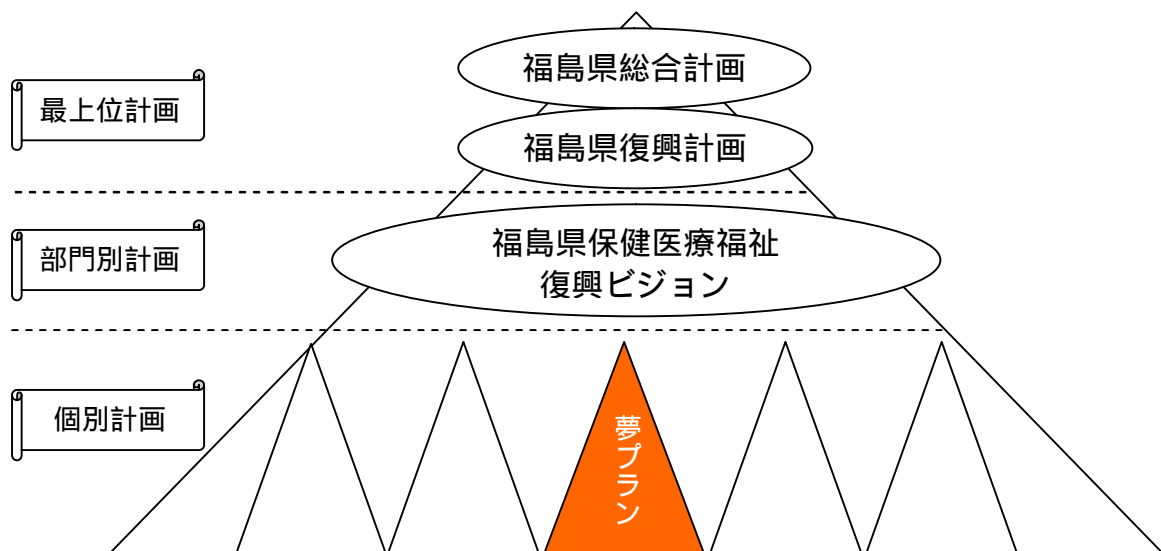
- (1) 「うつくしま子どもプラン」(平成7年度～平成12年度)  
県においては、少子高齢社会に対応し、「安心して子どもを産み育てられる社会」を築くことを目的として、平成7年3月に「うつくしま子どもプラン」を策定し、平成7年度から平成12年度を計画期間として「子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり」に取り組んできました。
- (2) 「新うつくしま子どもプラン」(平成13年度～平成17年度)  
さらに、少子化の進行及び児童虐待問題の顕在化や増加等、子どもと家庭を取り巻く環境の変化を踏まえて計画の見直しを行い、安心して子どもを産み育てることができるよう子育て支援の施策をさらに推進するとともに、子どもが大切にされ、子ども自身の持つ能力が十分発揮できるよう、子どもの意見を尊重した子育て環境づくりの視点を加え、施策の充実を図った総合的な計画として、平成13年3月に「新うつくしま子どもプラン」を策定し、平成13年度から平成17年度を計画期間として施策を推進してきました。
- (3) 「うつくしま子ども夢プラン」(平成17年度～平成21年度)  
しかし、その後も少子化の進行には歯止めがかからず、少子化が一層進行している状況にある中で、緊急に集中的な対策を講じることが必要であるとの考えから、「新うつくしま子どもプラン」の最終年度を待たずに計画の見直しを行い、平成17年度から平成21年度を計画期間として、社会全体で子育てを支援するという理念の下、「うつくしま子ども夢プラン」を策定しました。
- (4) 「うつくしま子ども夢プラン(後期行動計画)」(平成22年度～平成26年度)  
この計画期間が終了し、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を見直す時期にあることに加え、県全体の指針であり施策の方向性を示す新しい福島県総合計画の計画期間が平成22年度より開始することから、「うつくしま子ども夢プラン」を見直し、平成22年度から平成26年度を計画期間とした「うつくしま子ども夢プラン(後期行動計画)」を策定しました。
- (5) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、放射性物質による健康への不安など本県の子どもを取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえるとともに、喫緊の課題である復旧・復興の取組をとりまとめた福島県復興計画を反映するため、「うつくしま子ども夢プラン(後期行動計画)」を見直すこととしました。

ここでいう「東日本大震災」には、東京電力福島第一原子力発電所事故も含まれます。

## 2 計画の性格

- (1) 子どもを社会全体の宝ととらえ、行政、企業、地域社会が協力し社会全体で子育てを支援するという理念の下、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できるような環境づくりを整備し、多様なニーズに対応できる子育て支援サービスを整備する視点を中心に、見直しを行い、子育て・子育て環境づくりをさらに推進していく方向性を示しています。
- (2) 本プランは、「次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県後期行動計画」、「児童福祉法に基づく保育計画」及び「子育てしやすい福島県づくり条例に基づく基本計画」として、位置付けています。
- (3) 福島県総合計画「ふくしま新生プラン」のもとに策定される部門別計画として「福島県保健医療福祉復興ビジョン」があり、本プランはその「福島県保健医療福祉復興ビジョン」のもとに策定される個別計画として、本県の子育て支援施策全般の基本指針となるものです。  
また、本計画の推進にあたっては、東日本大震災からの復興に向けた対応を総合的に示す「福島県復興計画」と連携して取り組みを進めます。
- (4) 「ふくしま青少年育成プラン」、「福島県総合教育計画」等、県の各種計画と整合性を図った計画です。
- (5) 市町村の次世代育成支援対策に係る計画と整合性を図った計画です。
- (6) 各種施策を計画的に推進するため、できる限り目標値を設定しています。
- (7) 本プランにおける、「子ども」とは、児童福祉法第4条による「児童」のことであり、18歳未満の者を指します。

### <総合計画・復興計画とビジョン・各個別計画の関係>



### 3 計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法の下に策定しているものであり、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間としています。

なお、社会情勢の変化や他計画の見直し等に応じ、目標値その他について必要な見直しを行います。



## 第2章 福島県の子どもと家庭を 取り巻く状況

## 1 東日本大震災に伴う環境の変化

### (1) 放射性物質の拡散と健康への不安

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震及び津波による被害に加えて、放射性物質による深刻かつ多大な被害を本県にもたらしました。

その結果、避難区域をはじめ広い地域で、現在も住民が県内外への避難を余儀なくされているほか、放射線の影響による健康上の不安を抱きながら暮らしている状況が続いています。

特に、子育て世帯においては、屋外における活動が制限されるなど子どもたちが安心して遊ぶことや体験活動を行う機会が減少したほか、母子での避難による二重生活を続ける等家庭生活のあり方にも影響を及ぼしており、親子ともに大きなストレスを抱えています

福島大学の子どもの心のストレスアセスメントチームが平成23年6月～7月及び平成24年1月に福島市や郡山市で実施した親と子のストレス調査では、外遊びや食品の産地への不安を感じている保護者が多く、また、子どもも赤ちゃんがえりや勉強・遊びに集中しないといった症状が出るなど、親と子それぞれに放射線不安等によるストレスを感じている、といった状況が報告されています。

また、同チームが県児童家庭課の協力の下、県内全域の3歳児健診・1歳6ヶ月児健診・4ヶ月児健診において実施したストレス調査によると、放射線量の高低により保護者の不安やストレス度合い、3歳児のストレス度合いに地域差が出ており、県内の子育て世帯が放射線量により不安やストレスを感じていることが明らかになってきています。

さらに、文部科学省が被災7県の幼稚園から高校までを対象に実施した調査によると、東日本大震災の発生後（以下、「震災後」という）の子どもの様子として、よく甘えるようになった、物音に敏感になった、震災の影響と思われるストレス症状が見られたなどの回答の割合が本県では高くなっています。

また、今後は遅発性の心的外傷後ストレス障害（PTSD）が懸念されています。

調査対象	項目	福島県	(参考)被災7県
保護者から見た震災後の子どもの様子（保護者調査）	よく甘えるようになった	17.4%	10.7%
	物音に敏感になったりイライラする	16.5%	9.1%
学校での震災後の子どもの様子（学級担任調査）	子どもに現れやすいストレス症状が見られた <sup>1</sup>	8.0%	4.9%
	災害後に現れることが多い反応が見られた <sup>2</sup>	9.7%	6.3%

文部科学省 非常災害時の子どもの心のケアに関する調査より

- 1・・・食欲異常、睡眠不足、頭痛・腹痛等、持病の悪化、体のだるさ、元気がない、あまり話さない の7項目
- 2・・・災害のことを思い出し動揺、災害を連想させる事柄や場面で話題を変えたりその場から立ち去る、喜怒哀楽がなくなり無表情、些細な音に過剰に警戒 の4項目

(2) 子どもの避難状況

東日本大震災により県内外に避難している18歳未満の子どもの人数は、平成24年10月1日現在で30,968人に及んでいます(住民票の異動の有無を問わず市町村が把握している人数)。このうち、放射性物質への不安等から県外に避難している人数は16,970人と半数を超えています。

東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ  
(市町村が把握している人数)

(単位:人)

市町村名	平成24年10月1日現在の把握数			
	(18歳未満避難者数)			
	避難先別			県外
	県内		避難元市町村外	
避難元市町村内	避難元市町村外	避難元市町村内		避難元市町村外
福島市	3,233	0	32	3,201
会津若松市	65	0	0	65
郡山市	2,640	0	23	2,617
いわき市	3,152	1,348	60	1,744
白河市	329	131	2	196
須賀川市	209	0	0	209
喜多方市	7	0	0	7
相馬市	104	0	20	84
二本松市	296	0	9	287
田村市	388	305	55	28
南相馬市	6,485	1,316	1,846	3,323
伊達市	353	0	3	350
本宮市	67	0	1	66
桑折町	35	0	0	35
国見町	26	0	0	26
川俣町	247	98	60	89
大玉村	21	0	1	20
鏡石町	82	38	7	37
天栄村	25	0	1	24
下郷町	0	0	0	0
檜枝岐村	0	0	0	0
只見町	0	0	0	0
南会津町	0	0	0	0
北塩原村	0	0	0	0
西会津町	0	0	0	0
磐梯町	0	0	0	0
猪苗代町	5	0	0	5
会津坂下町	3	0	0	3
湯川村	0	0	0	0
計	30,968	3,307	10,691	16,970

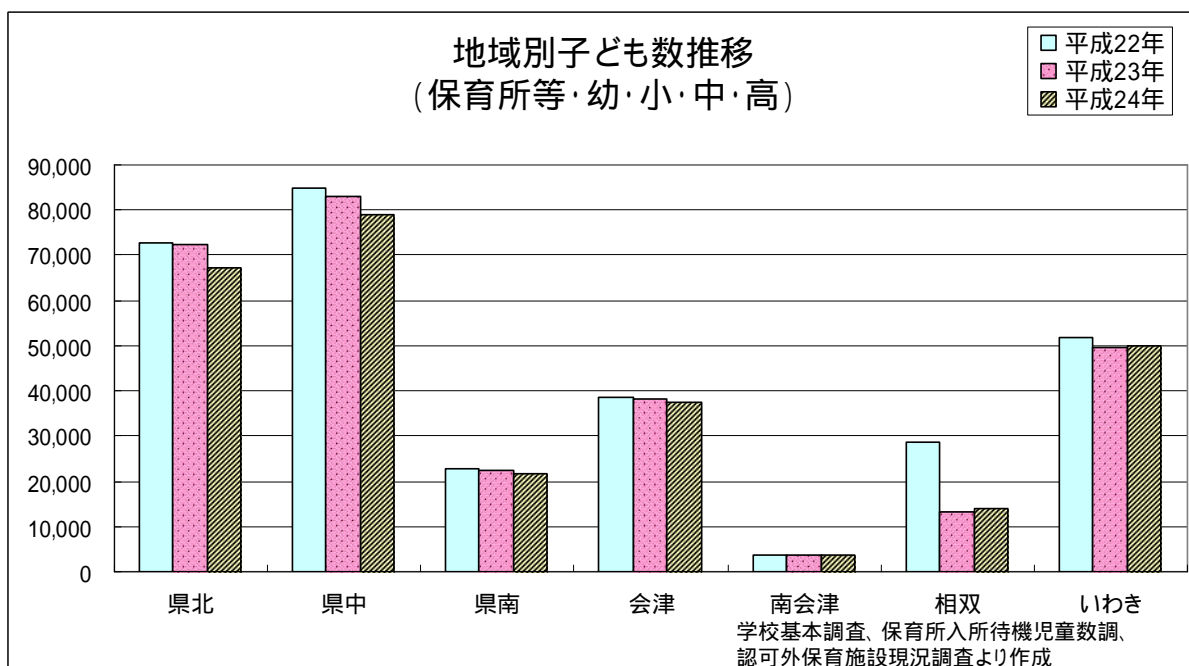
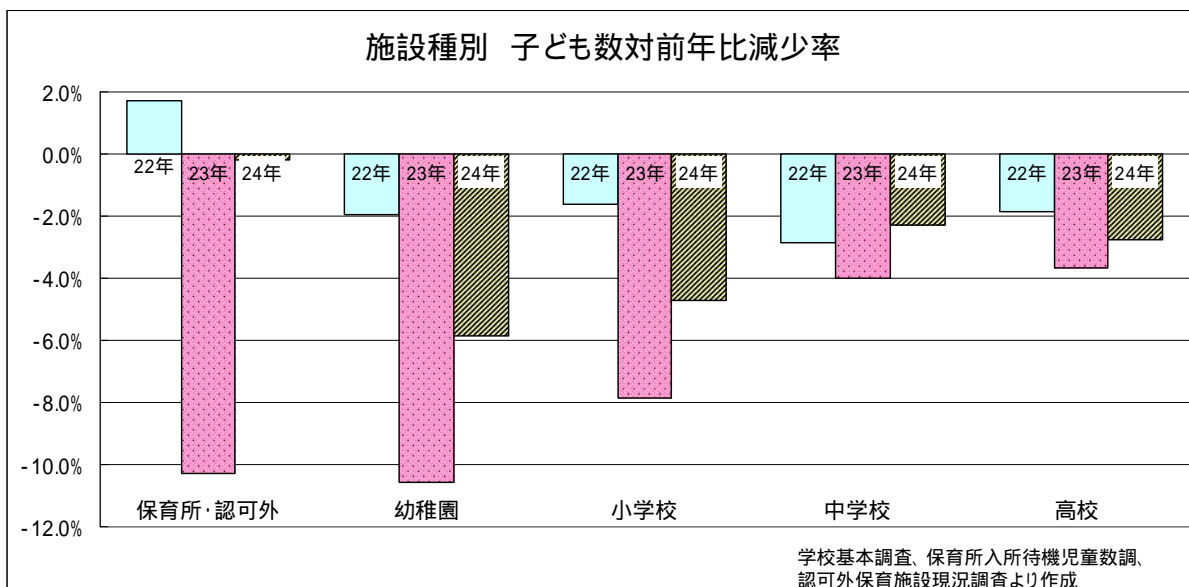
原則として平成24年10月1日時点の避難者数である。  
(9/30福島市、9/21須賀川市、2/1会津坂下町、9/1会津美里町、9/18双葉町)  
相馬市、桑折町、新地町については、小中学生の区域外就学のみ把握。  
郡山市の数値については、10月1日現在の「全国避難者情報システム」の積み上げによるもの。

県子育て支援課調べ

注)「全国避難者情報システム」は、避難者の任意の届け出に基づくもので、避難者の所在地の情報を、避難先の都道府県を通じて避難元の県や市町村に提供するもの。

子どもの人数の推移を見てみると、もともとの少子化傾向はあるものの平成22年に比べて平成23年や24年の前年比減少率について、保育所・認可外保育施設、幼稚園や小学校で減少幅が大きく、小さい子どものいる施設での減少率が高いことが分かります。

また、地域別に見ると、相双地方に次いで、県北地域・県中地域の減少幅が大きく、放射性物質の拡散による健康不安が影響していると考えられます。



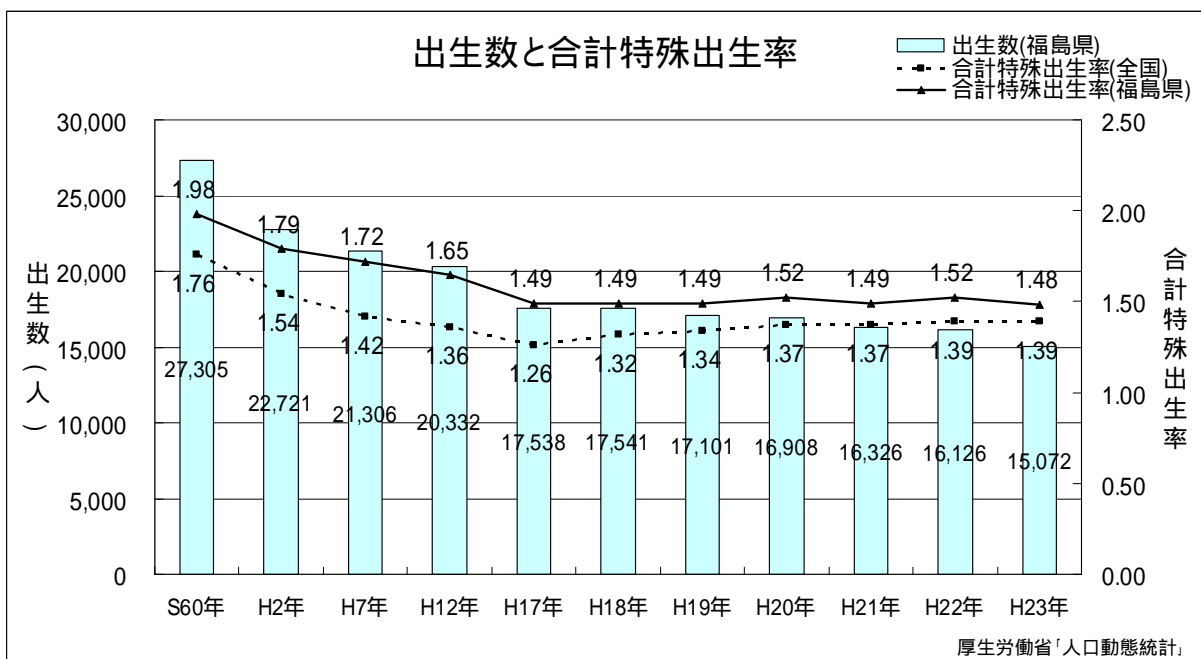
## 2 少子化の進行

### (1) 出生数、出生率の低下

福島県の出生数は、戦後の第1次ベビーブームの約7万3,000人(全国約269万7,000人)をピークに急減し、その後、第2次ベビーブームに当たる昭和48年、49年頃に3万2,000人台(全国約209万2,000人)まで回復しましたが、その後は減り続け、平成14年には2万人を割り込み、平成23年には東日本大震災の影響もあり1万5,072人(前年比1,054人。全国105万698人)まで減少しました。

また、福島県の合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に産む平均子ども数)は、全国を上回る水準で推移しており、平成23年は1.48(全国1.39)と全国第19位となっていますが、昭和30年以降、多少の上下はあるものの減少傾向にあり、現在の人口を維持するのに必要な2.07を大きく下回っている状況にあり、少子化が進行しています。

(以下、本章における図表は、特に説明のない限り福島県に関するデータです。)



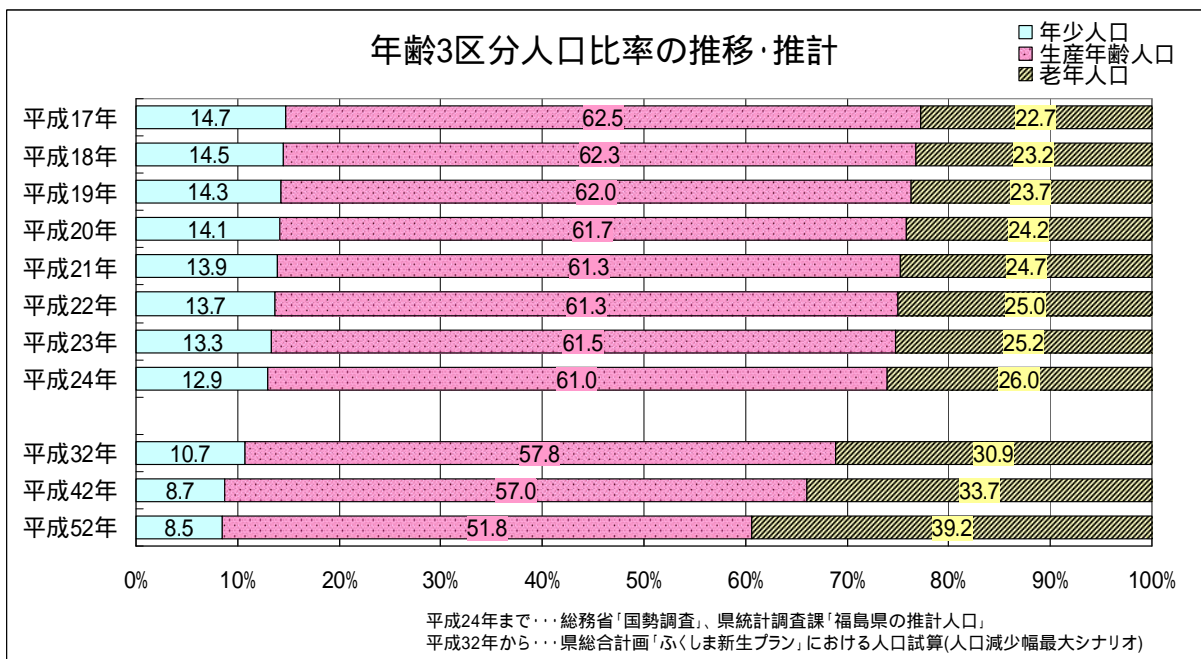
(2) 少子高齢化の進行

少子化の進行に伴い、年少人口（0から14歳）が減少するとともに、老年人口（65歳以上）の増加により、少子高齢化が進行しています。

福島県の総人口に占める年少人口の割合は年々低下し、平成24年10月1日現在、12.9パーセントとなっています。

一方で、老年人口の割合は年々増加し、26.0パーセントとなっています。

平成8年に初めて老年人口割合が年少人口割合を上回って以来、その差は年々大きくなっており、特に、東日本大震災の影響により子育て世帯の減少に拍車がかかっていることから、今後もさらに拡大することが見込まれます。



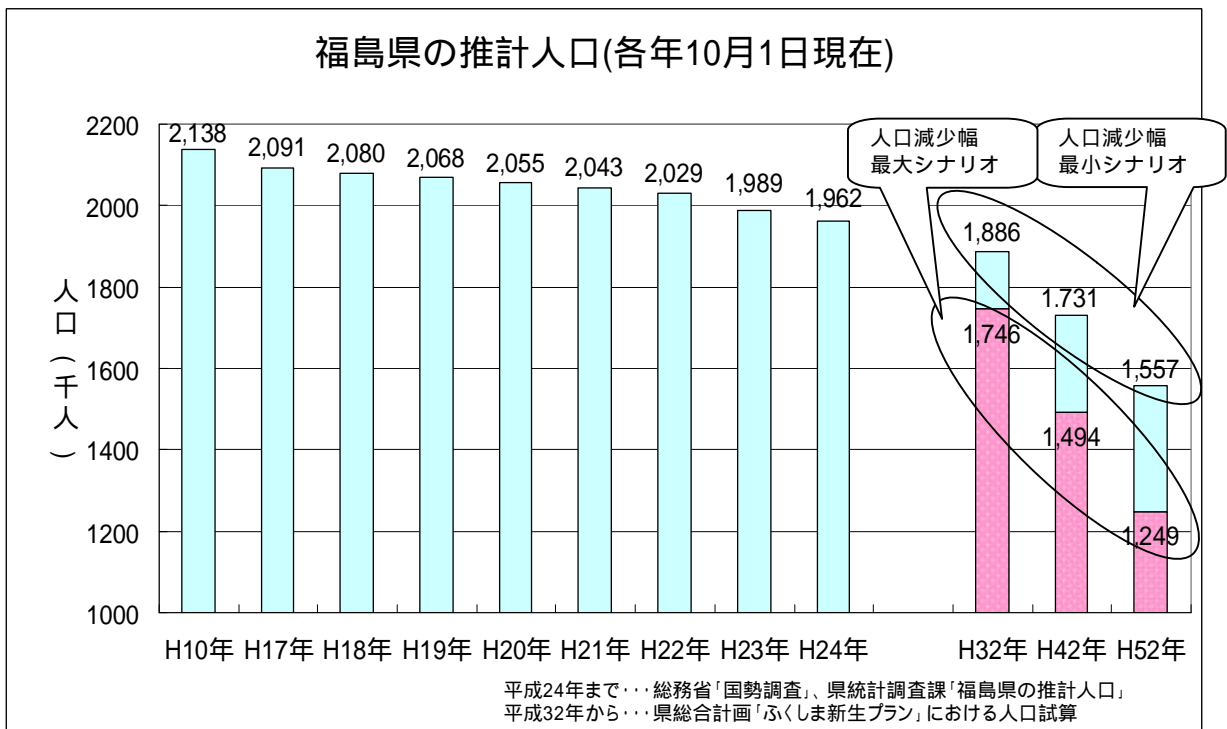


(3) 将来の人口

少子化の進行や流出傾向にある社会動態とあいまって、福島県の人口は平成10年1月の2,138,454人をピークに減少傾向にあります。

特に、東日本大震災の影響により人口減少に拍車がかかっており、平成24年は196万2千人(平成22年比 6万7千人)となっています。住民票の異動を伴わないものを含めると、さらに減少幅は大きいものと推測されます。

また、県総合計画「ふくしま新生プラン」における県内人口試算では、平成52年において、県外避難者全員が県内に帰還する想定で人口減少幅を最も小さく見込んだ場合は155万7千人、県外避難が長期化し人口減少幅を最も大きく見込んだ場合は124万9千人としています。



(4) 少子化の社会に与える影響

少子化に伴う少子高齢化の進行とともに人口の減少が社会に与える影響として、次のようなものが考えられます。

労働力人口の減少及び労働者の高齢化による経済成長、経済活力の低下懸念

人口の高齢化による現役世代の社会保障の分野における負担の増大

単身者や子どものいない世帯の増加による家族の変容

子ども同士の交流の機会の減少等、子どもの健全育成への影響

住民への福祉サービス等の基礎的なサービス水準の低下懸念

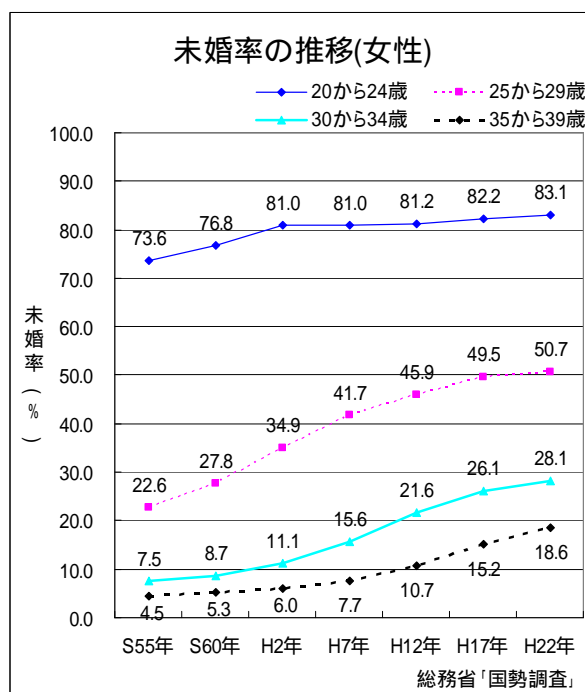
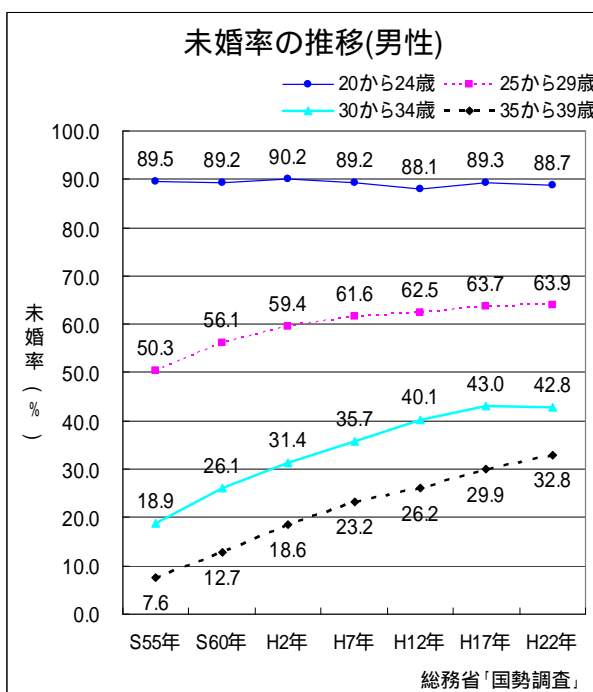


### 3 少子化の要因とその背景

#### (1) 未婚率の推移と平均初婚年齢の推移

福島県の未婚率の推移をみると、全国よりは低いものの、男性の20歳代前半を除いては全体的に上昇してきており、晩婚化の傾向が強くなってきています。

男女とも、30歳代の未婚率の上昇が目立ちます。



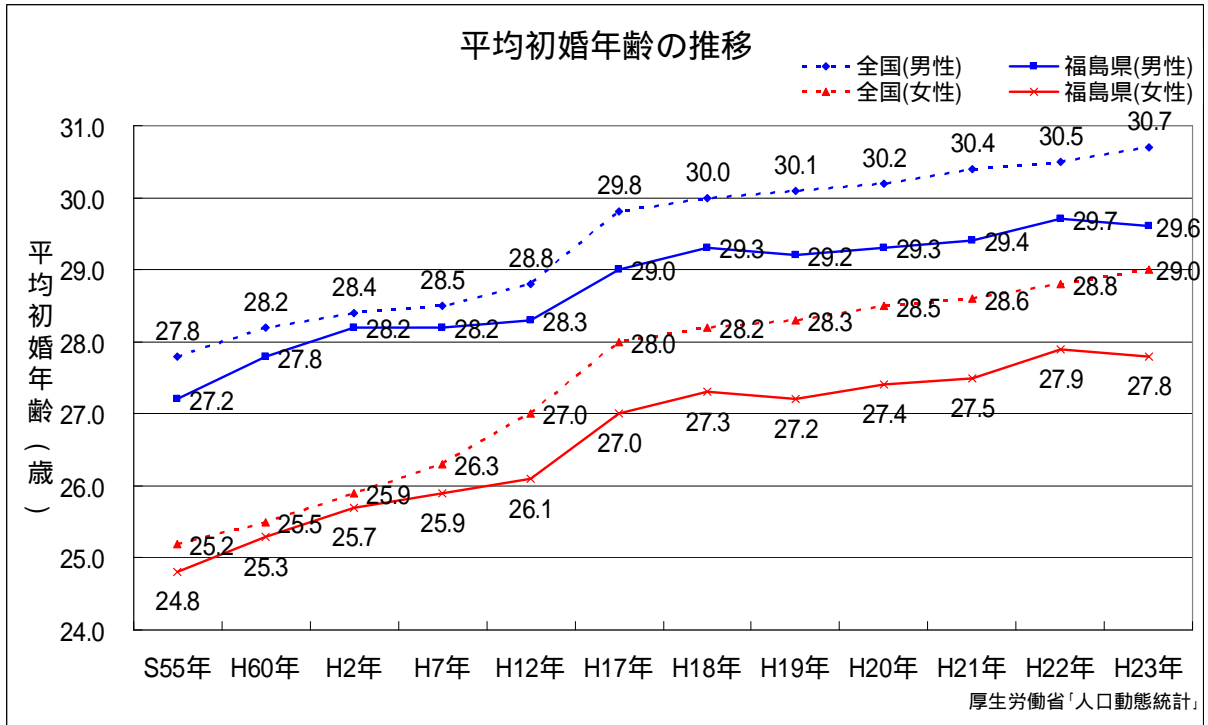
未婚率推移(福島県と全国の比較)

(%)

		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		昭和55年	平成22年	昭和55年	平成22年	昭和55年	平成22年	昭和55年	平成22年
男性	福島県	89.5	88.7	50.3	63.9	18.9	42.8	7.6	32.8
	全国	91.5	91.4	55.1	69.2	21.5	46.0	8.5	34.8
女性	福島県	73.6	83.1	22.6	50.7	7.5	28.1	4.5	18.6
	全国	77.7	87.8	24.0	58.9	9.1	33.9	5.5	22.7

## 第2章 福島県の子どもと家庭を取り巻く状況

また、平均初婚年齢は、平成23年で男性は29.6歳（全国30.7歳）、女性は27.8歳（全国29.0歳）といずれも全国で最も低くなっていますが、年々高くなってきています。



出生数や合計特殊出生率の低下には、この未婚化、晩婚化の進行が大きな要因となっていると考えられます。

そして、この背景には、結婚観、価値観等の変化、結婚や子育てと仕事の両立の負担感、子育て世帯の孤立化、若者の経済力の低下等があると考えられます。

(2) 結婚観、価値観等の変化

結婚に対する意識

平成20年度に福島県が実施した少子化・子育て環境現況把握のための県民意識調査(以下「県民意識調査」という。)によれば、未婚者の結婚に対する考え方は、ある程度の年齢までには結婚するつもりとする人が47.5パーセント、理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわないとする人が全体の42.4パーセント、一生結婚するつもりはないとする人が6.9パーセント等となっています。

県民意識調査：平成20年12月から21年1月にかけて実施

対象 20歳から59歳までの9,000人

有効回収数 3,265(有効回収率 36.3パーセント)

(うち子どものいない未婚者 510)

独身でいる理由

県民意識調査によれば未婚者が独身でいる理由は、理想の相手にまだめぐり会えない、独身の自由さや気楽さを失いたくない、異性と出会う機会そのものがない等が多くなっています。

独身でいる理由

単位：%

	全体	男性	女性
理想の相手にまだめぐり会えないから	45.3	45.0	45.3
独身の自由さや気楽さを失いたくないから	31.4	22.7	37.7
異性と出会う機会そのものがないから	29.4	33.6	26.3
結婚資金が足りないから	27.5	34.5	21.8
結婚する必要性をまだ感じないから	27.3	25.0	29.1
今は、趣味や娯楽を楽しみたいから	23.3	22.7	23.5
相手に自分の生活を合わせないといけないから	20.4	15.9	23.9
今は、仕事に(または学業に)打ち込みたいから	19.8	16.8	22.1
家計のやりくりが大変だから	14.9	19.1	11.4
家族や親せきなど人間関係に自信がないから	14.7	10.5	18.0
異性とうまくつき合えないから	14.5	19.1	11.1
仕事と家事を両立させる自信がないから	14.3	5.9	20.8
お金が自分の自由にならないと思うから	13.3	14.1	12.8
結婚するにはまだ若すぎるから	12.4	10.9	13.5
仕事と育児を両立させる自信がないから	11.2	6.4	14.9
自分の健康上の問題で	8.2	10.0	6.9
結婚生活のための住居のめどがたたないから	7.6	12.7	3.5
家事が大変だから	7.5	1.8	11.8
育児が大変だから	6.5	5.9	6.9
相手、親や周囲が結婚に同意しないから	5.5	2.7	7.6
婚約者がいて結婚する予定がある	5.1	4.1	5.9
自分の父母等の介護があるから	4.1	2.7	5.2
結婚相手の父母等の介護が困難だから	2.5	1.8	3.1
その他	8.2	11.4	5.9

県子育て支援課「県民意識調査」

まとめ

多くの人々が、ある程度の年齢までには結婚するつもりや、理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわないと、回答しており、結婚を否定してはいないものの急いではいないことがうかがえます。

また、独身でいる理由も、独身の自由さを失いたくない、今は趣味や娯楽を楽しみたい等、独身生活の利点を享受しているため今は結婚しなくてもよいという意識があることもうかがえます。

(3) 結婚や子育てと仕事の両立の負担感

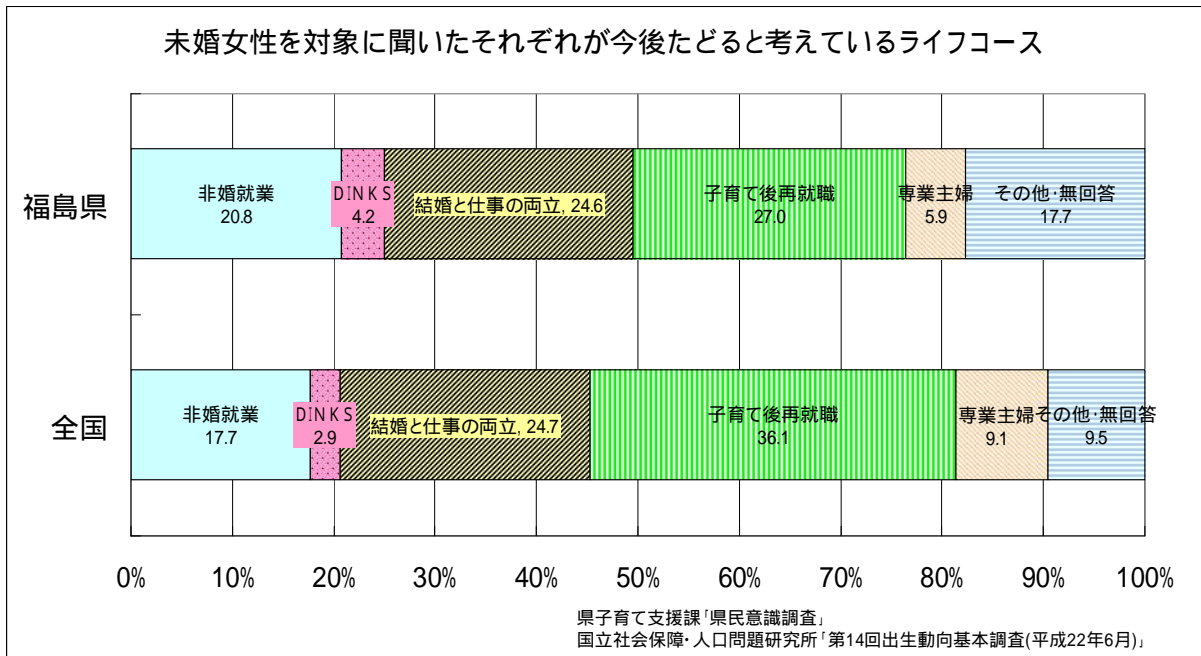
未婚者の意識

県民意識調査によれば、独身でいる理由で、女性が男性より強く感じているものに、独身の自由さや気楽さを失いたくない、仕事と家事あるいは育児を両立させる自信がない、家事が大変等があげられています。

ライフコース

県民意識調査で、未婚女性を対象に聞いた結果、それぞれが今後たどると考えているライフコースの集約結果は下記のとおりです。

全国と同種の調査結果と比較すると、結婚しないで働き続ける意向がやや高い一方で子育て後に再就職する意向が低く、再就職に対する厳しい認識が見られ、また、専業主婦志向は低いことがうかがえます。

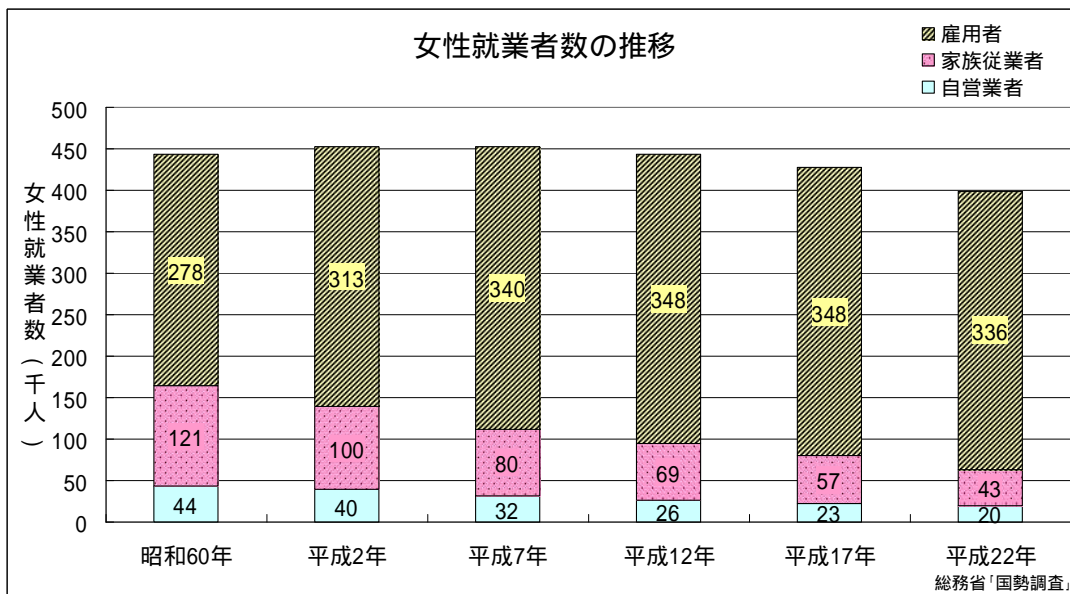


DINKS : Double Income No Kids の略。

二重の収入があり子どもを持たない夫婦の意味

### 女性の就労状況

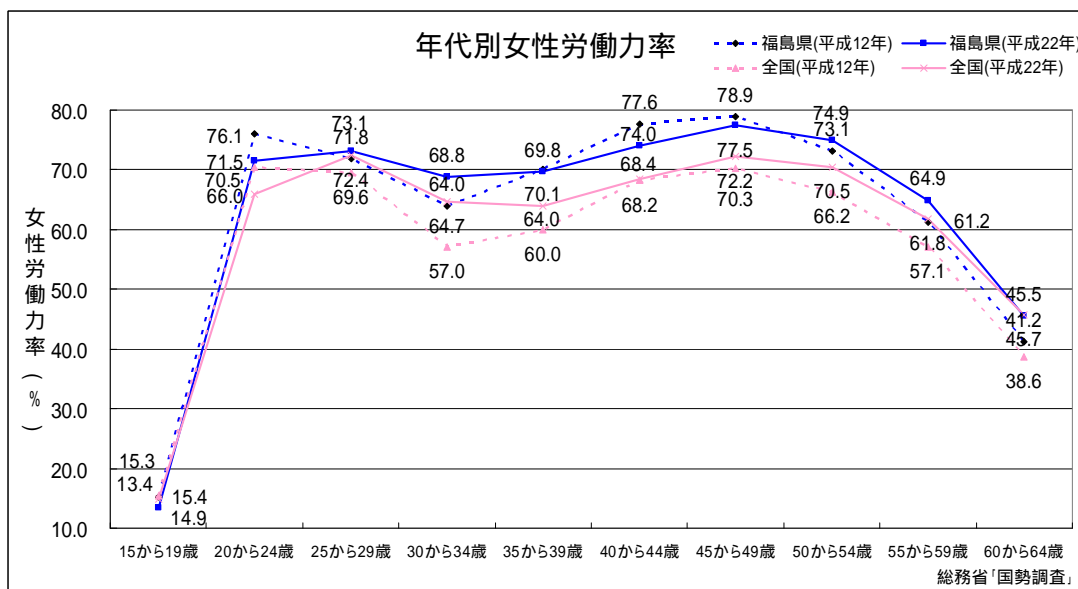
女性の就業者数は、従業上の地位別にみると、昭和60年に比較して平成22年は、家族従業者が12万1千人から4万3千人に減少し、一方で、会社などに勤めている雇用者は27万8千人から33万6千人に増加しており、女性の社会進出が進んでいます。



### 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める就業者数及び完全失業者数の割合）を年齢別に見ると、30歳代の労働力率が低いM字型について、年々谷が上昇しているものの、引き続きその傾向は現れており、現在も結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、子育てが一段落した後再就職する女性が多いことが分かります。

全国と比較すると、20歳から60歳の各年齢層で本県の方が高くなっています。

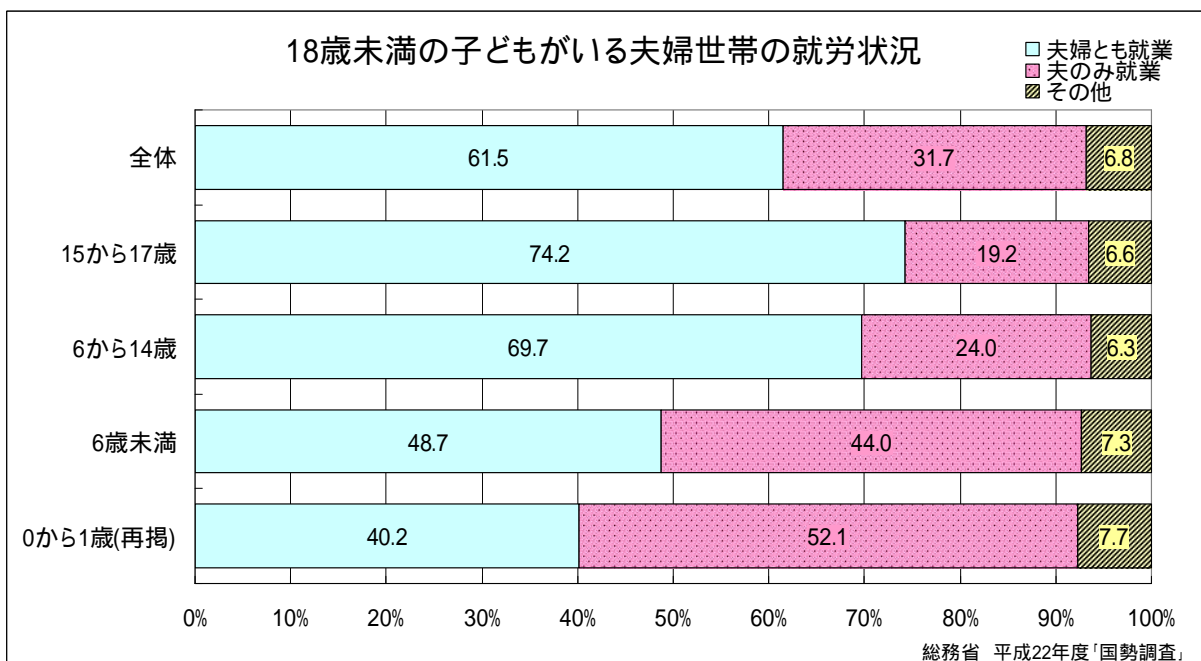


子どものいる世帯の共働きの状況

平成22年の国勢調査によると、18歳未満の子どもがいる世帯約15万8千世帯のうち、夫婦共働きの世帯は約9万7千世帯、61.5パーセントとなっています。

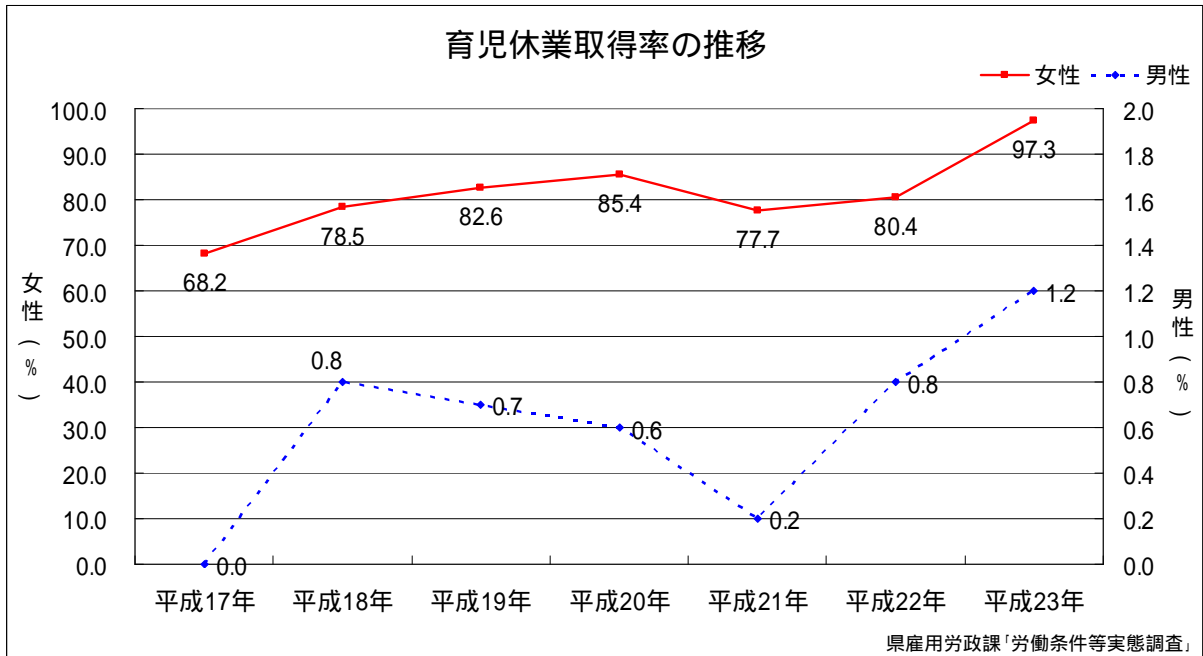
共働き率を子どもの年齢で見ると、6歳未満の子どもがいる世帯では、48.7パーセント、6歳から14歳の子どもがいる世帯では69.7パーセントに達し、子どもが小学校に入学すると母親の就労率が高くなることが分かります。

0歳から1歳の乳児がいる世帯では、40.2パーセントと低くなっています。



育児休業の取得状況

県内の育児休業取得率の推移を見ると、女性については、取得が進んでいます。男性においては若干取得が進んだものの、女性の97.3%に対してわずか1.2%にとどまっている状況です。



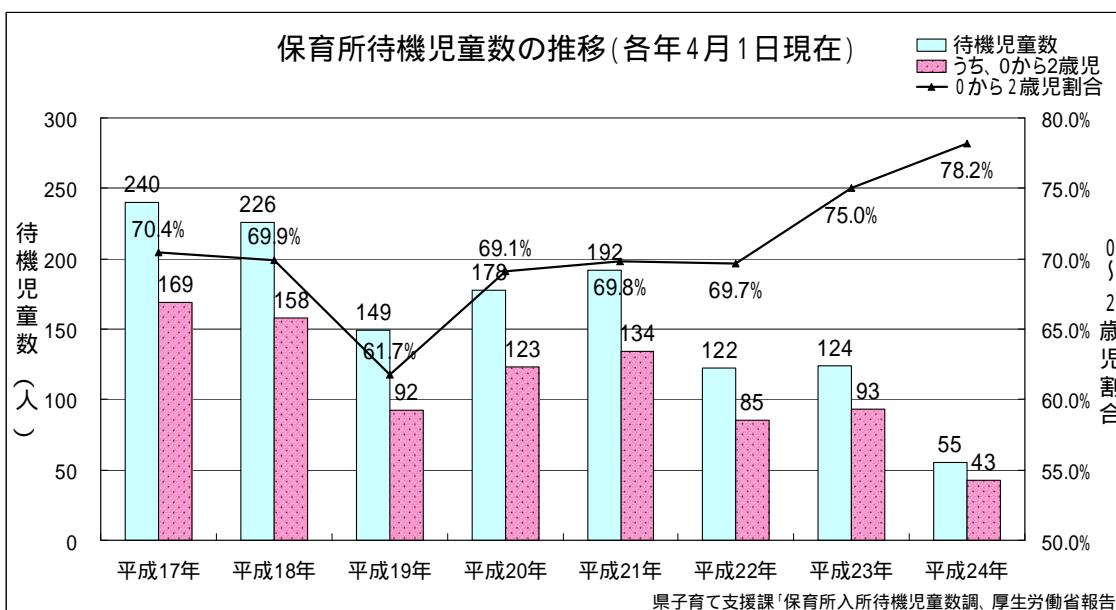
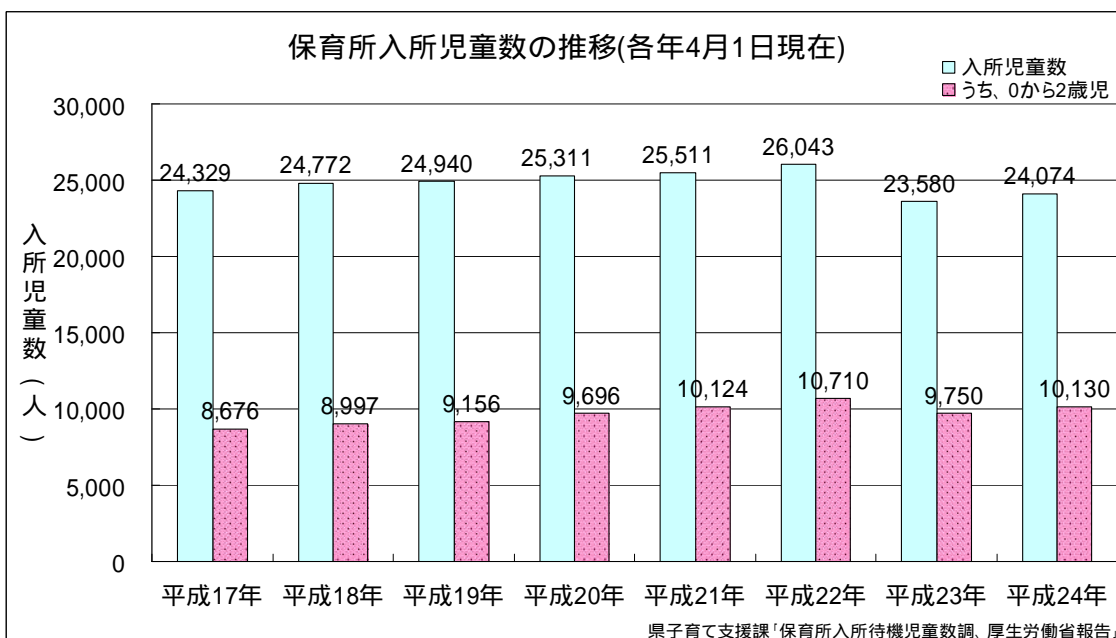


保育所、幼稚園等の利用状況

保育所（認可保育施設）は、平成24年4月1日現在、51市町村に317箇所設置されています（閉園中の施設を除く）。

平成22年までは増加傾向にありましたが、東日本大震災の影響により休園する保育所等が増え、平成24年の入所児童数は24,074人となっています（うち低年齢児（0から2歳児）10,130人）。

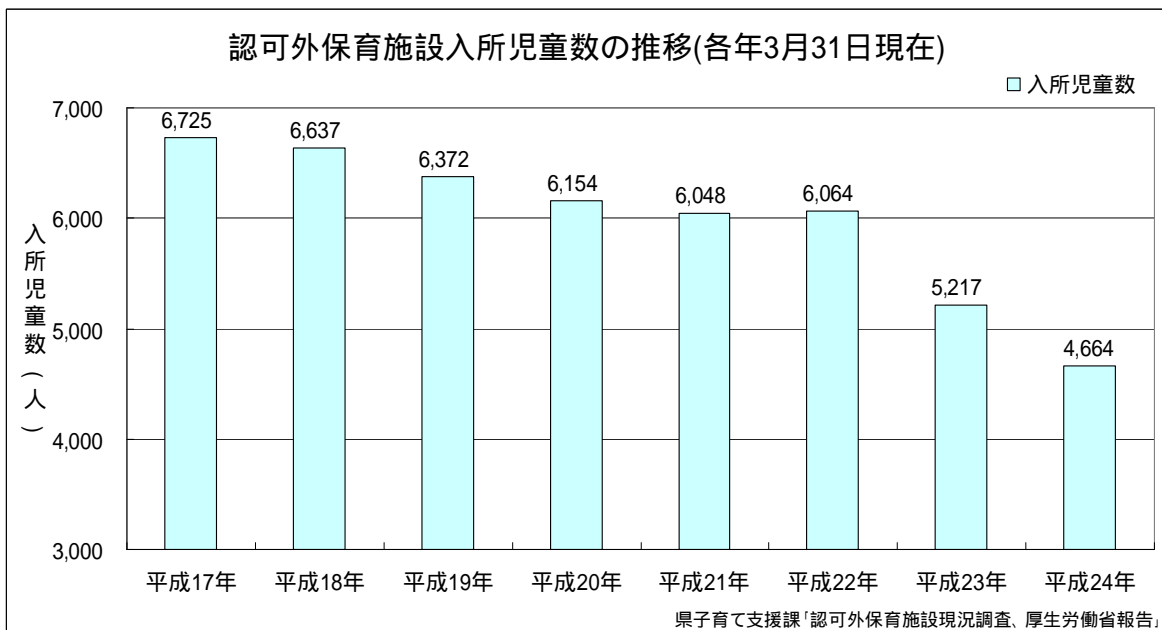
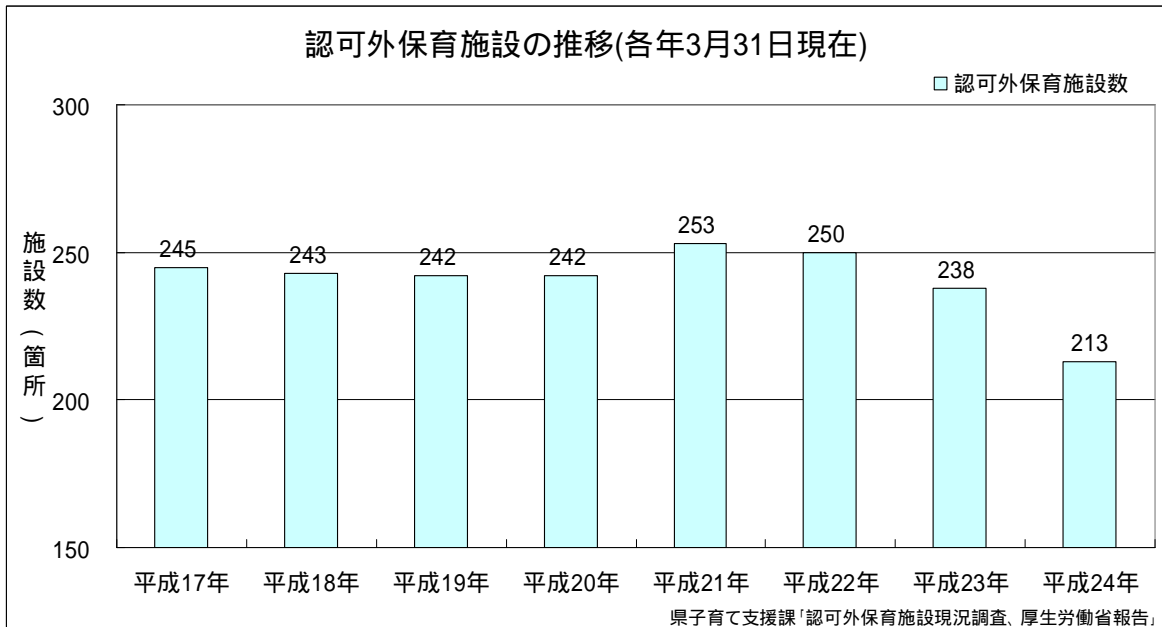
一方で、保育所の入所を希望しても定員の関係等で希望する保育所に入所できない待機児童は、入所児童数の減少等から平成24年で55人となっていますが、そのうち低年齢児については、78.2%と、全体の児童数の中で大きな割合を占めています。



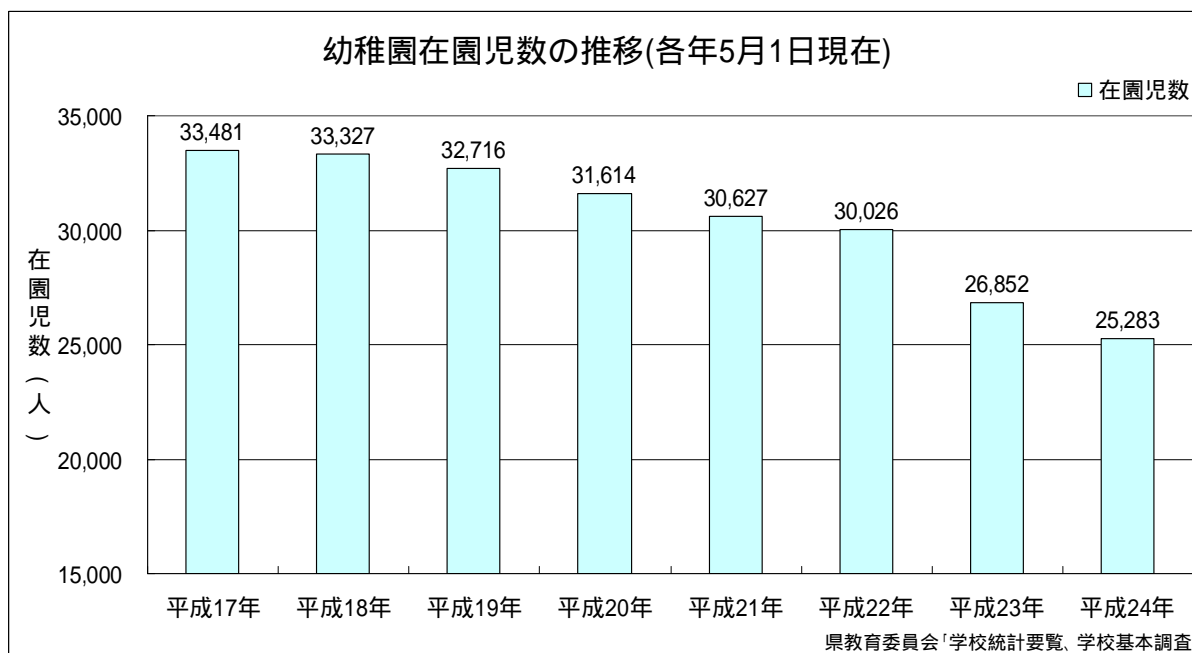
## 第2章 福島県の子どもと家庭を取り巻く状況

認可外保育施設については、入所児童数はこれまでも減少傾向でしたが、東日本大震災の影響により平成23年以降は施設数・入所児童数ともに大きく減少しています。

しかしながら、平成24年において認可保育所入所児童数と合わせた児童数全体の約16%が入所しており、引き続き重要な役割を担っています。



幼稚園については、平成17年の375園・33,481人から、平成24年5月1日現在で351園・25,283人と、施設数、在園児数ともに減少傾向にあります。特に、東日本大震災の影響により、平成23年以降は園児数が大きく減少しています。



平成24年は速報値

#### まとめ

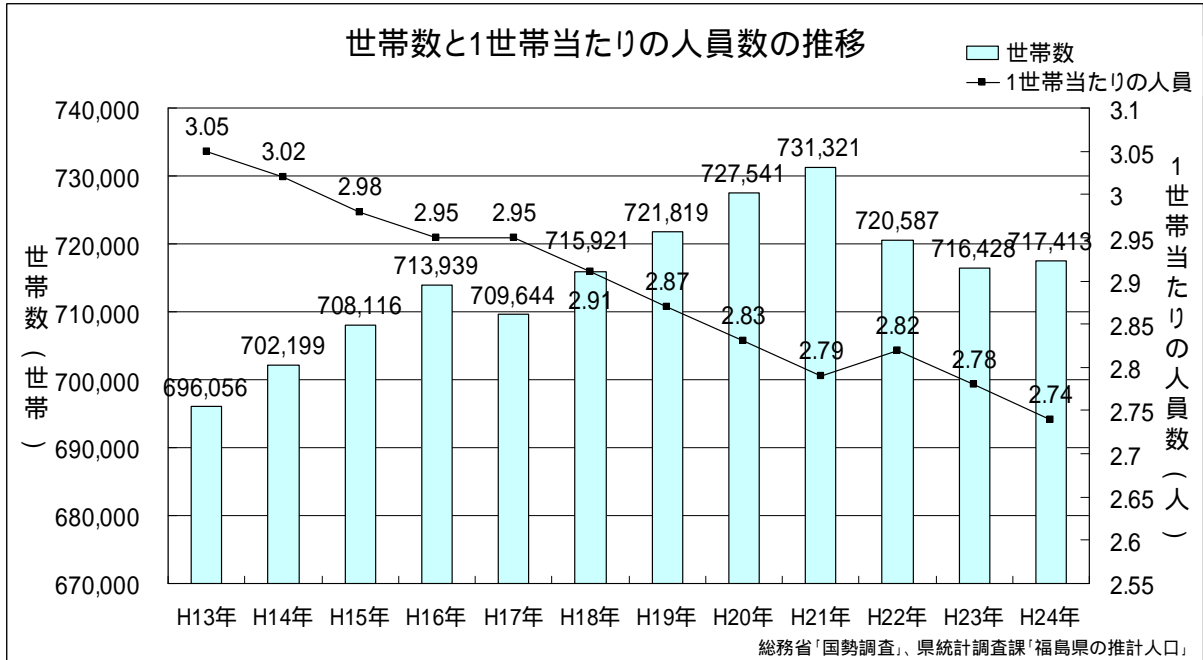
女性は結婚や子育てを仕事と両立したいと考えているものの、独身でいる理由の中には両立の自信がない等の理由があげられており、実際に結婚した後は、子育て時期に労働力率が低下する等、結婚や子育てと仕事の両立が難しいことがうかがえます。

こうしたことから、子育てと仕事の両立、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について、支援するとともに、その実現が可能になるような環境整備をしていく必要があります。

(4) 子育て世帯の孤立化

世帯の状況

世帯数は平成21年度までは年々増加傾向にありましたが、東日本大震災の影響等により震災後は減少しています。1世帯当たりの人員は年々減少し、核家族化が進行しています。



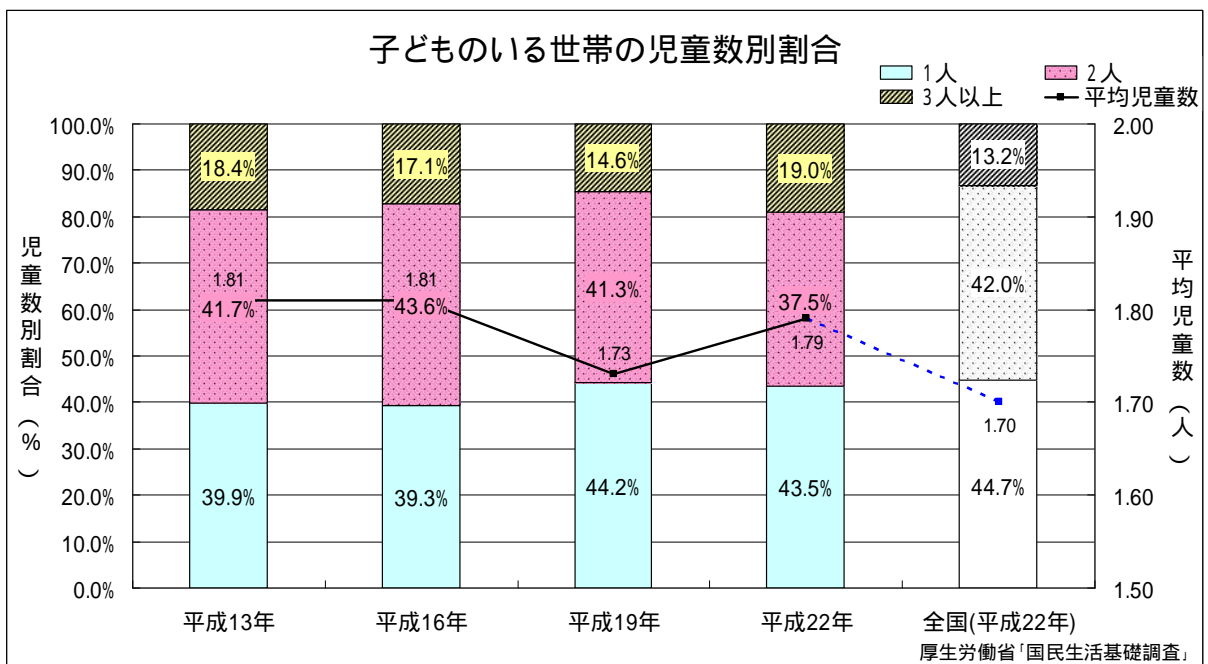
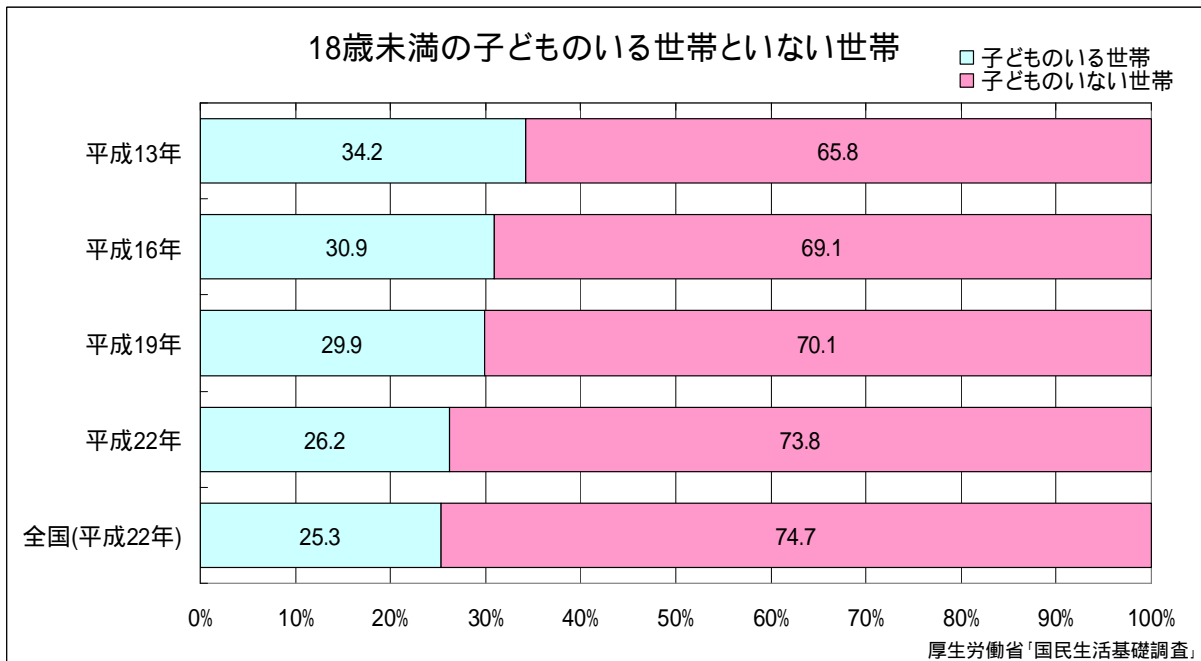
H17、22 の世帯数減少は、国勢調査による統計数値の修正が主要因。

子どものいる世帯の状況

18歳未満の子どもがいる世帯は、年々減少し、平成22年には26.2パーセントとなっています（全国25.3%）。

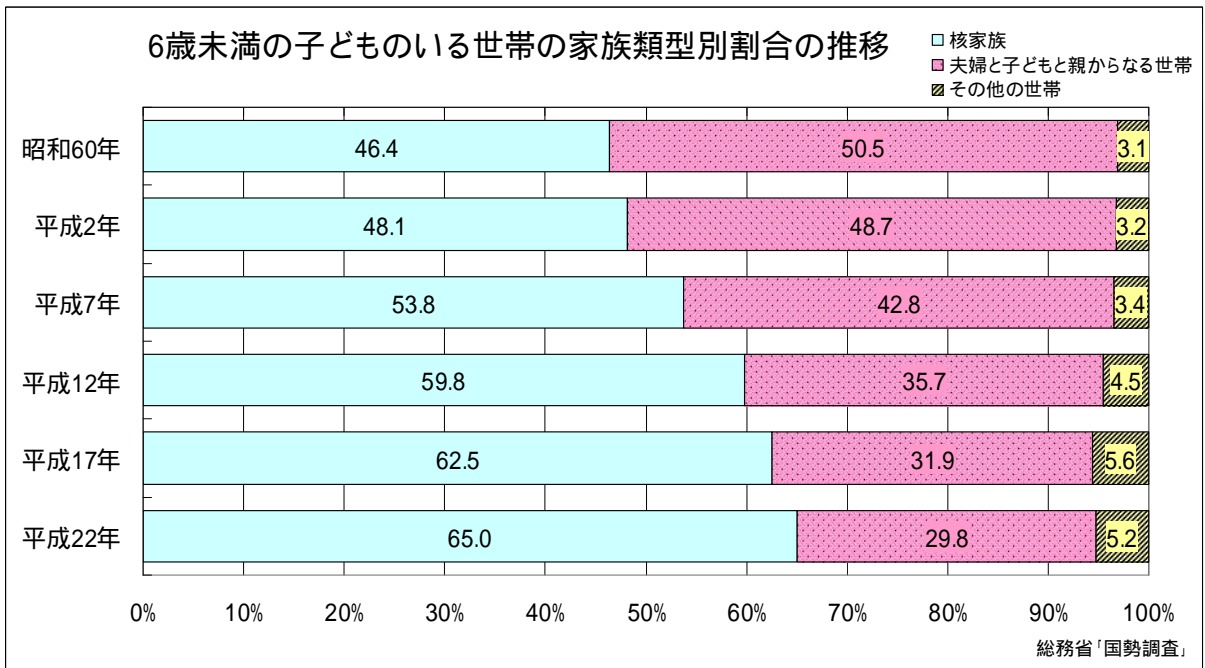
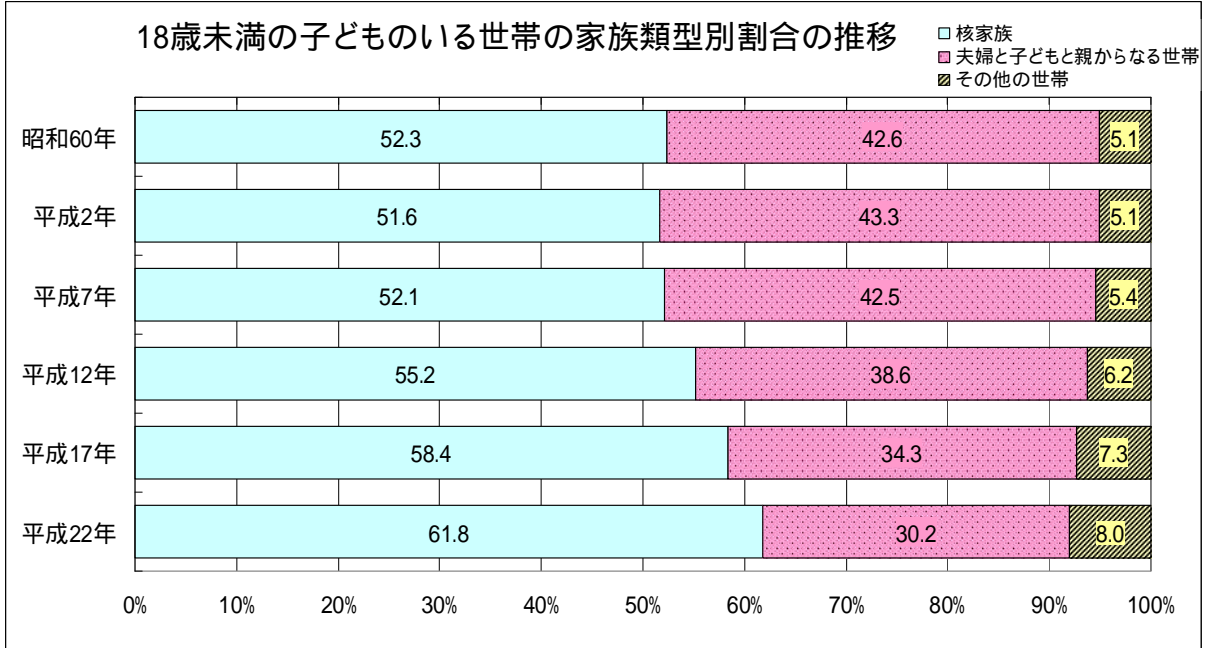
1世帯の平均児童数は、概ね横ばいで推移し、平成22年には1.79人となっています。

福島県は、全国と比べると3人以上の子どもがいる世帯の割合が高い状況にあり、平均児童数もやや高めになっています。



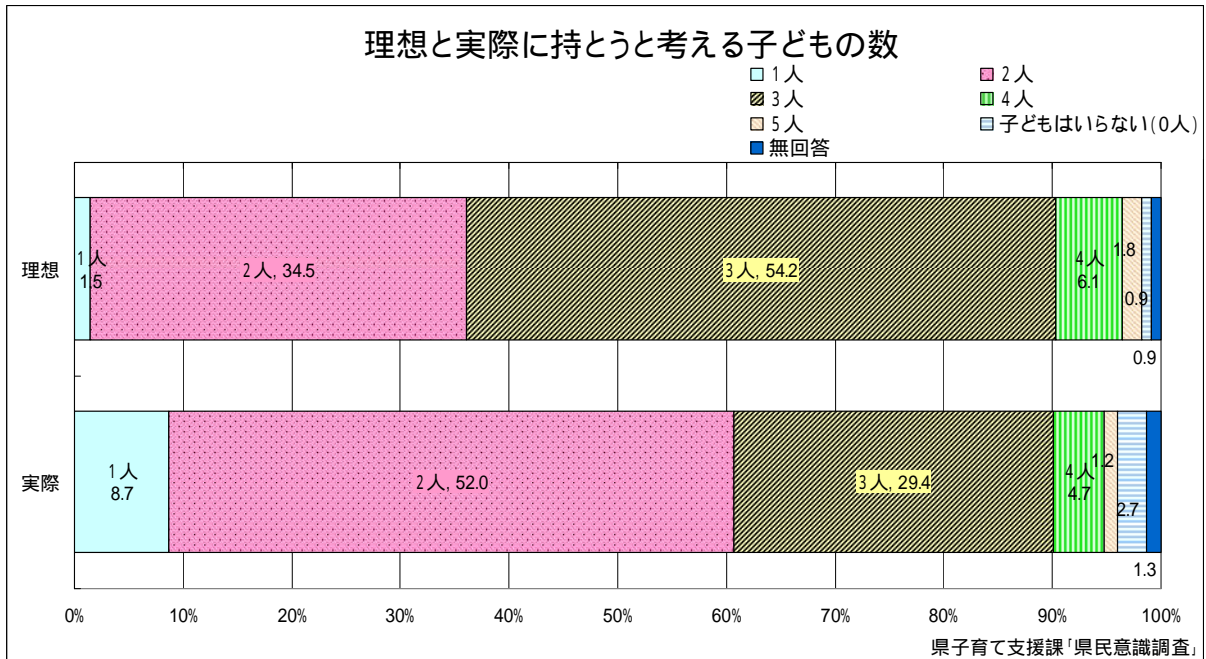
第2章 福島県の子どもと家庭を取り巻く状況

また、18歳未満の子どものいる世帯の61.8パーセント、6歳未満の子どものいる世帯の65.0パーセントが核家族世帯となっており、いずれも年々増加傾向にあります。



理想と実際に持とうと考える子どもの数（平成20年調査）

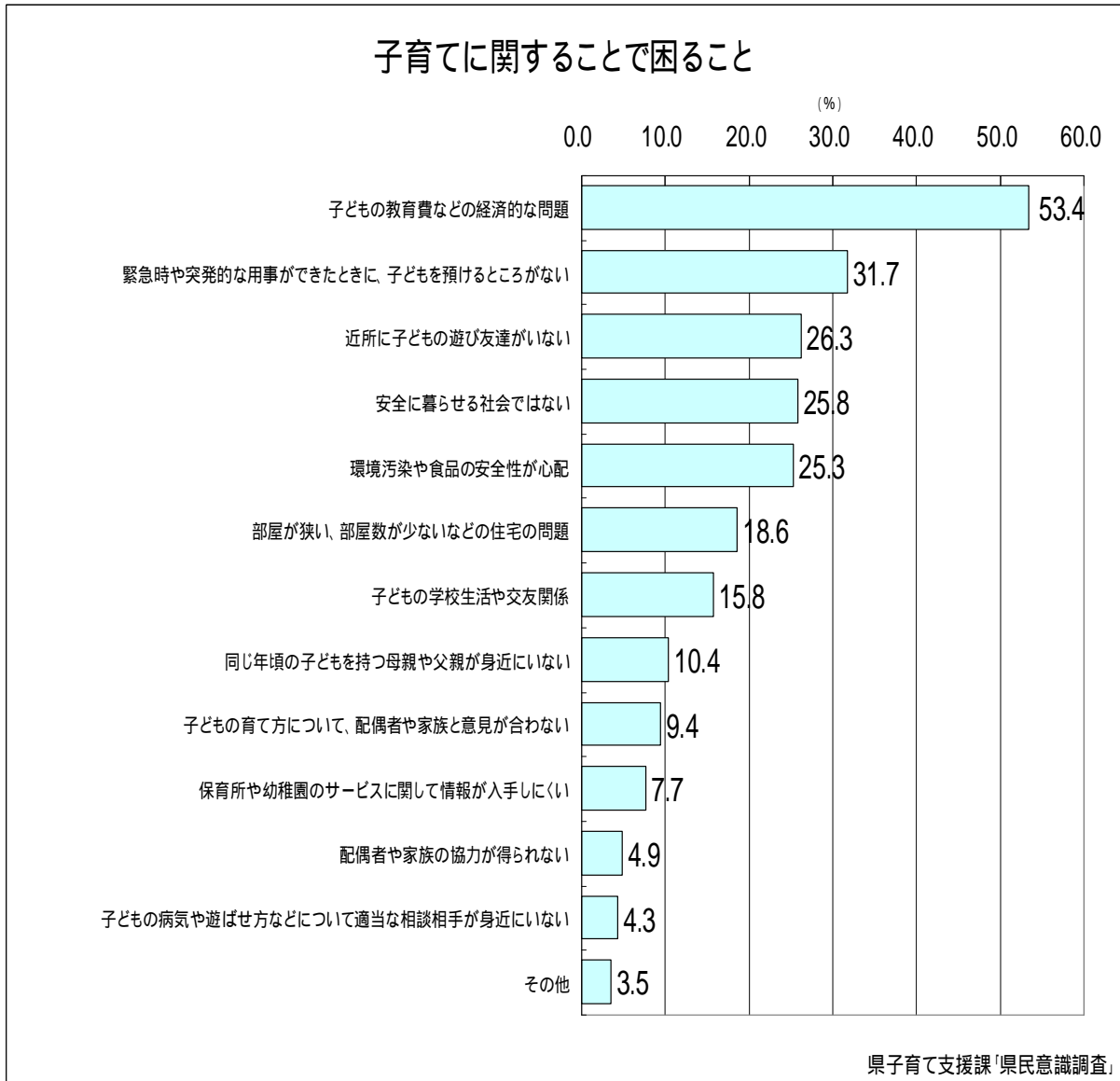
理想の子どもの人数と実際に持とうと考えている子どもの人数を見ると、理想の子どもの人数では、3人とした人が54.2パーセントで最も多くなっていますが、実際に持とうとする人数は、2人とする人が52.0パーセントで最も多く、3人とする人は、29.4パーセントに減少しています。





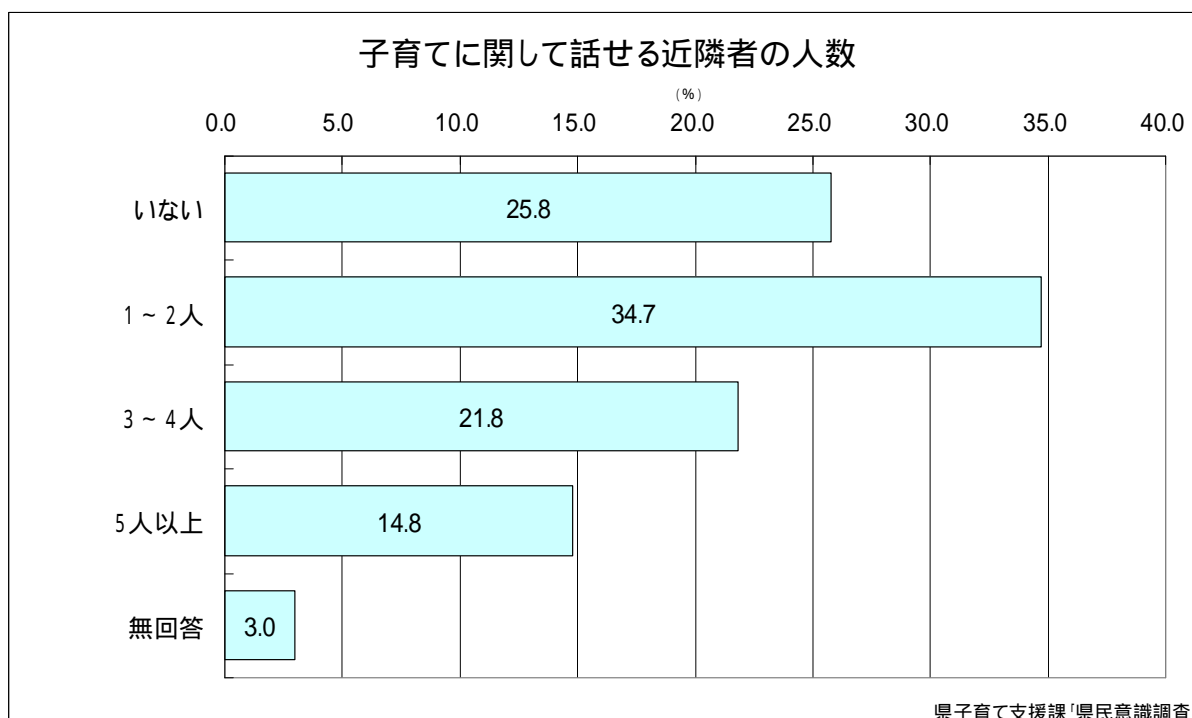
子育てに関する意識

子どものいる人が子育てに関することで困ることについては、経済的問題が最も多くなっていますが、次いで、緊急時等に子どもを預けるところがない、近所に子どもの遊び友達がいない等が多くなっています。





また、子育てに関して話せる近隣者の人数については、1～2人が34.7パーセント、いないが25.8パーセントとなっており、子育てについて話せる近隣者があまりいないことがわかります。



#### まとめ

核家族化や都市化により、子育て世帯は孤立化の傾向にあります。

また、近隣者とのつながりも希薄になりつつあることもうかがえます。

さらには、東日本大震災の影響により、慣れない避難先での子育てを余儀なくされるなど、これまで以上に孤立を深めているようなケースも増えています。

こうしたことから、相談体制、情報提供体制の整備、緊急時等の子どもの預け先の確保、育児不安の解消等、子育ての負担軽減を図っていく必要があります。

(5) 若者の経済力の低下

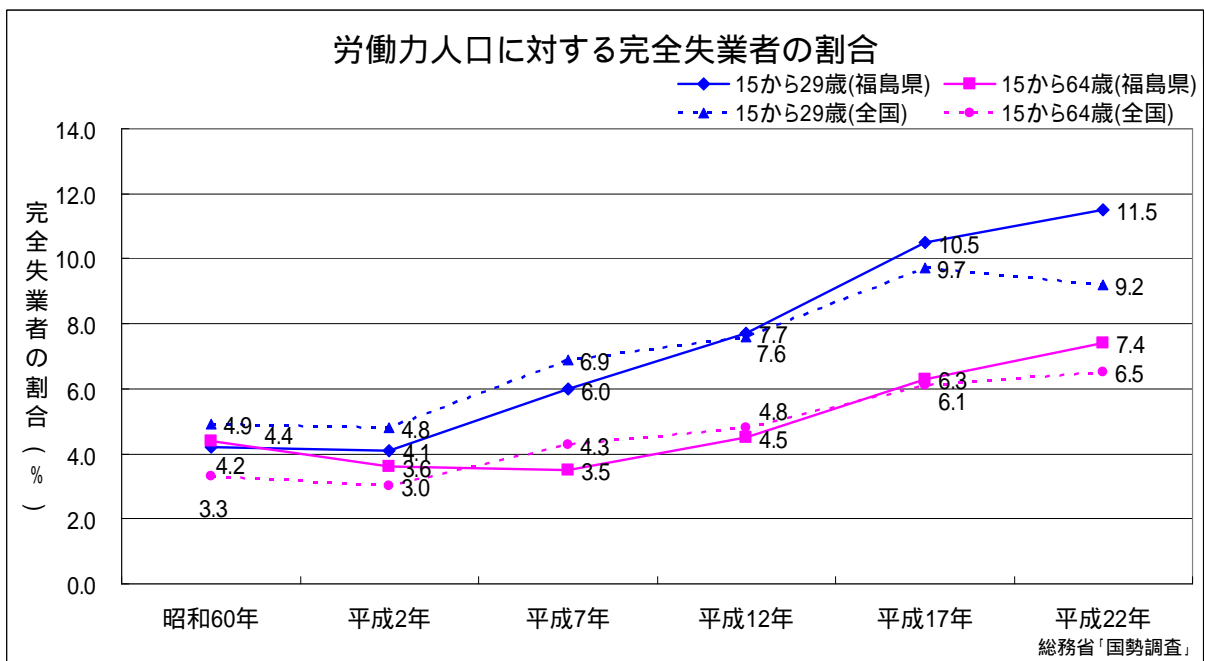
15から29歳の若者の労働力人口に占める完全失業者の割合は、平成2年以降生産年齢全体(15から64歳)を上回って推移しています。

また、その伸びも生産年齢全体に比べて大きくなっていると同時に、平成12年以降は全国よりも高い割合で推移しています。

特に、平成22年の国勢調査によると、15から29歳の雇用者のうち派遣社員や臨時雇用の割合は31.5パーセント(全国35.1パーセント)であり、全国よりは低いものの、生産年齢全体の30.1パーセント(全国28.1パーセント)より高くなっています。

こうしたことから、若年者の就業状況は安定しておらず、経済力も低下していると考えられます。

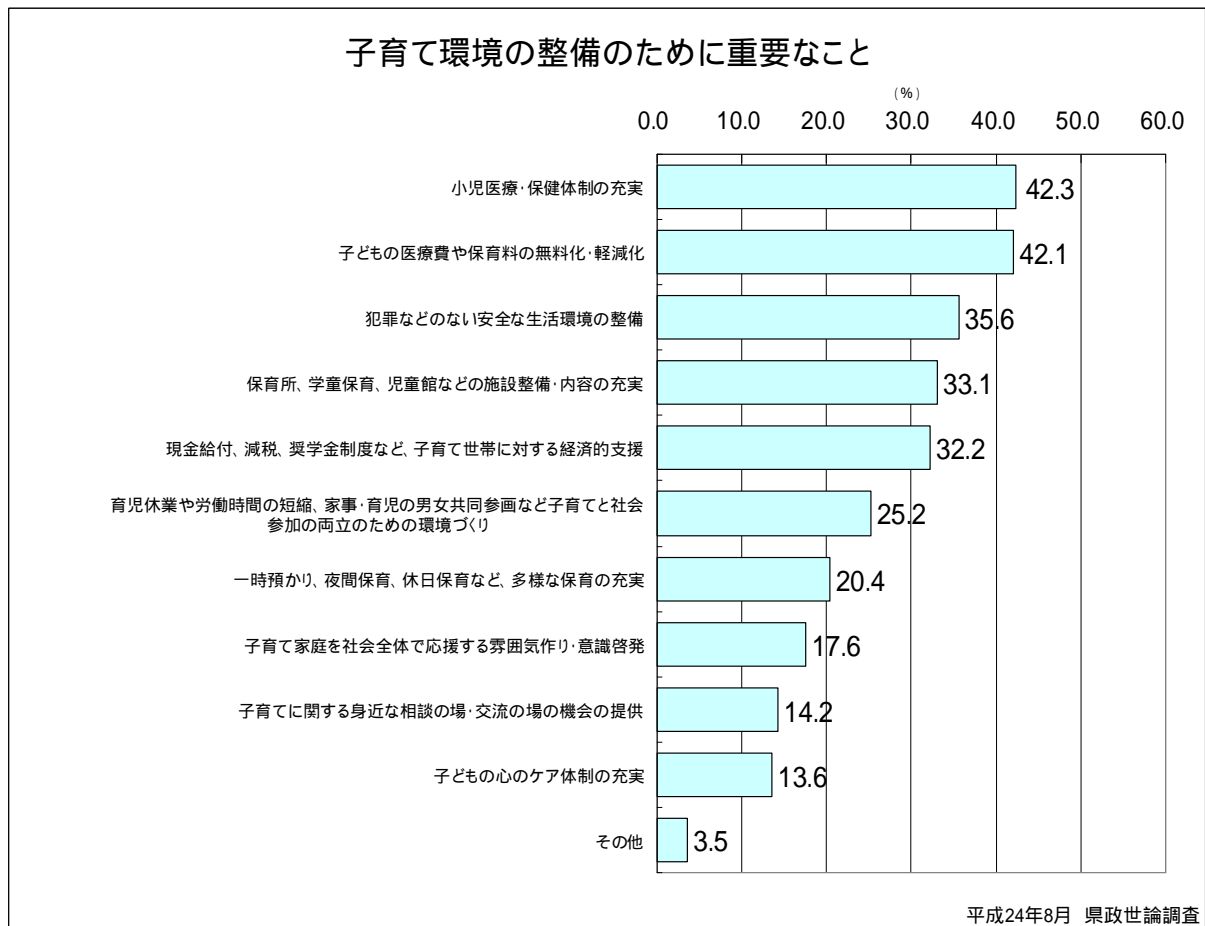
若年者が家庭を築き子どもを生み育てていく事ができるよう、安定した就労を支援していく必要があります。



なお、東日本大震災を踏まえて県民の結婚観や子育ての負担感、雇用不安等の意識が変わってきていることが想定されるため、今後意識調査を行い、震災後における本県の子育て施策に反映させていくこととします。

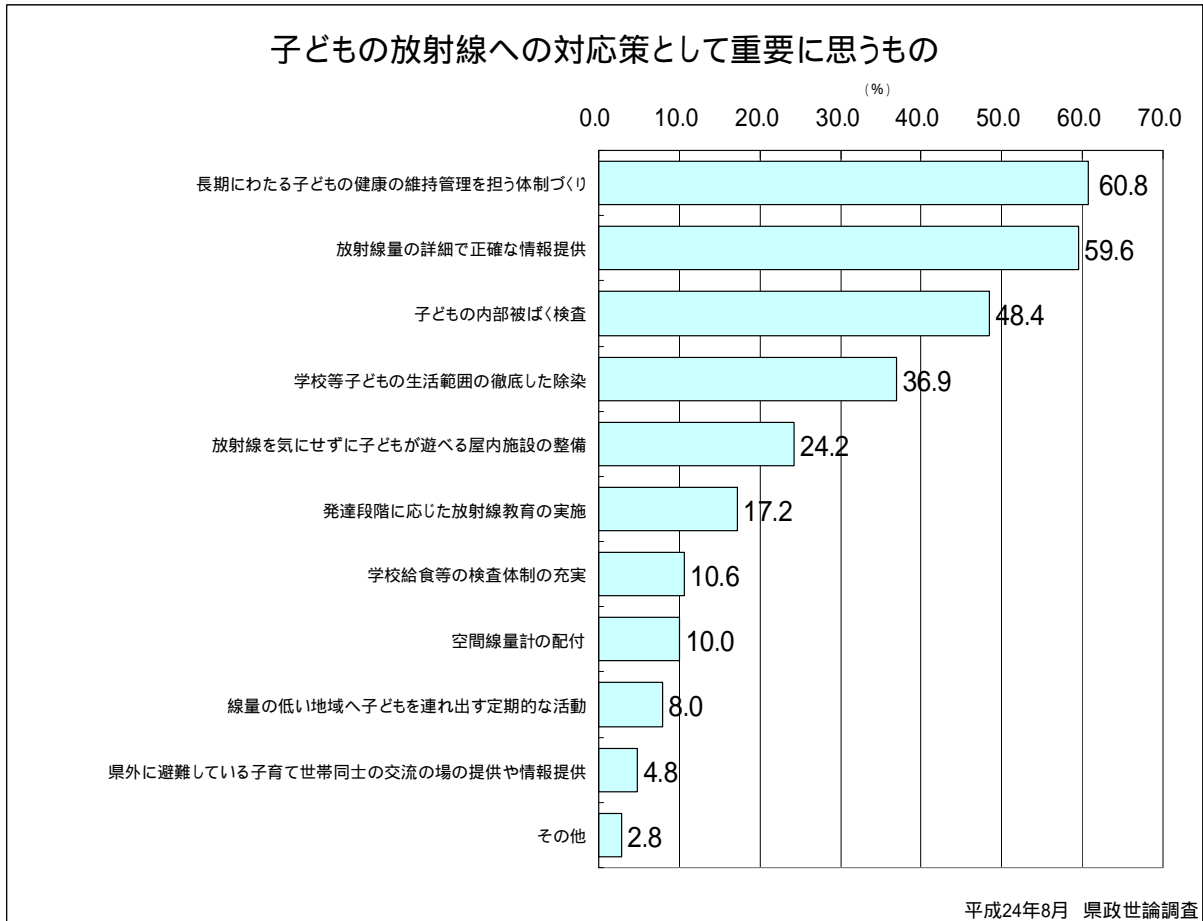
#### 4 期待される行政施策

行政に期待する施策について見ると、小児医療や保健体制の充実、子どもの医療費や保育料の無料化等子育て世帯への経済的支援、安全な生活環境の整備、保育所等の施設整備や内容の充実といった項目への期待が高くなっています。



子どもの放射線への対応策について重要と考える施策については、長期にわたる子どもの健康の維持管理を担う体制づくり、内部被ばく検査、放射線量に関する正確な情報提供や除染などへの期待が高くなっています。

このほか、子どもにとって外で遊ぶことが重要との意見もあり、遊び環境への関心の高さがうかがえます。



さらに、福島大学が県外避難者を含む15歳以上の県民を対象に行った「福島県の未来に関する政策提言に向けた意見募集」によると、子どもたちが福島で育つにあたって必要なものとして、以下のような意見が見られました。

- ・放射線量を気にせず、安心安全に遊べる・学べる屋内施設や屋内プール
- ・公立中高一貫校の設置や大学の誘致といった教育環境の充実
- ・子どもたちの心のケア
- ・放射能の正しい知識を得るための授業や子どもたち自身に放射能のことを自分で判断できるようにする教育

このほか、民間の人が参画しやすい環境を早く整えて欲しいとの意見もあり、行政に頼るだけではない意識・意欲の高さがうかがえます。

## 第3章 計画の理念、目標 及び基本方針

## 計画の理念

## 社会全体での子育て・子育ての支援

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震及び津波による被害に加えて、放射性物質による深刻かつ多大な被害を本県にもたらしました。

その結果、避難区域をはじめ広い地域で、現在も住民が県内外への避難を余儀なくされているほか、放射線の影響による健康上の不安を抱きながら暮らしている状況が続いています。

特に、子育て世帯においては、屋外における活動を制限されるなど子どもたちが安心して遊ぶことや体験活動を行う機会が減少したほか、母子での避難による二重生活を続ける等家庭生活のあり方にも影響を及ぼしており、親子ともに大きなストレスを抱えています。

一方、かつては、子育ては、大家族の中で、さらには家族を越えて集落、地域社会全体で行われてきました。

しかし、現在の社会においては、核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化により、子育てが孤立化し、子育てに伴う不安や負担が大きく、東日本大震災がそれに拍車をかけている状況にあります。

また、女性の社会進出が進み、結婚しても仕事を続けることや子育てと仕事との両立、男性の子育てへの参画が望まれています。現実には、子育ての負担が女性に偏っており、男性も長時間労働が常態化することで子育てに関わりにくくなっている等の状況が見受けられ、子育てを含めた仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現しにくい社会となっております。

このように、現在の社会は、子育てしにくい社会になっており、震災の影響もあって少子化がこれまで以上に急速に進行しております。

本県においては、平成23年で合計特殊出生率が全国第19位となっており、少子化の進行には歯止めがかからず、緊急に少子化対策を推進することが求められています。

このような中、県においては、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」において、「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を県づくりの基本目標として掲げ、「人と地域が輝く“ふくしま”」を目指しております。

また、福島県復興ビジョン及び復興計画において、「未来を担う子ども・若者の育成」を主要施策の一つとして位置づけ、「日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境の整備」を目指しております。

子どもは社会の宝であり、子どもが大切にされ、健やかに成長することは、社会全体の願いであり、子どもを生み育てること、子どもが健やかに育つことは、活力ある豊かな未来の社会を築いていく次世代を育成することでもあ

ります。また、本県が東日本大震災から復興するに当たって、将来を担う子どもたちを健全に育成することは必要不可欠です。

こうした意味で、安心して子育てができるとともに、子どもが健全に育つことができるよう、行政、企業をはじめ、地域の各団体、高齢者等の様々な世代等、社会全体で、新たな支え合いによる、子育て・子育てを支援していく体制づくりを進めることが重要です。

このため、「社会全体での子育て・子育ての支援」を少子化対策を進める本計画の理念とするとともに、県民をあげてこうした体制づくりを進めるため、引き続き“子育て支援を進める県民運動”を展開しながら、進行する少子化に対応し、避難者に寄り添った継続的な支援を行うなど県外に避難した子どもたちが安心して本県に帰還できるように、また、県内に居住する子どもたちが健やかに育つように、各施策を総合的に推進していきます。

## 計画の目標

前記の「社会全体での子育て・子育ての支援」の理念の下、子育てや子育てに夢と希望を持てる社会づくりを目指して、本計画を「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」と名付け、次の2点を基本的な目標として施策の展開を図ります。

### ～ 安心して子どもを生み、育てることができる社会 ～

現在の社会においては、子育ての負担感、子育てと仕事との両立の負担感、若者の経済力の低下等、結婚をしたい人にそれをためらわせるような、あるいは夫婦が理想の人数の子どもを生み育てるのをちゅうちょするような様々な要因があります。

そこで、結婚し、子どもを生み育てたいと考えている人が、結婚や子育てと社会参加を両立させることができ、また、安心して子どもを生み、健康に育てることができ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる社会を目指し、その実現のため、多様化するニーズに対応した子育て支援サービスの充実を目指します。

また、次代の親となるべき若年者が自立して家庭を築き子どもを生み育てることができる社会を目指します。

さらに、放射性物質の拡散により生じた不安を取り除いた上で、ふくしまだからこそ子育てしたいと思えるような魅力ある社会を目指します。

なお、福島県復興計画においては、未来を担う子ども・若者育成プロジェクトの中で、「日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり」を目標として掲げています。

### ～ 子どもが大切にされ、いきいきと育つことができる社会 ～

現在の社会においては、子どもの健やかな成長をおびやかす児童虐待やいじめ、子どもに対する犯罪等が大きな社会問題となっています。

また、離婚の増加等によりひとり親家庭が増えるなど子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。

そこで、子ども自身の声を尊重し、あらゆる子どもたちが大切にされるとともに、子どもたちの知・徳・体がバランス良く育まれ、夢に向かってチャレンジする意欲と想像力にあふれた、主体性のあるたくましい子どもに成長することができる社会を目指します。

なお、福島県復興計画においては、未来を担う子ども・若者育成プロジェクトの中で、「生き抜く力を育む人づくり」「ふくしまの将来の産業を担う人づくり」を目標として掲げています。



## 計画の基本方針

### 1 東日本大震災を踏まえた子どもや家庭への支援

東日本大震災の影響により、本県は地震及び津波による被害のみならず、放射性物質による深刻な被害を受けました。

このため、拡散した放射性物質について、除染を進めることで放射線量の低減化を図るとともに、より一層の安全・安心を確保するため、学校や保育所等における給食の検査体制を整備します。

また、東日本大震災により、多くの県民が健康に不安を抱えている状況を踏まえ、長期にわたる県民健康管理調査を継続していくほか、被災した子どもの心のケアの支援体制を整備します。

さらに、18歳以下の医療費無料化を図るとともに、外で遊ぶことに不安を持つ子どもたちのために放射線量の低い地域での自然体験活動や屋内における遊び場の整備を促進します。また、東日本大震災の体験を生かしたふくしまならではの教育を行うなど生き抜く力を育む人づくりを進めるとともに、避難者に寄り添った継続的な支援を行い、県外に避難した子どもたちが本県に帰還できるように、広く県民の意見等も踏まえて、震災後、福島県内及び県外へ避難している子育て世帯が、安心して子どもを生み育てられるよう、全力で取り組みます。

### 2 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり

震災後、子どもの放射線被ばくに対する不安が県内全域に広がる中、安心して子どもを生み、健康に育てることを支援するとともに、育児に不安や悩みを持つ親に対する援助を行う必要があります。

このため、子どもに対する甲状腺検査や放射線の健康影響に関する正しい知識等の情報発信に努めるほか、食育を推進するなど親と子の健康づくりに対する支援を行います。

また、安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備を進めるとともに、不妊や不育に悩む夫婦のための対策を推進します。

### 3 子育ての支援

東日本大震災の前からあった核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化等の傾向に加え、震災の影響によりこれまで以上に子育てが孤立化するとともに、共働き家庭やひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、子育てにおける負担の軽減や地域における子育て支援体制の整備が求められています。

このような中、社会全体で子育て世帯を支援するため、子育て支援を進

める県民運動を一層推進します。

また、避難生活が長期に渡ることも考えられることから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の更なる推進や、多様な働き方に対応した子育て支援サービスの整備が求められています。

このため、安心して子育てができるよう放射線も含めた相談・情報提供体制を整備するとともに、保育サービスを含む多様な子育て支援サービスの整備・充実を図り、子育てに関する団体や高齢者等、地域における様々な社会資源による子育ての支援を図ります。また、放射線の健康影響に関する正しい知識について情報発信します。

加えて、妊娠から子育て、さらには教育に要する費用への負担感が増大しているため、経済的負担の軽減を図ります。

さらに、住宅や居住環境、まちづくり等において、子育てしやすい生活環境の整備を図ります。

#### 4 子育てと社会参加の両立のための環境づくり

女性の社会進出が進み、結婚、子育てと仕事の両立を望む女性が多くなり、共働き家庭が増加しています。

また一方で、固定的な性別役割分担意識はいまだ社会に根強く残っており、女性にとっての家事や子育ての負担は重いものとなっており、このような観点からも、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することが、大変重要な課題となっております。

このため、個人の価値観を尊重するのはもちろんですが、男女がともに子育てに関わっていく社会づくりを進めるとともに、子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、子育てに配慮した働き方の普及促進や職場における子育て支援の促進を図ります。

さらに、育児休業制度等の定着と充実を図るとともに、出産や子育てのためにいったん退職した人の再就職のための支援を進めます。

#### 5 子どもの健やかな成長のための環境づくり

子どもが健やかに、また、個性豊かに育つことができる環境づくりのため、東日本大震災を踏まえた道徳教育、防災教育、理数教育、放射線教育など、ふくしまならではの教育を始め、学校及び地域における教育の充実を図るとともに、放課後の児童の健全育成を推進します。

また、安心して子どもを遊ばせることのできる屋内施設の活用をはじめとした子どもにとって必要不可欠な「遊び」の充実や体験学習に係る環境整備を進めます。

さらに、子どもの人権に関する啓発等、子育てしやすい環境づくりを進めつつ、県の各種施策に子どもたちの参画を促すなどしてふるさと福島への愛着心の醸成を図るとともに、犯罪被害の防止や交通安全等、子どもに

とって安全で安心な地域づくりを進めます。

## 6 援助を必要とする子どもや家庭のための支援

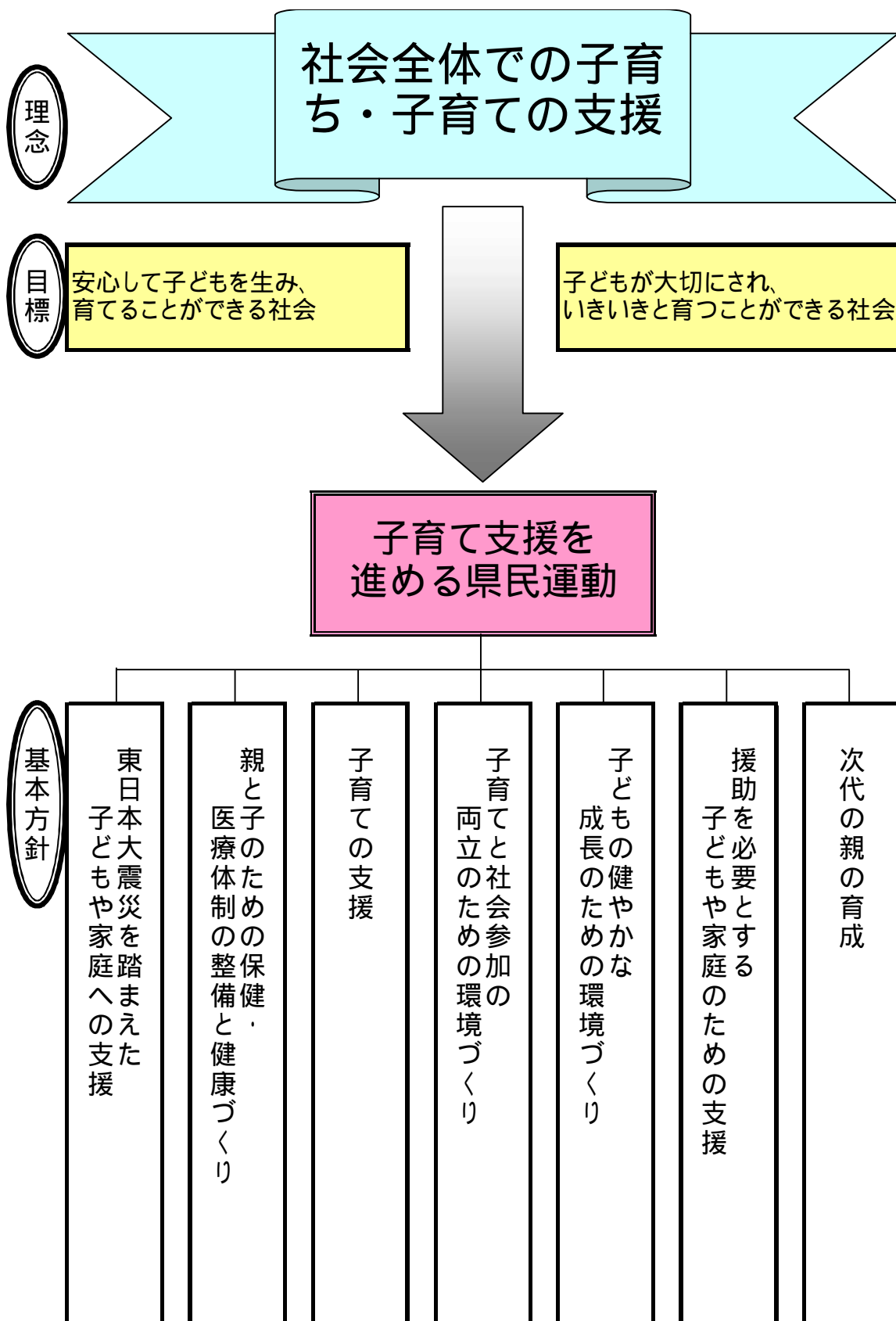
障がいのある子どもや家庭において適切な養育を受けることができない子ども、ひとり親家庭等の援助が必要な子どもや家庭への支援を進めます。

また、児童虐待の防止体制を整備し、関係機関との協力・連携を図りながら、犯罪やいじめ、虐待等にあった子どもに対する支援等を進めます。

## 7 次代の親の育成

次代を担う子どもを生み、育てやすい環境づくりが求められる中で、次代の親となるべき若者に対し、健康教育を行うとともに、家庭を築き子どもを生み育てることの意義について教育や啓発を図ります。

また、若者が自立して家庭を持てるようにするため、安定した就業に対する支援を進めるとともに、若者が互いに交流する機会を促進します。



## 第4章 基本的施策及び行動計画

### 東日本大震災を踏まえた子ども や家庭への支援

## 1 子どもの生活環境の回復

### <現状と課題>

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、放射性物質が拡散し、現在も住民が県内外への避難を余儀なくされているほか、放射線の影響による健康上の不安を抱きながら暮らしている状況が続いています。

環境中の放射線量を低減させることは、安心して安全な生活をするために不可欠なものであり、福島県では、学校や保育所等子どもの集まる場所における、園庭等の表土改善、高圧洗浄機や泥落としマット購入、エアコン等の設置などの取組を支援してきました。また、国と連携して学校や保育所等において日々の放射線量を測るとともに、リアルタイム線量測定システムを配備し、子育て世帯の安心を図るため随時放射線量が確認できるようにしました。なお、除染については、引き続き速やかに実施していく必要があります。

また、学校や保育所等における給食用食材に対する不安の声があることから、保護者及び子どもの安心を確保するために、学校等の給食における検査体制を整備していく必要があります。

さらに、地震や津波により被災した学校や保育所などの子どもに関する施設の復旧を進める必要があります。

### <施策の方向>

放射線量の低減化を図るため、除染の迅速かつ確実な実施を進めていきます。

また、学校や保育所等における給食検査体制の整備を進めるとともに、施設復旧を進め子育て環境・教育環境の回復を図ります。

### <行動計画>

は、重点的に取り組む施策です。

課(室)名は、平成24年4月1日時点において、主にその施策を所管している県の課(室)です。

#### (1) 放射線量の低減化

市町村による除染を支援するとともに、県有施設の除染を進めます。また、通学路、子どもの生活空間における放射線量低減化を図る活動を支援します。(除染対策課)

除染業務従事者等の育成や有効な除染事業の検証などを進めます。(除染対策課)

(2) 給食の安全・安心確保

学校給食等に含まれる放射性物質の検査を行う取組を支援します。  
(私学・法人課、児童家庭課、子育て支援課、障がい福祉課、健康教育課)

(3) 学校等の施設復旧

地震や津波により被災した学校や保育所等の復旧工事や仮設校舎の設置などを進め、子育て環境・教育環境の回復を図ります。(財務課、施設財産室、社会教育課、私学・法人課、子育て支援課)



## 2 子ども達の心身の健康を守る取組の推進

### <現状と課題>

本県の子育て世帯は放射線の影響による健康上の不安を抱きながら暮らしており、全ての子どもに対して、放射線による健康への影響の未然防止、早期発見及び早期治療等長期にわたって万全の措置を講じていく必要があります。

また、現在も東日本大震災により県内外への避難を余儀なくされている子どもたちが多数いるほか、放射線の影響から外遊びを控えるなど、福島の子どもたちは精神的ストレスを募らせていることから、心のケア対策の充実を図る必要があります。

### <施策の方向>

外部被ばくのみならず内部被ばくについての検査体制や相談体制を整備し、子ども達の健康を長期にわたって見守っていきます。

また、子ども達の心のケア支援体制の整備を図っていきます。

### <行動計画>

#### (1) 健康の保持・増進

長期にわたり子ども達の健康を見守り、健康の維持・増進を図るため、発災時、概ね18歳以下の全ての子どもを対象とした甲状腺検査等の県民健康管理調査を行います。(健康管理調査室)

放射線の健康影響に関する情報発信について、セミナーや住民参加型のワークショップを開催するなどして、県民に正しくわかりやすい情報を提供するなど、リスクコミュニケーションの環境整備に取り組みます。(健康管理調査室)

#### リスクコミュニケーション

リスクに関する情報を共有し、意見交換等を通じて意思疎通と相互理解を図ること。

ホールボディカウンターによる内部被ばく検査について、子どもと妊婦を優先して実施するとともに、順次検査対象者を拡大しながら、希望する方がいつでも検査を受けることができる態勢づくりを目指します。(地域医療課)

身近な地域の放射線量を自ら確認できるように、住民に個人線量計を貸し出すことで、特に妊婦や子どもを持つ親の不安解消と住民の健康管理を図ります。(健康増進課)

妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に子育てや健康に関する相談体制



を充実させ不安解消に努めます。また、希望する場合には母乳の放射線検査を支援します。（児童家庭課）

## （2）子どもの心のケア

東日本大震災による被災地域の児童生徒等の心のケアなどに対応するため、スクールカウンセラー等を学校に派遣するなど、相談体制の充実を図ります。（私学・法人課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）

震災後におけるストレスを抱える青少年の支援のため、同じ経験をした同年代の者同士による交流会等を行うピアサポートを実施します。（青少年・男女共生課）

### ピアサポート

同じような課題に直面する者同士が互いに支え合うこと。

専門的人材について中央のネットワークを活用するとともに、市町村及び関係機関等の連携を図って、子どもの心のケア体制の推進を図ります。（児童家庭課）

被災した妊産婦や障がい児に対して、相談・援助などきめ細かな心身のケアを実施します。（児童家庭課、障がい福祉課）

### < 施策に関する指標 >

指標名	担当課	現在値	目標値
甲状腺検査の受診率	健康管理 調査室	平成23年度 79.8%	平成26年度 100.0%

### （参考数値）

- ・「ホールボディカウンター検査実施状況（平成23年度 31,622人）」については、増加を目指す。
- ・「ふくしまの赤ちゃん電話健康相談件数（平成24年6月～12月 841件）」については、相談に適切に対応していく。

### 3 未来を担う子ども・若者の育成

#### <現状と課題>

現在も多くの子どもたちが、東日本大震災により県内外への避難を余儀なくされている状況を鑑みて、子どもの健康を守り、十分な医療を受けることができるように、また、子どもたちが安心して遊び、運動することができるように、福島県で安心して子育てできる環境づくりを進めることが必要です。

また、被災した児童生徒等に対して教育機会の確保を図るため継続的な就学支援等を実施するほか、東日本大震災を踏まえた道徳教育、防災教育、理数教育、放射線教育の充実などふくしまならではの教育の推進を図る必要があります。

#### <施策の方向>

子どもの医療費無料化、子どもの心身の健康確保のための体験活動や屋内における遊び場の整備など安心して子育てできる環境づくりを進めつつ、子どもたちがふるさと福島への誇りと愛着心を持てるような取組を推進していきます。

また、被災した児童生徒等に対する教育機会確保のための経済的支援の継続や、ふくしまならではの教育の推進などにより、生き抜く力を育む人づくりを進めます。

#### <行動計画>

##### (1) 日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり

子どもたちが十分な医療を受けられるように、18歳以下の医療費無料化を図ります。(児童家庭課)

安心して子どもを遊ばせることができる屋内遊び場の整備や屋外体験活動等に対する支援を行い、子どもたちのストレス軽減と体力向上を図ります。(子育て支援課、社会教育課)

学校へのスポーツトレーナー等専門家の派遣や屋内外における遊び方についての研修などを通して指導者の育成や保護者への情報提供を行うとともに、屋外の冒険ひろばで自由な発想で遊ぶ取組を広く周知します。(子育て支援課、生涯学習課、健康教育課)

被災した未就学児に対する保育体制の確保及び保育活動の支援を行うとともに、子どもの運動量の確保や自然ふれあい体験、保護者の健康不安への助言等に取り組む保育所等を支援し、保育の充実を図ります。(子育て支援課)

東日本大震災により県内外に避難している子育て世帯の孤立化を防ぐため、避難者同士が気軽に集まり、悩みの相談や情報交換を行う交流会を開催するとともに、相談、見守り、交流などの支援活動を行う団体を支援します。（子育て支援課、文化振興課、避難者支援課）

仮設住宅やその周辺において防犯パトロールや防犯広報活動を実施することにより、子どもが被害に遭いやすい性犯罪等の被害防止を図ります。（生活安全企画課）

学校等の耐震化を推進するなど、子どもに関する施設について、災害時にも安全な施設整備を支援します。（私学・法人課、施設財産室、子育て支援課）

各所からいただいた寄附金を活用し、被災・避難等により不便を強いられている子どもへの支援や子どもたちの将来につながる取組、子どもたち及びその保護者が元気になる取組などを進めていきます。（子育て支援課、児童家庭課）

震災後の福島県における子育て環境のあり方について、多様な専門分野の有識者による調査研究を行い、「日本一安心して子育てしやすい県づくり」を目指します。（子育て支援課）

## （2）生き抜く力を育む人づくり

被災した児童生徒等の就学の機会を確保するため、授業料等減免、就学援助、奨学金貸与、通学支援等の経済的支援を実施します。（私学・法人課、財務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）

東日本大震災により遺児・孤児となった児童の生活及び修学を支援します。（児童家庭課）

被災児童生徒等に対する心のケアや学習指導など、きめ細かな教育的支援を子どもたちの実態等に応じ適切に行うことができるよう、教職員を適切に配置します。（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）

サテライト校の施設設備等を整備するとともに、当面の宿泊施設の確保や監督者の配置など、引き続き教育環境の整備・改善を図ります。（高校教育課、教育総務課）

震災後の地域コミュニティの再生を図るため、学びを媒介としたコミュニケーションの活性化等の取組や高齢者をはじめとした地域住民による子育て支援の取組を支援します。（社会教育課、子育て支援課）

東日本大震災の教訓を生かした道德教育、防災意識の高揚や災害時に主体的に行動する態度等の育成のための防災教育、医学・産業の基盤

となる理数教育、児童生徒の発達段階に応じた放射線教育など、東日本大震災を踏まえた教育を推進します。（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、健康教育課）

子どもたちが震災後改めて地域の魅力やすばらしさを再発見できる取組や、復興に向けた地域の現状や今後の課題等に触れ「ふくしま」の未来を考えることができる取組を進め、子どもたちのふるさと福島への愛着心の醸成を図ります。（子育て支援課、生涯学習課、青少年・男女共生課、観光交流課、義務教育課、健康教育課）

本県の復興に資する産業を担う創造力豊かな人材育成を支援するとともに、福祉・介護・看護分野における人材育成を図ります。（感染・看護室、産業人材育成課、社会福祉課）

県内被災地において、安定的な雇用を創出し、若者等の県内定着を促進するため、雇用面でモデル性がある事業を実施します。（雇用労政課）

< 施策に関する指標 >

指標名	担当課	現在値	目標値
放射線教育に係る授業を実施した学校の割合（公立小・中学校）	義務教育課	平成 24 年度 100.0%	平成 26 年度 100.0%維持
防災教育に係る授業（避難訓練を除く）を実施した学校の割合（公立小・中学校）	義務教育課	平成 24 年度 96.0%	平成 26 年度 100.0%
県立学校施設の耐震化率	施設財産室	平成 23 年度 71.2%	平成 26 年度 88.0%

（参考数値）

- ・「公立小・中学校施設の耐震化率（平成 23 年度 72.1%）」については、上昇を目指す。
- ・「児童福祉施設（保育所・児童厚生施設・児童養護施設等）の耐震化率（平成 24 年 69.8%）」については、上昇を目指す。

## 第4章 基本的施策及び行動計画

### 親と子のための保健・ 医療体制の整備と健康づくり

## 1 安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備

### <現状と課題>

周産期死亡率、乳児死亡率は以前と比べると改善されてきていますが、ここ数年は横ばいの傾向にあります。

また、低出生体重児の出生割合の増加などにより、小児専門医師による診察が望まれている一方で、病院の小児科部門の縮小傾向が見られること、東日本大震災の影響によりこれまで以上に医師・看護職が不足していること等から、安心して出産できる保健医療体制及び小児医療体制の整備を推進していく必要があります。

さらに、健やかな出産のため、健康管理が必要な妊婦に対して正しい健康づくりや健康の維持、適切な栄養摂取について、適切な保健指導を行っていく必要があります。

### <施策の方向>

既に構築した「総合周産期母子医療センター」、「地域周産期母子医療センター」、「周産期医療協力施設」からなる「周産期医療システム」について、関係機関の機能分担と相互の有機的連携を図るなど一層の整備充実を図ります。

また、初期救急から第三次救急まで、その症状に応じた小児救急医療体制の整備を推進します。

さらに、小児救急電話相談等の利用を促進するとともに、健康管理が必要な妊婦に対し、正しい健康づくり、健康の維持、適切な栄養摂取のために、妊娠から出産までの継続的な保健指導サービス体制の整備を図ります。

### <行動計画>

#### (1) 安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備

地域で安心して出産できる環境を整備するため、福島県立医科大学の医学部入学定員の増に併せて創設された緊急医師確保修学資金制度による県内医師の確保や「福島県地域医療支援センター」における総合的な医師確保対策などにより、産科、小児科の医師確保に努めます。(地域医療課)

有識者による「周産期医療協議会」において、地域の実情に応じた検討及び協議を行い、関係機関の機能分担と相互の有機的連携を図る等、周産期医療システムの円滑な運用を図ります。(地域医療課)

周産期医療関係者に対して、周産期医療に必要な基礎的、専門的知識、技術習得のための研修を行います。(地域医療課)

「総合周産期母子医療センター」、「地域周産期母子医療センター」



や「周産期医療協力施設」として、周産期医療を担う医療機関に対し、運営経費の一部を助成します。（地域医療課）

小児科専門医を配置して小児初期救急に対応している「休日夜間急患センター」の運営を支援します。（地域医療課）

病院群輪番方式により小児二次救急に対応している病院群の運営を支援します。（地域医療課）

院内助産所や助産師外来を開設する医療機関を支援し、助産師等による妊産婦への質の高いケアの実現を図ります。（地域医療課）

子どもの急病への対処法等についてアドバイスをする夜間の電話相談を実施します。（地域医療課）

妊娠中の禁煙や正しい食生活等、健康管理に関する啓発やハイリスク妊婦への保健指導が市町村と医療との連携により円滑に行われるよう情報提供等の支援に努めます。（児童家庭課）

妊娠中の異常を発見し妊娠が順調に進むように、市町村において定期的な妊婦健康診査の受診勧奨や未受診者対策が図られるよう情報提供等に努め、母体や胎児の健康確保のための環境整備を進めます。（児童家庭課）

予防接種に関する正しい知識の普及や、居住市町村以外でも予防接種が受けられるよう県内における広域契約による体制整備を行うなど、市町村を支援し、予防接種を促進します。（感染・看護室）

発災時、概ね18歳以下の全ての子どもを対象に甲状腺検査を定期的実施し、甲状腺がんなどの早期発見、早期治療に努め、子どもの健康を見守ります。（健康管理調査室）

< 施策に関する指標 >

指標名	担当課	現在値	目標値
周産期死亡率（出生数千人対） 1年間における出産数千人当たりの「妊娠満22週以後の死産数に、早期新生児死亡数を加えた数」の割合。	地域医療課	平成23年 3.6	平成26年 3.5以下
乳児死亡率（出生数千人対） 1年間における出生数千人当たりの乳児死亡数（生後1年未満の死亡数）の割合	児童家庭課	平成23年 2.3	平成26年 2.0以下

（参考数値）

- ・「合計特殊出生率（平成23年1.48）」及び「出生数（平成23年15,072人）」については、上昇を目指す。
- ・「小児救急電話相談事業相談件数（平成23年7,003件）」については、相談に適切に対応する。



## 2 不妊や不育に悩む夫婦に対する支援

### <現状と課題>

不妊や流産・死産を繰り返す不育症に悩む夫婦は、子どもを持っていないかもしれないという不安を抱えていることが多く、治療について適切な情報を得たり、不安や悩みを相談できる場が少ないため、身近な地域に相談機関を設置し、気軽に相談できるようにしていく必要があります。

また、不妊や不育症の治療のうち特定不妊治療（体外受精や顕微授精）等については、医療保険が適用にならず、また繰り返しの治療が必要なことから、医療費の負担が高額となるため、子どもを持つことをあきらめざるを得ない夫婦も少なくない状況にあり、治療費に係る負担を軽減する必要があります。

さらに、不妊や不育症の要因や治療に関して、治療を行う夫婦のみならず、その家族や一般の方々にも理解を得るため、普及啓発を図る必要があります。

### <施策の方向>

不妊や不育症に悩む夫婦が気軽に相談できる体制を整備します。

また、不妊や不育症の治療に要する費用について、負担軽減を図ります。

さらに、不妊や不育症の要因や不妊治療等に関して、広く一般の方々にも理解を得るための普及啓発を図ります。

### <行動計画>

#### (1) 不妊や不育に悩む夫婦に対する支援

不妊や不育症に悩む夫婦のために、各保健福祉事務所において、相談を受け付け、情報提供等を行います。（児童家庭課）

不妊や不育症の要因や治療に関する情報提供を広報等を通じて行う等、普及啓発に努めます。（児童家庭課）

体外受精、顕微授精による治療を受けた夫婦や不育症治療を受けた夫婦に対し、治療に要した費用の一部を助成します。（児童家庭課）

### 3 親と子の健康づくりに対する支援

#### <現状と課題>

乳幼児の健康づくりのため、疾病や障がいを早期に発見し、早期の治療や療育等を行っていく必要があります。

また、東日本大震災の影響によりこれまで以上に孤立を深めている子育て世帯も増えていることから、子どもの心身の健全な発達や児童虐待の防止のため、育児不安や悩みを持つ親に対する相談や援助を行う必要があります。

さらに、子どもの不慮の事故の未然防止のため、予防の指導や啓発を行う必要があります。

加えて、健やかな出産・育児や子どもの心身の健全な育成のため、妊産婦の正しい健康づくり、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や健康な食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成を図る必要があります。

また、放射線の人体への影響に対する関心が高まっていることから、食育において正しい知識やそれに基づいた判断力や行動力を身につけさせる必要があります。

#### <施策の方向>

乳幼児に関して、疾病や障がいの早期発見に努め、適切なフォローの実施を図るとともに、低出生体重児や身体障がい、慢性疾患等を有する子どもに対する相談や支援を行います。

また、東日本大震災による放射線の健康影響をはじめとして様々な育児不安を持つ母親等に対する相談、指導の充実を図るとともに、必要に応じ家庭訪問による支援を行います。

さらに、乳幼児及び親に対する正しい食生活の普及、健康な食習慣の定着を図り、また、児童・生徒には、学校給食等を通して正しい食生活や健康な食習慣について学ばせるとともに、放射線と食の安全性や健康問題について理解の促進を図ります。

#### <行動計画>

##### (1) 親と子の心と体の健康づくりに対する支援

市町村が実施する1歳6か月児健診及び3歳児健診の充実と事後フォローの体制整備を図ります。(児童家庭課)

市町村が実施する、子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育ての不安や悩みに対応する乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業を支援します。(児童家庭課)

新生児マス・スクリーニング検査を行い、先天性代謝異常症、先天

性甲状腺機能低下症及び先天性副腎過形成症の早期発見、早期治療を図るため、検査を実施します。（児童家庭課）

マス・スクリーニング検査：先天性代謝異常などの疾患やその疑いを早期に発見し、発病する前から治療ができるようにすることを目的として、生後4～6日に行われる検査

先天性の聴覚障がいや早期に発見し早期療育につなげるため、新生児に対する聴覚検査の普及・啓発及び検査費用の助成を行います。（児童家庭課）

結核児童、妊娠中毒等の妊婦に対して、必要な医療の給付を行います。（児童家庭課）

小児慢性特定疾患の治療研究により治療法の確立を推進するとともに、併せて患者家庭の医療費の負担の軽減や日常生活用具の給付を行います。（児童家庭課）

慢性疾患等の長期にわたり療養を必要とする児童に対し、日常生活における健康の保持増進を図ります。（児童家庭課）

乳幼児の事故防止に関する普及・啓発を行い、保健指導を市町村が行えるよう情報提供等を行います。（児童家庭課）

妊産婦や乳児に対して、助産師による訪問を行い心身のケアを行うとともに、研修を受けたボランティアによる家庭訪問型子育て支援であるホームスタートの普及を図ります。（児童家庭課、子育て支援課）

栄養面や感染防御等様々な利点がある母乳による育児を推進します。（児童家庭課）

セミナーや住民参加型ワークショップの開催等により、放射線の健康問題に関する正しい情報発信に努めます。（健康管理調査室）

## （2）食育の推進

栄養教諭や食育推進コーディネーターを中心として、学校における食育の推進体制を整備するとともに、「食べる力」や「感謝の心」、「郷土愛」を育成することができるよう、教育活動全体を通じて食育を推進します。（健康教育課）

保育所等の児童福祉施設や幼稚園、学校等の給食を提供している施設に対する巡回指導や講習会を通し、給食の提供にとどまらず、食育を推進していくことの必要性について啓発を行います。（健康増進課）

食に関する関係機関・団体に構成する「食育推進ネットワーク会議」を設置し、家庭・学校・地域が一体となった食育推進運動を展開します。

(健康増進課)

幼児、児童生徒の望ましい食習慣の定着と食を通じた人づくりを目指し、幼稚園・保育所における研修や地産地消と安全の体験学習、教材を活用した食育運動を行います。(健康増進課)

ごはんを中心とした健全な食生活の実現や地産地消を推進するため、学校給食における地場産品の利用促進を図ります。(農産物流通課、健康教育課)

妊娠期及び授乳期における望ましい食習慣を確立し、母乳育児を促進するため、市町村や医療機関等関係機関への研修機会を設ける等、乳幼児の発達に応じた食生活や母乳育児について、正しい知識の普及啓発を行います。(児童家庭課)

健康に配慮した食事を提供したり受動喫煙防止に取り組む飲食店等(うつくしま健康応援店)の増加や福島県の食育活動に協力してくれる企業(福島県食育応援企業団)の数の増加を図るなど、食環境整備を推進します。(健康増進課)

< 施策に関する指標 >

指標名	担当課	現在値	目標値
1歳6か月児健診の受診率	児童家庭課	平成22年度 96.1%	平成26年度 100.0%
3歳児健診の受診率	児童家庭課	平成22年度 93.9%	平成26年度 100.0%
養育支援訪問事業実施市町村率	児童家庭課	平成23年度 49.2%	平成26年度 50.8%
乳児家庭全戸訪問事業 実施市町村率	児童家庭課	平成23年度 91.5%	平成26年度 100.0%
朝食を食べる児童・生徒の割合	健康教育課	平成23年度 96.3%	平成26年度 96.6%以上

(参考数値)

- ・「学校給食における地場産品活用割合(平成24年18.3%)」については、上昇を目指す。

## 第4章 基本的施策及び行動計画

### 子育ての支援

## 1 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備

### <現状と課題>

核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化に伴い、育児不安が増大するとともに児童虐待が増加しています。学校においても、いじめや不登校等が依然として問題となっています。また、震災後は、子どもの放射線被ばくに対する不安が県内全域で高まっています。

こうした中、身近に相談できる相手や情報交換の場は減少していることから、子育て家庭の不安の軽減を図り安心して子育てができるようにするため、子育て等の不安や悩みについていつでも気軽に相談できる体制の整備や子育てに関する情報を提供する体制の整備を図る必要があります。

### <施策の方向>

子どもの放射線被ばくに対する不安をはじめとして子育てや学校生活に関する様々な不安や悩みについて、いつでも気軽に相談できるよう、関係機関が連携を図りながら、相談体制づくりを進めます。

また、子育て支援を進める県民運動を通じた、子育て支援団体間、子育て支援団体と行政間の連携により、子育て支援等に関する支援体制を充実させ、子育てに関する各種資源やサービス内容、放射線の健康影響に関する正しい知識等について、幅広く、きめ細かな情報提供ができる体制づくりを進めます。

### <行動計画>

#### (1) 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備

子どもに関する保健、医療、相談機関、保育サービス、各種団体等の情報提供を広報誌やホームページ等を通じて積極的に行うとともに、利用しやすい情報の掲載や最新の情報の提供に努めます。(子育て支援課)

中央児童相談所に、誰でも気軽に相談できる専用ダイヤルを設置し、医療・法律・福祉などの専門家チームの支援の下、電話及び電子メールによる相談を実施するなど、子育てや健康に対する相談体制の充実を図ります。(児童家庭課)

児童相談所に家庭相談員を配置し、家庭における人間関係や児童の育成等について相談指導を行います。相談員については、研修を開催して資質の向上を図ります。(児童家庭課)

児童委員(主任児童委員)が児童福祉関係機関との連携を強化し、さらに指導力・活動力を発揮できるよう研修会を開催します。(子育て支援課)

市町村で交付する母子健康手帳の交付時等に子育て支援に関する情報や相談窓口を掲載した資料を提供する等、市町村で行う子育て支援の情報提供活動を支援します。(子育て支援課)



電話相談窓口カードを作成し、児童本人に対する相談窓口等の情報提供を行います。（子育て支援課）

学校教育相談員を配置し、教育、学校生活、家庭生活に関連した不安や悩みについて、電話（フリーダイヤル）による相談等を通して助言や支援を行います。（義務教育課）

特別支援学校の教員を巡回相談員として学校等へ派遣し、特別な支援を必要とする子どもやその保護者、担当教員等への助言や相談支援を行います。（特別支援教育課）

養護教育センターと総合療育センターの連携を軸に関係機関が相互に連携し、障がいのある乳幼児の早期からの教育相談を実施します。（障がい福祉課、特別支援教育課）

社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年及びその保護者に対し、あらゆる相談に応じ、一人ひとりの状況に応じた総合的・継続的な支援を行います。（青少年・男女共生課）

セミナーや住民参加型のワークショップの開催等により、放射線の健康影響に関する正しい情報発信に努めます。（健康管理調査室）

< 施策に関する指標 >

指標名	担当課	現在値	目標値
子育て支援等に関するホームページへのアクセス件数	子育て支援課	平成23年度 155,215件	平成26年度 160,000件
メールマガジン「ふくしまエンゼルサポート」登録者数（累計）	子育て支援課	平成23年度 220人	平成26年度 250人

## 2 子育て家庭の経済的負担の軽減

### <現状と課題>

妊娠から子育て、さらには教育に要する費用については、負担感が増大しており、県民意識調査の中でも、妊娠や出産に対する経済的支援、子育て世帯への経済的支援、教育費用の軽減や奨学金制度の充実等の行政への期待は非常に高くなっています。また、東日本大震災で被災した子育て家庭については、避難に要する経費をはじめ、生活再建費用等様々な支出により、特に経済的負担が増大しています。

このため、子育て家庭の経済的負担の軽減について、支援策を充実していく必要があります。

### <施策の方向>

18歳以下の子どもの医療費、保育料及び教育費用の負担軽減等を図ります。また、東日本大震災で被災した子どもたちの就学機会等を確保するため、経済的支援を行います。

### <行動計画>

#### (1) 子育て家庭の経済的負担の軽減

18歳以下の子どもを持つ家庭の負担を軽減するため、子どもの入院及び通院にかかる医療費に対し助成します。(児童家庭課)

心身ともに健全な子どもの出生と育成を図るため、身体に障がいのある児童、結核児童、妊娠中毒症等の妊婦及び未熟児に対し必要な医療給付等を行います。(児童家庭課)

能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学が困難と認められる生徒に対して奨学資金の貸与を行い、教育の機会均等を図ります。(高校教育課)

経済的な理由により就学困難な生徒の教育機会を確保するため、低所得者世帯等の生徒の授業料減免を行う私立高等学校や私立高等専修学校(大学入学資格付与校)を支援します。(私学・法人課)

保育所及び認可外保育施設を利用する多子世帯の保育料の一部を助成する市町村を支援することにより、多子世帯における子育ての経済的負担を軽減し、仕事と子育ての両立を支援します。(子育て支援課)

家庭の状況にかかわらず、全ての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会を作るため、私立高等学校等生徒の授業料に充てる就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減します。(私学・法人課)

中学校3年生までの子どもを養育している人に対し、児童手当を支給します。(子育て支援課)

被災した児童生徒等の生活及び就学の機会を確保するため、授業料減免、就学援助、奨学金貸与、通学支援等の経済的支援を行います。(私



学・法人課、財務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、児童家庭課、子育て支援課)

### 3 地域における支援

#### <現状と課題>

かつては、子育ては祖父母世代以上を含む大家族で、さらには家族を越えて地域全体で行われてきました。

しかし、本県でも核家族化が進行し、地域社会の連帯感の希薄化等により、子育て世帯は孤立化し、育児に対する不安や負担感などが増大しています。また、東日本大震災の影響により母子のみで避難し、父親とも別居せざるを得なくなるなどこれまで以上に孤立を深めているようなケースも増えています。

こうした中で、安心して子育てをしていくためには、地域の中で、子育て支援団体等が連携し、高齢者等の人材を生かしながら、社会全体で子育てを支援していく必要があります。

#### <施策の方向>

社会全体で子育てを支援していく環境づくりを進めるため、子育て支援を進める県民運動を推進し、子育て支援に関するニーズや子育て支援のあり方について、関係機関と連携を図りながら調査等を進め、新たな施策への反映について検討を進めます。

また、東日本大震災により多数の県民が県内外に避難しているほか、放射線による子どもの健康被害の不安を抱えながら暮らしているという特殊な状況にあって、子育て世帯を支援するためには、子育て支援団体等の地域資源の力を活用していくことが必要不可欠であり、これらの団体の連携を図ることによって、地域における子育て支援活動がさらに推進されるよう支援します。

また、高齢者の知恵や経験を生かした子育て支援を積極的に進めます。

#### <行動計画>

##### (1) 子育て支援環境づくりに関する啓発・調査等

「子育ての日」及び「子育て週間」を設定し、地域における子育て支援について集中的に啓発を行います。(子育て支援課)

福島県子育て・子育て環境づくり推進会議を運営し、広く県民の意見を聴き、施策に反映させていきます。(子育て支援課)

子育てに関する県民ニーズの把握に努めるとともに、県内外で実践されている子育て支援の情報を収集し、施策に反映させていきます。(子育て支援課)

地域のきずなを強め、互いに支え合う地域社会を築くため、「子育てしやすい環境づくり」を重点テーマの一つとして県民運動を展開し、県民や関係団体の取り組みを促進します。(文化振興課)

子育て応援パスポートを交付することにより、県、市町村、事業所及び県民が一体となって、子育てを応援していきます。(子育て支援課)

震災後における県民の子育てに関するニーズ等を把握し、本県の子育て環境のあり方について、調査研究していきます。（子育て支援課）

(2) 子育て支援団体等による子育て支援活動の充実

子育てサークルについての情報収集・提供を行うとともに、交流会等を実施し、活動の充実を図るとともに、ネットワーク化の促進等による機能強化を図っていきます。（子育て支援課）

子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点の施設の普及、啓発を進め、子育て等に関する相談、援助や地域の子育て関連情報の提供等、親の子育てへの負担感の緩和を図るとともに、子育てへの楽しさ、喜びを感じるような環境づくりを進めます。（子育て支援課）

国の補助の対象とならない地域子育て支援センターの設置を促進します。（子育て支援課）

ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、広報・啓発を行います。（社会福祉課）

市町村ボランティアセンターの機能の充実を支援するとともに、県ボランティアセンターを核とするボランティアネットワークの整備の促進を図ります。（社会福祉課）

幼稚園の施設や機能を地域に積極的に開放し、地域の幼児教育センターとして子育て支援活動を推進するとともに、同様の取組を行う私立幼稚園を支援します。（私学・法人課、義務教育課）

安心こども基金等を活用し、地域の子育て支援機能を有する認定こども園の設置を支援します。（私学・法人課、子育て支援課）

ファミリー・サポート・センターの普及、啓発を進め、サービス内容等が向上するよう支援します。（子育て支援課）

一般の事業主に対するモデルケースとして、県自らが県庁内保育施設「けやきの子」を設置、運営することにより、県職員等の仕事と子育ての両立を図ります。（福利厚生室）

孤立を深める子育て世帯に対して、研修を受けたボランティアが家庭訪問して傾聴と協働を行うホームスタートの普及、啓発を進めます。（子育て支援課）

東日本大震災により県内外に避難している子育て世帯に対して、相談、見守り、交流などの支援活動を行う団体を支援します。（避難者支援課、子育て支援課、文化振興課）

(3) 高齢者による支援

高齢者をはじめとした、地域の住民による子育て支援の取組を支援します。（子育て支援課）

< 施策に関する指標 >

指標名	担当課	現在値	目標値
子育て支援を進める県民運動 関連事業参加者数(22～26累計)	子育て支援課	平成23年度 90,208人	平成26年度 150,000人
地域子育て支援拠点(センター 型、ひろば型、児童館型) 施設数(累計)	子育て支援課	平成23年度 75箇所	平成26年度 95箇所
ファミリー・サポート・センタ ーの設置数(累計)	子育て支援課	平成23年度 26箇所	平成26年度 29箇所

## 4 子育て支援サービスの充実

### <現状と課題>

人口が減少し、さらに年少人口割合が減少している中において、核家族化の進行や共働き家庭の増加により、保育所の入所児童数は増加傾向にあります。

都市部を中心に待機児童が発生している状況にありますが、保育を必要とする児童がすべて保育所に入所し、待機児童が解消されるよう、施設整備や保育士の人材確保等を図る必要があります。

また、東日本大震災の影響により保護者の子どもへの健康不安や子どもたちの運動不足等様々な課題が生じるなど子育て支援についてのニーズも多様化しており、様々なニーズに応じて各種子育て支援施策を質、量ともに充実させていく必要があります。

さらに、認可外保育施設も、認可保育所同様、子育て支援サービスの提供に重要な役割を果たしていることから、充実を図っていく必要があります。

### <施策の方向>

保育所の整備を促進する等、保育所入所定員数を拡充し、待機児童の解消を図るとともに、質の高い保育サービスを提供するため、保育士の人材確保に努め、保育士等に対する研修を充実させ、東日本大震災の影響から子ども達の健やかな成長を守るために必要な保育の充実を図ります。

また、認可外保育施設入所児童の処遇向上を図るための支援を推進します。

さらに、多様な保育ニーズに応えるため、一時預かり、休日保育等、様々な保育施策について、地域の状況に合わせて一層の充実を図ります。

### <行動計画>

#### (1) 保育施設の整備の促進及び保育の質の向上

保育施設職員の資質向上を図るため、保育士等に対する研修を実施します。(福祉監査課)

待機児童の解消のため、保育所の整備を促進する等して保育所入所定員を増加させるとともに、老朽化している保育施設の改築や、多様な保育ニーズに対応するための整備を支援します。(子育て支援課)

安心こども基金等を活用し、保育士等に対する研修の実施や研修への参加等への支援を行います。(子育て支援課)

保育所に勤務していない潜在保育士への就職支援や保育士資格取得について支援し、保育士の人材確保を図ります。(子育て支援課)

#### (2) 認可外保育施設への支援

認可外保育施設の入所児童の処遇の向上及び低年齢児保育等の促進を図るため、市町村と併せて認可外保育施設の運営に対する助成を行います。(子育て支援課)

(3) 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進

就労形態の多様化等に伴い、開所時間を超えて保育を行う延長保育を支援します。(子育て支援課)

毎日の保育所利用までは至らないが一定程度の保育サービスが必要となる子どもや、日曜、祝日等の休日に保育サービスが必要となる子どもについて、保護者が柔軟に利用できる特定保育や休日保育を支援します。(子育て支援課)

病児の預かりや保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う体制整備を支援します。(子育て支援課)

幼稚園において、地域の実情や保護者の要請を考慮し、幼児の心身の負担に配慮した預かり保育を実施するとともに、同様の取組を行う私立幼稚園を支援します。(私学・法人課、義務教育課)

保護者の疾病等により、保育所等において児童を一時的に預かる一時預かり事業の普及、啓発を進め、親の子育て負担の軽減が図れるような環境づくりを進めます。(子育て支援課)

子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点の施設の普及、啓発を進め、子育て等に関する相談、援助や地域の子育て関連情報の提供等、親の子育てへの負担感の緩和を図るとともに、子育てへの楽しさ、喜びを感じるような環境づくりを進めます。(子育て支援課)

ファミリー・サポート・センターの普及、啓発を進め、サービス内容等が向上するよう支援します。(子育て支援課)

被災した未就学児に対する保育体制を確保するとともに、東日本大震災の影響から子どもたちの健やかな成長を守るために必要な保育の充実を図ります。(子育て支援課)

< 施策に関する指標 >

指標名	担当課	現在値	目標値
保育所入所待機児童数	子育て支援課	平成 23 年度 124 人	平成 26 年度 55 人以下
延長保育実施施設数	子育て支援課	平成 23 年度 222 箇所	平成 26 年度 229 箇所
休日保育実施施設数	子育て支援課	平成 23 年度 7 箇所	平成 26 年度 18 箇所
一時預かり実施施設数	子育て支援課	平成 23 年度 114 箇所	平成 26 年度 124 箇所
病児・病後児保育実施施設数	子育て支援課	平成 23 年度 14 箇所	平成 26 年度 26 箇所
認可外保育施設における 有資格者割合	子育て支援課	平成 24 年度 74.9%	平成 26 年度 78.8%



## 5 子育てしやすい生活環境の整備

### <現状と課題>

安心して子どもを育てるためには子育てしやすい住環境が必要です。県民意識調査によると、子育て家庭に聞いた重要な住宅の要素は、十分な居住スペースや安価な住宅コスト、遮音性、十分な敷地等とされていますが、住宅の広さや部屋数、住宅コスト等についてあまり満足していない状況がうかがえます。

こうしたことから良質な住宅の適正な価格での供給を図る必要があります。

また、安心して子育てができるまちづくりも重要です。

県民意識調査によると、子育て家庭から、歩道が狭かったりなかったりして交通事故が心配、おむつ替えや授乳コーナーの設備が少ない、乳児といっしょに入れるトイレが少ない、階段などでベビーカーが使えないところが多い等の声があり、安心して子どもを連れて出かけることのできるまちづくりを進める必要があります。

### <施策の方向>

県営住宅の改善等によりファミリー世帯向けの良質な住宅の提供を行うとともに、子育て世帯等に対する県営住宅への優先入居を行います。

また、県営住宅の集会所等を活用し、子育てしやすい環境づくりに努めます。

さらに、「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めるとともに、歩道の段差の解消、公共交通機関におけるユニバーサルデザインの推進、車いす使用者用駐車施設（車いすマークのある駐車スペース）の整備、公共施設における段差の解消や多機能トイレ、授乳スペース等の整備を図ります。

### <行動計画>

#### (1) 子育てしやすい居住環境の整備

ファミリー世帯向けの良質な住宅を提供するため、住戸内の段差の解消や浴室、トイレ、台所等水回りの改善工事を行うなど、既設県営住宅の内部改善を進めます。（建築住宅課）

県営住宅等条例に基づき、多子世帯やひとり親家庭等に対し、優先的に県営住宅への入居を行います。（建築住宅課）

#### (2) 安心して子育てができるまちづくりの推進

人にやさしいまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインの考え方に沿って、人にやさしいまちづくりのさらなる推進を図ります。（高齢福祉課）

妊産婦や障がい者、高齢者等に配慮したおもいやり駐車場利用制度を推進します。（高齢福祉課）

妊産婦にやさしい環境づくりを推進するため、マタニティマークの普及に努めます。(児童家庭課)

全ての人々が利用可能なエレベーターやエスカレーター等鉄道駅構内での移動の円滑化を促進する設備の設置に対して支援に努めます。(生活交通課)

子ども連れの人や妊婦等の移動の利便性及び安全性の向上を図るため、低床バス(ノンステップバス等)の導入に対して支援に努めます。(生活交通課)

公共施設、福祉施設、駅など人の多く集まる場所の周辺や小学校等の通学路を中心に、歩道の整備や拡幅、段差の改善等の整備を進めます。(道路整備課)

既存の県有建築物について、人にやさしいまちづくり条例の基準に適合するよう、出入り口ドア幅の確保や自動ドアへの改修、みんなのトイレ、昇降機、ベビーチェア、授乳スペース等の整備、段差の解消、手摺りの設置等を進めます。(営繕課)

< 施策に関する指標 >

指標名	担当課	現在値	目標値
乗合バス会社におけるノンステップバスの導入率	生活交通課	平成 22 年度 4.6%	平成 26 年度 5.0%以上
すべての人が安心して通れるように配慮して整備された歩道の延長	道路整備課	平成 23 年度 567 km	平成 26 年度 610 km以上
「やさしさマーク」交付数(累計)	高齢福祉課	平成 23 年度 407 件	平成 26 年度 427 件以上
おもいやり駐車場協力施設数(累計)	高齢福祉課	平成 23 年度 1,097 箇所	平成 26 年度 1,137 箇所以上

(参考数値)

- ・「バリアフリー化施設整備が完了した主要鉄道駅の数(累計)」(平成 23 年度 10 駅)については、増加を目指す。

主要鉄道駅とは、1日の利用者数が3,000人以上の駅をいう。



## 第4章 基本的施策及び行動計画

### 子育てと社会参加の 両立のための環境づくり

## 1 男女共同参画による子育ての推進

### <現状と課題>

女性の社会進出が進み、共働き家庭は増加していますが、結婚、子育て期においては、女性の労働力率は低下する傾向にあります。

また、固定的な性別役割分担意識は、社会にまだまだ根強く残っており、家事や育児等の多くを女性が担っている状況にあります。特に、共働き家庭においては、女性が仕事とともに家事や育児を担う状況も多く見られることから、負担が重いものとなっています。

こうしたことから、個人の価値観を尊重するのはもちろんですが、東日本大震災からの復興を進める上でも、女性の視点が重要であり、男女がともに仕事と育児を両立できる男女共同参画型の社会システムの構築を図る必要があります。

### <施策の方向>

家庭や地域社会における男女共同参画及び男性の子育て参画を進めるための意識啓発を図るとともに、男性、女性それぞれが生活面でも経済面でも自立し、社会活動等に参加できるよう支援を行います。

### <行動計画>

#### (1) 男女共同参画の推進

県男女共生センターにおいて各種講座を実施し、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図ります。  
(青少年・男女共生課)

地域において男女共同参画を進めるための講座等を開催します。(青少年・男女共生課)

人権尊重に基づいた男女平等教育を推進します。(青少年・男女共生課、高校教育課)

ポジティブ・アクションの取組も含め、男女がともに仕事と育児を両立できる職場環境整備について先進的な取組を行っている企業を認証するとともに、特に優れた取組を行っている企業を表彰します。(雇用労政課)

ポジティブ・アクション：採用や管理職登用等で男女間に事実上の格差がある場合に、これを解消するために設けられる一定枠の暫定的な特別措置。

#### (2) 男性の子育て参画の推進

「子育ての日」及び「子育て週間」を設定し、男性の子育て参画について集中的に啓発を図ります。(子育て支援課)

県男女共生センターにおいて、講演会や各種イベント、各種掲示等により、男性の子育て参画推進のための啓発や関係団体同士のネットワーク化の推進を図ります。(青少年・男女共生課)

< 施策に関する指標 >

指標名	担当課	現在値	目標値
男女共生センターにおける 男女共同参画に関する講座 の受講者数（22～26 累計）	青少年・男女 共生課	平成 23 年度 2,955 人	平成 26 年度 4,000 人
市町村における 男女共同参画計画の策定率	青少年・男女 共生課	平成 24 年度 44.1%	平成 26 年度 47.5%以上
ポジティブ・アクションの措置 がある企業の割合	雇用労政課	平成 23 年度 3.9%	平成 26 年度 10.0%

## 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

### に配慮した環境の整備

#### <現状と課題>

県民意識調査によると、結婚しても仕事を継続したいという女性が多いことがわかります。

しかし、女性の就業状況を年齢別にみると、20歳代後半を山に下がり始め、30歳代前半を谷にしてまた40歳代にかけて上がっていくM字型曲線を描いており、子育て期には就労を継続することが難しいことがうかがえます。

一方で、子育て期と重なる30歳代の男性労働者の長時間労働は、依然改善されていません。また、震災後、働き手が少なくなった業種においては、年次有給休暇が取りにくい環境が生じています。

このように、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が図りにくい状況となっています。

育児休業制度に目を向けると、女性の取得率は向上しているものの、男性の取得率は低いままの状態です。

こうしたことから、女性が希望どおりに結婚・子育てをしながら働き続けることのできる環境を整備するため、保育や地域における子育て支援の充実はもちろん、男性も含めた働き方の見直しや職場における子育て支援の充実を図るとともに、育児休業について、労働者、使用者、行政の三者による制度の周知及び企業の積極的な取組、育児休業を取りやすい雰囲気づくり等について普及啓発を図る必要があります。

#### <施策の方向>

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進し、子育てに配慮した働き方や職場における子育て支援を普及するため、企業における柔軟な勤務形態や働き方の見直しについて啓発を行うとともに、子育て支援に積極的な企業を支援します。

さらに、育児休業制度について、パンフレットやホームページ等を活用して一層定着するよう周知を図るとともに、育児休業取得者に対する経済的支援を図ります。

#### <行動計画>

##### (1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に配慮した働き方の普及促進

仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスアドバイザーを企業に派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みに優れた企業を表彰します。(雇用労政課)

子どもを持つ病院職員が子育てをしながら働き続けられるよう、病院内保育施設の運営に対する助成を行います。(感染・看護室)

保育所及び認可外保育施設を利用する多子世帯の保育料の一部を助成することにより、多子世帯における子育ての経済的負担を軽減し、仕事と子育ての両立を支援します。（子育て支援課）

事業所内保育施設設置・運営等助成金の活用について広報啓発に努めます。（雇用労政課）

事業者として自ら策定した特定事業主行動計画を推進し、職員の子育てと仕事の両立支援等に率先して取り組み、出産や育児にかかる休暇制度等の普及啓発に努めます。（人事課）

一般の事業主に対するモデルケースとして、県自らが県庁内保育施設「けやきの子」を設置、運営することにより、県職員等の仕事と子育ての両立を図ります。（福利厚生室）

家事や子育ての負担を一人で負う事になるひとり親にとって、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方であるICTを用いた「在宅就業」に就く事を支援します。（児童家庭課）

ICT：Information and Communication Technology の略であり、情報通信技術のこと。

県民を対象として、仕事に偏ることなく、家庭生活（家事・育児）や地域活動との調和を図る事の必要性の理解を促進します。（青少年・男女共生課）

## （2）育児休業制度等の定着と充実

一般事業主行動計画を策定し、仕事と家庭の両立支援に取り組んだ結果、育児休業取得者が生じた中小企業を認証するとともに、両立支援の内容が特に優れた中小企業を表彰します。（雇用労政課）

育児休業や短時間勤務制度・所定外労働時間免除制度等、育児・介護休業法に定める諸制度及び労働基準法で定める産前・産後休業その他の母性保護措置、男女雇用機会均等法で定める妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置等の法令制度とともに、財団法人21世紀職業財団による育児休業に伴う代替要員確保の費用助成等の助成金制度について普及啓発に努めます。（雇用労政課）

育児休業取得者に対し、生活安定に必要な資金を低利で融資します。（雇用労政課）

育児休業期間の法定以上の延長や配偶者出産休暇の導入等、育児休業を充実させる企業の取組の促進を図ります。（経営金融課）

県においても引き続き、職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備に努め、特に男性職員の育児休業等の取得を促進します。（人事課）

< 施策に関する指標 >

指標名	担当課	現在値	目標値
福島県次世代育成支援 企業認証数（累計） 仕事と家庭生活の両立が図れる 多様な働き方について先進的な取 組を行っている企業の認証数	雇用労政課	平成 24 年度 424 社	平成 26 年度 480 社以上
年次有給休暇の取得率	雇用労政課	平成 23 年度 47.8%	平成 26 年度 60.0%
育児休業取得率（女性）	雇用労政課	平成 23 年度 97.3%	平成 26 年度 97.3%以上
育児休業取得率（男性）	雇用労政課	平成 23 年度 1.2%	平成 26 年度 2.2%以上

### 3 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進

#### <現状と課題>

女性の労働力率は、子育て期に低下するM字型曲線を描いており、子育て後に再就職する女性が多いことがわかります。

また、県民意識調査におけるライフコースでも、結婚・子育てと仕事の両立に次いで、子育て後の再就職を希望する女性が多くなっています。

こうしたことから、子育てが一段落した女性が、希望どおりに再就職等の社会復帰を果たせるよう支援を図る必要があります。

#### <施策の方向>

就業機会を確保するため、事業主に啓発活動を行います。

また、就業を希望する女性に対して、ハローワーク等と連携し、就業や職業訓練に関する情報提供や相談による支援を図り、就業のために必要な基礎的な知識や技術等について研修や講習を行います。

#### <行動計画>

##### (1) 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進

出産・育児等を理由として自社を退職した人に対し、募集・採用時に特別な配慮をする再雇用特別措置の導入について広報啓発に努めます。(雇用労政課)

県男女共生センターにおいて、女性の就業に関する相談や情報提供を行います。(青少年・男女共生課)

就職・再就職を目指す女性を対象とした各種情報の提供や講座等を実施し、女性が意欲と能力に応じて様々な分野に積極的に参画できる環境を整備します。(青少年・男女共生課)

#### <施策に関する指標>

指標名	担当課	現在値	目標値
出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	雇用労政課	平成23年度 13.4%	平成26年度 20.0%





## 第4章 基本的施策及び行動計画

### 子どもの健やかな 成長のための環境づくり

## 1 学校教育の充実

### <現状と課題>

急激に変化する現代社会においては、個人は、自立して、また自らを律し、他と協調しながらその生涯を切り開いていくとともに、社会の形成者として積極的な役割を果たしていくことがより一層求められます。

この基礎となる力を培うため、子どもたちの知・徳・体を幼児期からバランスよくはぐくむことが重要であるとともに、学校の教育環境の整備を図っていくことが必要です。

また、東日本大震災を踏まえた道徳教育、防災教育、理数教育、放射線教育の充実などふくしまならではの教育の推進を図る必要があります。

### <施策の方向>

すべての子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな生活を送るため、「確かな学力」、「豊かなこころ」、「健やかな体」をバランスよく育て、「生きる力」をはぐくむとともに、ふくしまの、そして我が国の発展を支える社会の一員として必要な資質を養っていきます。

また、未来を担う子どもたちをしっかりとほぐくむためには、教員の意欲を高め、その資質向上を図るとともに、教員が子どもに向き合うことができる環境を実現し、社会の変化に対応しながら、透明性の高い教育行政を展開していきます。

さらに、幼児の発達や学びの連続性を踏まえ、幼児が健やかに成長できるよう、人間形成の基礎を培う幼児教育を進めます。

加えて、東日本大震災を踏まえた道徳教育、防災教育、理数教育、放射線教育の充実などふくしまならではの教育を推進します。

### <行動計画>

#### (1) 豊かなこころの育成

各学校における道徳教育を推進する教員を中心とした指導体制づくりや、道徳の時間における多様な指導方法等の工夫、家庭や地域社会との連携の強化等を行い、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の充実を図ります。また、東日本大震災を踏まえ「いのち」「家族」「きずな」をテーマに広く道徳教育を推進します。(義務教育課)

子どもの発達の段階に応じて、自然体験活動、集団宿泊活動、職場体験活動、交流活動等を行うことにより、学ぶ意欲や自立心、思いやりのこころ、規範意識等の育成を図ります。(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

生涯にわたる望ましい読書習慣を形成させるために、「子ども読書活動推進計画」をもとに学校図書館と公共図書館の連携を促進する等、家庭、地域、学校等の連携による子どもの読書活動を進めます。(社会教育課、義務教育課、高校教育課)

子どもたちの規範意識の向上や「豊かなこころ」の育成のため、広く県民と共に社会における基本的なルール等の普及啓発に努めます。（教育総務課、義務教育課）

専門性を有するカウンセラーの配置や教員の教育相談技法を高めるための研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にし、子どもたちの悩みに対応できる相談体制の整備を推進します。（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、私学・法人課）

不登校やいじめ、非行等の解決を図るため、児童生徒の心理に関して高度で専門的な知識や経験を有するカウンセラーを配置する私立学校に対し支援します。（私学・法人課）

## （2）健やかな体の育成

本県独自に開発した運動身体づくりプログラムの普及や、教員の指導力を高める講習会等の開催、専門的指導者の派遣等により、体育の授業、運動部活動等の充実を図ります。（健康教育課、スポーツ課）

地域のスポーツ団体と協力しながら、学校への効果的な地域スポーツ指導者の派遣を行う支援体制づくりを進めます。（健康教育課）

本県の健康課題について、子どもたちが正しい知識を身につけ、生涯にわたって健康を保持増進できるよう、家庭や地域、学校医や関係機関等との連携を図り、学校教育活動全体で健康教育を推進します。特に、放射線と健康課題等の学習を通じて、正しい知識やそれに基づく判断力を身につけさせます。（健康教育課）

## （3）確かな学力の育成

小・中学校においては、少人数学級とティーム・ティーチングや習熟度別指導の効果的な組み合わせを促進する等、少人数教育の充実を図ります。高等学校においては、少人数指導や習熟度別指導による、個に応じたきめ細かな教育を推進します。（義務教育課、高校教育課）

知的活動やコミュニケーション等の基盤となる言語に関する能力の育成を図るため、すべての教科等において子どもたちの言語活動を充実させるとともに、学校における読書活動を推進します。（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）

小・中学校においては、学校と家庭が連携して学習習慣の確立に努めるとともに、学習指導のさらなる改善に取り組みます。高等学校においては、確かな学力を身に付けさせるとともに、学習意欲や知的探求心の向上等を図る各学校の取組を支援します。（義務教育課、高校教育課）

教育活動全体を通して、勤労観・職業観の醸成・育成に努めるとともに、基礎的・汎用的能力の育成など、一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な能力や態度の育成を図るため、小・中・高等学校それ

それぞれの発達段階に応じ、一貫したキャリア教育の一層の充実を推進します。(義務教育課、高校教育課)

外国語教育の充実や国際理解教育の推進に加えて、県内の高校生が海外において異文化の人々と交流する機会を設けるなどにより、外国語によるコミュニケーション能力や異文化への理解を高め、国際化の進展に対応できる人づくりを進めます。(義務教育課、高校教育課)

発達の段階に応じて、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段の活用に関する能力を身につけさせ、各教科等においてICTを活用した学習活動を推進します。(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

理科や算数・数学についての授業改善を図ること等により、理科や算数・数学に対する興味・関心を高め、科学的・数学的な思考力の育成を図ります。また、再生可能エネルギーの研究開発や放射線医学などの基盤となる理数教育の充実を図ります。(義務教育課、高校教育課)

外国人教員や実務経験や専門的知識を有する社会人講師を採用している私立学校に対して支援します。(私学・法人課)

自分たちを取り巻く身近な自然環境、災害や防災についての正しい知識を身につけさせるとともに、災害発生時における危険を理解し、自ら考え判断し、行動する力を育成するなど、防災教育の充実を図ります。(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、健康教育課)

子どもの発達段階に応じた放射線から身を守る方法等に関する放射線教育を推進し、科学的な知識とそれに基づく判断力・行動力を身につけさせます。(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

#### (4) 学校の教育環境の整備

地域の特色や生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に対応した教育課程の編成を進めるとともに人的な面での支援を推進します。(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、健康教育課)

少人数教育を推進し、教員が子どもたち一人一人に向き合うことのできる環境を生かして、実効性のある取組を推進します。(私学・法人課、義務教育課)

生徒一人一人の能力・適性等をゆとりある教育の中ではぐくむため、併設型公立中高一貫教育校と連携型中高一貫教育校のより効果的な運営と教育内容の改善を進めます。(高校教育課)

適切な人事管理の運用や各種研修の充実により、教員の意欲を高めるとともに、その資質を向上させます。(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

私学助成の充実や教育改革の取組の支援等により、私立学校の振興を図ります。(私学・法人課)

外国人の児童生徒等に対して日本の生活に円滑に適應できるよう、日本語指導を始めとした適切な対応を進めます。（国際課、義務教育課、高校教育課）

（5）幼児教育の充実

社会の変化に対応した幼児教育の充実を図るため、市町村における幼児教育振興計画の策定や新しい教育課程編成を支援します。（義務教育課）

幼児教育に携わる教員等の資質の向上を図るため、各種研修や講習会等を実施し、社会の変化に対応した教育内容の充実に努めます。（義務教育課）

幼稚園と保育所の施設共用や合同研修等による連携や幼稚園と小学校の連携を促進します。（私学・法人課、子育て支援課、義務教育課）

教育、保育を一体的に行う機能を有する認定こども園の設置を支援します。（私学・法人課、子育て支援課）

幼稚園の施設や機能を地域に積極的に開放し、地域の幼児教育センターとして子育て支援活動を推進するとともに、同様の取組を行う私立幼稚園に対し支援します。（私学・法人課、義務教育課）

< 施策に関する指標 >

指標名	担当課	現在値	目標値
不登校の件数	義務教育課	平成23年度 1,491人	平成26年度 1,278人以下
いじめの解消率 いじめの認知件数の中で、解消しているものと一定の解消が図られたが継続支援中である件数の割合	義務教育課	平成23年度 92.6%	平成26年度 100.0%
全国体力・運動能力等調査結果 (全国平均との比較割合 全国 = 100)			
(1) 小学校5年生男子	健康教育課	平成22年度 99.1	平成26年度 99.4以上
(2) 小学校5年生女子	健康教育課	平成22年度 101.0	平成26年度 101.3以上
(3) 中学校2年生男子	健康教育課	平成22年度 98.2	平成26年度 98.9以上
(4) 中学校2年生女子	健康教育課	平成22年度 97.4	平成26年度 98.1以上

全国学力・学習状況調査結果 (全国平均正答率との比較割合 全国平均 = 100)			
(1) 小学校 国語	義務教育課	平成24年度 99.7	平成26年度 100.6以上
(2) 小学校 算数	義務教育課	平成24年度 97.7	平成26年度 98.9以上
(3) 中学校 国語	義務教育課	平成24年度 101.9	平成26年度 102.3
(4) 中学校 数学	義務教育課	平成24年度 98.7	平成26年度 99.7
公立幼稚園における小学校との 連携活動実施率	義務教育課	平成23年度 96.7%	平成26年度 100%

(参考数値)

- ・「いじめの認知件数(平成23年度 175件)」については、適切に対応する。
- ・「暴力行為の発生件数(平成23年度 202件)」については、減少を目指す。



## 2 地域における教育等の充実

### <現状と課題>

核家族化が進行し、地域の間人関係が希薄化する中で、家庭や地域における教育力が低下しており、地域社会における家庭教育の支援を図る必要があります。

また、子どもや青少年が健やかに育つことができるようにするため、社会全体が連携して社会環境を改善する取組を進めるとともに、健全育成のための拠点となる施設の整備や活動の活性化を図る必要があります。

子どもは遊びを通じて心身ともに育っていくものであり、県民意識調査でも、子育てする上で重要な住環境として、公園が近くにある、自然が多い等が上位にあげられています。

しかし、近年は遊び場が減ってきているほか、東日本大震災の影響により安心して屋外で子どもを遊ばせられない状況が続いていることから、身近に利用できる遊び場や自然と触れ合える場所の整備に加え、屋内における遊び等の推進も図っていく必要があります。

さらに、子どもや青少年の健全育成のためには、野外活動や芸術・文化活動等、様々な体験を通して豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、こうした体験学習の機会を提供していく必要があります。

加えて、性の逸脱行動や非行、引きこもり等、問題を抱える子どもや青少年が増えてきていることから、支援体制の整備を図る必要があります。

### <施策の方向>

地域社会における家庭教育の充実に向けた学習の機会を設け、家庭に対するサポート体制をつくり支援を行います。

また、子どもや青少年の健全育成のため、関係機関の連携や協力の推進を図るとともに、広報や有益図書等の推奨、有害図書等への対策を行います。

さらに、子どもや青少年の健全育成活動の拠点である児童館、児童センターや青少年教育施設の整備を促進するとともに、スポーツ活動等の活性化を促進します。

公園や自然と触れ合える場所等、遊び場の整備を進めるとともに、野外活動、芸術・文化活動、様々な人との交流、動物との触れ合い等、体験学習の機会の提供を進めることで、子どもたちがふるさと福島に愛着心を持てるような取組を推進します。

加えて、子どもの非行やいじめに関して専門的なアドバイスを行う少年専門相談員を配置する等して、問題を抱える子どもに対する相談体制や支援体制の整備を図ります。

### <行動計画>

#### (1) 家庭教育への支援と地域と連携した教育の推進

保護者に対して、家庭教育に関するわかりやすい情報提供を進めます。また、関係機関との連携を深めながら、子育て・家庭教育支援を



推進するための体制づくりに努めます。(社会教育課)

関係機関と連携しネットワークを構築しながら、保護者が子育てに関するさまざまな知識や情報、心構え等について学習する機会の充実を図ります。(社会教育課)

教員や地域の大人が子どもと向き合う時間を確保するとともに、地域の人々が自らの知識や経験を生かす場が広がるよう、地域の人々によるボランティア活動等の協力のもと、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを促進します。(社会教育課)

## (2) 子どもや青少年が健やかに育つことができる環境づくりの推進

青少年育成県民会議等の関係機関・団体と連携し、青少年健全育成県民運動を推進します。(青少年・男女共生課)

青少年を取り巻く有害環境の浄化のため、青少年健全育成条例の適正な運用を図るとともに、インターネット上の有害情報から青少年を守るため、関係機関・団体と連携協力し、広報啓発活動を推進します。(青少年・男女共生課)

少年センターや関係機関・団体等と連携し、非行防止活動を推進します。(青少年・男女共生課)

福島県青少年健全育成条例に基づき、青少年の健全な育成において有益な映画、書籍等を推奨するとともに、他の模範となる活動を行っている青少年団体等の表彰を行います。(青少年・男女共生課)

福島県暴走族等根絶条例及び福島県暴走族等の根絶に関する基本方針に基づき、福島県暴走族等根絶対策会議等の関係機関・団体と連携し、県民と一体となった根絶活動、加入防止活動等を推進し、青少年の健全な育成を図ります。(生活交通課、交通指導課)

青少年の体験活動の場である自然の家について、利用者ニーズに応じた環境整備を進めます。(社会教育課)

地域の子どもの健全育成のため親子や世代間の交流活動、遊び場の遊具の点検等を行っている「母親クラブ」等を支援します。(子育て支援課)

児童館、児童センターが地域の子どもたちの健全育成の拠点として各種事業を行えるよう支援するとともに、児童指導員の資質向上を図るため研修を実施します。(福祉監査課、子育て支援課)

スポーツ活動への参加を通して子どもの健全育成を図るため、学校と地域をつなぐ人材の育成・確保・活用に努めます。(スポーツ課)

身近なところでスポーツに親しむことのできる場として、地域住民が主体的に運営し、高齢者や障がい者を含め、全ての住民が参加できる総合型地域スポーツクラブの創設・育成・定着を支援します。(スポーツ

課)

子どもの模範として行動できるよう大人の意識改革を推進するため、青少年育成県民会議が推進する「大人が変われば、子どもも変わる運動」を支援します。(青少年・男女共生課)

小学校等の校庭の芝生化の取組を支援する事により、子ども達の生活環境の整備、体力向上及び地域コミュニティの活性化などを図り、魅力ある地域づくりを推進します。(地域政策課)

児童・生徒が地球にやさしい暮らし方について考え、絵はがきやエコ川柳・エコとわざに表現するコンクールを実施し、環境に対する意識の醸成と家庭や地域での実践につなげます。(環境共生課)

### (3) 遊びの環境の整備

地域の子どもたちが自由に来館して安心して遊ぶことができる場である児童館、児童センターの整備を支援します。(子育て支援課)

都市公園等の身近な公園や緑地の整備を行い、子どもが安全に安心して遊べる空間づくりを進めます。(まちづくり推進課)

「ふくしま県民の森」において、自然とともに健康で豊かな生活を体験できる環境を提供します。(森林保全課)

みなと及びその周辺海岸等において、海特有の開放感や水際線を生かしながら、子どもたちが水辺で憩い、親しむことができる環境づくりを進めます。(港湾課)

子どもたちに、川、海等の自然とふれあえる機会を提供するため、水とふれあい、親しむことができる環境づくりを進めます。(河川整備課)

安心して子どもを遊ばせることのできる屋内施設の活用を進めるとともに、屋内外における遊び方や体の動かし方等について広く周知することにより、子ども達のストレス軽減と体力向上を図ります。(子育て支援課、生涯学習課)

### (4) 体験学習の推進

青少年の体験活動やボランティア活動の推進のため、各市町村等に支援センターを設置し、コーディネーターを配置するとともに、ボランティアを募って登録し、支援を行います。(社会教育課)

子どもたちが優れた芸術文化や地域の伝統文化に接する機会を提供します。(文化振興課)

県立博物館、県立美術館、文化財センター白河館において、子どもを対象とした様々な体験活動を進めます。(社会教育課、文化財課)

「ふくしま海洋科学館(アクアマリンふくしま)」に、自然の大切さや命の尊さを実感できる「命の教育」の場として整備された、「アクア

マリンえっぐ」を通して、体験学習の推進を図ります。（生涯学習課）

青年海外協力隊経験者や県内在住の開発途上国出身者等の協力により、開発途上国等の文化や価値観を学ぶ地球体験キャラバンや、国際協力・ボランティア活動・多文化共生等について学ぶセミナー等を通して、子どもや青少年の国際協力等への理解と関心を深めます。（国際課）

森林にふれあい一緒に学ぶ指導者として「もりの案内人」の養成と能力向上を進めるとともに、森林での学習や奉仕活動などを行う「緑の少年団」の育成を支援します。（森林保全課）

子どもたちが自然に学び自然とのふれあいを体験する場として、自然公園施設の整備と適正な管理を行います。（自然保護課）

水生生物を用いて水質調査を行う「せせらぎスクール」を通じて、子どもたちの水環境保全意識の高揚を図ります。（生活環境総務課）

小学校、中学校の中から「愛鳥モデル校」を指定し、地域で生息する鳥獣の調査や鳥獣保護活動を支援するとともに、子どもたちに鳥獣保護についての啓発を行います。（自然保護課）

小学校に保健福祉事務所の職員（獣医師）を派遣し、動物の生理、生態、習性等の授業を通して、命の大切さを学ぶための場を提供します。（食品生活衛生課）

児童・生徒、教職員等が二酸化炭素排出量の削減目標を自ら定めた「福島議定書」を知事と締結し、一丸となって省資源や省エネルギーに実践的に取り組むことを通じて、子どもたちの環境意識の高揚とこうした実践の家庭や地域への普及を図ります。（環境共生課）

農業総合センターにおいて、児童・生徒等をはじめ、一般県民の視察研修を受け入れ、食農教育や生涯学習の場を提供します。（農業振興課）

古くから農業の営みの中で形づくられてきた水田や水路、ため池、里山等は、今では農村の自然環境の重要な要素となっていることから、これらを学びの場として活用し、感性豊かな子どもたちに「農業・農村の大切さ」、「環境の大切さ」、「食・命の大切さ」について理解を深めてもらいます。（農村振興課）

県民が森林環境の重要性や林業の役割について、容易に利用できる学習の森を県有林において整備し、森林や林業への理解を促進します。（森林保全課）

子どもたちに木材の良さ、木づかいの文化を伝えるため、学校教育や各種イベント等において、木材に「ふれ」・「感じ」・「知る」体験活動の実施を進めます。（林業振興課）

尾瀬国立公園の優れた自然環境の中で行う質の高い環境学習を推進し、生物多様性に対する意識の醸成を図り、豊かな自然環境を次世代に継承します。（自然保護課）

子どもたちが伸び伸びと活動し、心身ともにリフレッシュできるよう子どもの体験活動や交流活動を支援します。(社会教育課、文化振興課、避難者支援課、子育て支援課)

(5) 困難を有する子どもに対する支援体制の整備

専門性を有するカウンセラーの配置や教員の教育相談技法を高めるための研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にし、子どもたちの悩みに対応できる相談体制の整備を推進します。(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、私学・法人課)

不登校やいじめ、非行等の解決を図るため、児童生徒の心理に関して高度で専門的な知識や経験を有するカウンセラーを配置する私立学校に対し支援します。(私学・法人課)

子どもの非行やいじめなどに関して、専用ダイヤルなどにより少年専門相談員が専門的なアドバイスを行います。(義務教育課、県民サービス課)

非行防止のための社会参加活動、不良行為少年や非行少年のための居場所作りや立ち直り支援を行います。(少年課)

青少年を支援する関係機関のネットワークである『青少年支援協議会』を設置し、関係機関の連携による支援を総合的・継続的に行います。(青少年・男女共生課)

< 施策に関する指標 >

指標名	担当課	現在値	目標値
優良書籍等の推奨数(累計) 優良な書籍等とは、福島県青少年健全育成条例に基づき、内容が優れており、青少年の健全な育成を図るうえで、有益であると認められ、推奨されたものをいう。			
(1) 映画	青少年・男女共生課	平成24年度 86本	平成26年度 87本
(2) 書籍	青少年・男女共生課	平成24年度 131冊	平成26年度 140冊
一人当たりの都市公園面積	まちづくり推進課	平成21年度 12.43 m <sup>2</sup> /人	平成26年度 12.5 m <sup>2</sup> /人
尾瀬で自然環境学習を行った 県内児童生徒数	自然保護課	平成23年度 769人	平成26年度 1,100人以上

### 3 放課後児童の健全育成の推進

#### <現状と課題>

放課後児童が集う場として、放課後子ども教室や放課後児童クラブが年々増加しています。

今後も、共働き家庭の増加や子どもの交流のため、ますます需要が高まることが予想されることから、新設や保護者のニーズにあった運営を支援していく必要があります。

また、障がい児の受入れについて、対応できる児童指導員の確保等を支援していく必要があります。

#### <施策の方向>

放課後子ども教室や放課後児童クラブの設置、運営に対する支援策の拡充を図るとともに、児童指導員の資質の向上や活動内容の充実を図ります。

また、障がい児が利用できる放課後児童クラブの増加のため、対応できる児童指導員の確保等について支援します。

#### <行動計画>

##### (1) 放課後児童の健全育成の推進

放課後児童クラブを設置する市町村に対して、運営費を助成することにより、子どもの健全育成や保護者の子育てと仕事の両立を支援します。(子育て支援課)

放課後児童クラブの児童指導員の資質向上を図るため、研修を実施します。(福祉監査課、子育て支援課)

障がい児を受け入れる放課後児童クラブに対して、指導員の配置に要する経費を助成することにより、子どもの健全育成や保護者の子育てと仕事の両立を支援します。(子育て支援課)

放課後子ども教室を設置する市町村に対し、事業実施について支援します。(社会教育課)

#### <施策に関する指標>

指標名	担当課	現在値	目標値
放課後児童クラブ設置数	子育て支援課	平成23年度 328箇所	平成26年度 362箇所 以上



## 4 子どもの権利や意見が大切にされる環境づくりの推進

### <現状と課題>

少子化の進行、家庭や地域における子育て機能の低下等、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが健やかに成長するためには、子どもの人権が尊重され、子ども自身の声を大切にしながら、のびのびと育っていきける環境を整備していくことが必要です。

平成6年に批准された「児童の権利に関する条約」においても、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの生きる権利、自由に意見を表明する権利を有すること等が定められています。

また、東日本大震災からの復興に当たっては、未来を担う子どもたちの意見も反映させる等各種施策に子どもたちの参画を促すことが重要です。

### <施策の方向>

子どもの人権に関する啓発を行うとともに、人権に関する教育の充実を図ります。

また、子どもが自分の意見や要望を自由に表明できる機会を設け、子どもの意見や要望が子育て環境の整備等、県政に反映される環境づくりを進める中で、震災後において、子どもたちがふるさと福島に誇りと愛着心を持てるような取組を推進します。

### <行動計画>

#### (1) 子どもの人権に関する啓発

「児童福祉月間」の実施や子どもの権利条約を紹介したカードの作成等を通して子どもの人権尊重に関する啓発を行います。(子育て支援課)

人権意識を培うための学校教育の在り方について幅広い観点から実践的な研究を行う等、人権教育の改善、充実を図ります。(義務教育課)

#### (2) 子どもの声を生かした子育て環境づくりの推進

知事と県民が直接話し合う「移動知事室」を開催し、高校生等の意見を県政運営に生かします。(県民広聴室)

県政の身近で重要な課題等について意識等の調査を行う県政世論調査において、満15歳以上の子どもも対象として調査を行います。(県民広聴室)

「少年の主張福島県大会」など、子どもたちが日ごろ考え感じていることを広く社会に訴える機会が提供されるよう支援します。(青少年・男女共生課)

子どもたちや女性など広く県民の意見等も踏まえて、震災後における本県の子育て環境のあり方を検討していきます。(子育て支援課)

## 5 子どもにとって安全で安心な地域づくりの推進

### <現状と課題>

子どもが健やかに育つためには、犯罪や事故に遭わない安全で安心なまちづくりを進めることが必要です。

子どもを対象とした犯罪や声かけ事案等の発生が増加しているほか、東日本大震災による避難生活が長期化するにつれて仮設住宅周辺の治安の悪化などが懸念されており、子どもを犯罪から守るため、防犯施設を整備するとともに、地域全体で犯罪の起こりにくい環境づくりを行う必要があります。

また、交通事故がなく、子どもや子ども連れの親が安心して外出できる交通環境づくりのためには、交通安全施設の整備等とともに、地域全体で交通安全教育等に取り組んでいく必要があります。

### <施策の方向>

通学路や公園等の周辺におけるパトロールを強化するとともに、地域における関係機関や関係団体の連携の下、犯罪被害の未然防止や緊急時の避難場所の設置等を進めます。

また、交通安全施設の整備や交通規制による交通安全の確保を図るとともに、地域で交通安全教育や交通安全指導を進めます。

### <行動計画>

#### (1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

関係機関や防犯少年関係ボランティア団体との情報交換による地域の実態把握及び相互連携による地域安全活動の強化を図り、防犯ボランティア団体への支援を行います。(生活安全企画課)

警察官による学校、幼稚園、子どもの通学路、公園等の周辺におけるパトロールや女性の帰宅時間帯におけるパトロール等を実施することにより、子どもや女性が被害に遭いやすい強制わいせつ等の性犯罪の被害防止を図ります。(生活安全企画課、少年課)

犯罪被害防止、非行防止等に関する事項を、ゲーム形式等により学習する「子ども安全安心・キッズポリス体験学習事業」を通じて、児童の遵法精神や相互扶助精神の醸成と社会性の習得を図るとともに、地域社会における少年の規範意識向上に対する機運を高めます。(少年課)

門灯や玄関灯を夜間点灯する「一戸一灯運動」の実施により犯罪の起こりにくい環境づくりを行うとともに、住民が相互にあいさつをかわす「あいさつ運動」を推進して地域の連帯と防犯意識を高めることにより、子どもが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。(生活安全企画課)

子どもが犯罪等の被害に遭遇し、又は遭遇のおそれがある場合の緊急避難場所である「子ども110番の家」の設置場所及び効果的な活用方法の広報啓発と設置拡大に対する支援を行います。(少年課)



地域の安全ボランティア等との連携により、小・中学校における児童生徒の登下校時の安全確保を促進します。(健康教育課)

各学校において情報モラル教育の充実に取り組むとともに、家庭、関係機関との連携により、携帯電話やインターネットの利用に伴うネット被害等から児童生徒を守るための環境の整備を進めます。(義務教育課、高校教育課)

## (2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

通学路、公共施設の周辺、あんしん歩行エリアなどを中心に、信号機や横断歩道等の交通安全施設の整備を行うとともに、登下校時の街頭指導等を推進するなど総合的な交通規制による交通安全の確保を図ります。(交通規制課、道路整備課、健康教育課、交通企画課)

交通ルールやマナーを理解させ、交通安全意識を高めるため、子どもに対する交通安全教育を実施します。(生活交通課、健康教育課、交通企画課)

子どもの交通事故防止活動や交通安全運動の担い手である「交通安全母の会」の活動の活性化のため、研修会等の実施を支援します。(生活交通課)

全ての座席でのシートベルトとチャイルドシート着用の徹底を図るため、あらゆる機会・媒体を活用して効果的な普及・啓発に努めます。(生活交通課、交通企画課)

子どもの自転車のヘルメット着用の推進及び運転者の他に子ども2人を乗せる3人乗り自転車の普及促進に努めます。(子育て支援課、生活交通課)

### < 施策に関する指標 >

(参考数値)

- ・子ども(中学生以下)の交通事故死傷者数(平成24年664人)は、継続的な減少を目指す。



## 第4章 基本的施策及び行動計画

### 援助を必要とする 子どもや家庭のための支援

## 1 障がいのある子どもや家庭に対する支援

### <現状と課題>

障がいのある子どもに対する在宅福祉サービスの種類と事業所数は増加しましたが、サービス提供の空白地域が存在しているため、さらに充実を図るとともにとともに、サービスの質の向上を図っていく必要があります。

また、障がいのある子どもを持つ家庭の負担軽減のため、障がい児保育を充実するとともに、重度の障がいがある子どもを持つ家庭への社会的支援を推進する必要があります。

さらに、障がいのある子どもたち一人一人のニーズに応じた教育の充実のため、「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進する必要があります。

### <施策の方向>

障がいのある子どもやその家族が、地域で安心して生活するために必要な支援を行います。

また、障がい児保育の充実を図るとともに、重度の障がいのある子どもを持つ家庭に対する支援を図ります。

さらに、教員の専門性の向上、校内支援体制の整備・充実等により、地域の各学校における「共に学ぶ」環境づくりを進めるとともに、関係機関の連携を深めること等により、地域で「共に生きる」ことができる体制の整備を進めます。

### <行動計画>

#### (1) 障がいのある子どもやその保護者に対する支援

日常生活に支障のある障がい児が、身体介護や家事援助等の居宅介護サービスを受ける場合や保護者の疾病等により短期入所サービスを受ける場合、これに対する支援を行います。(障がい福祉課)

在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育、相談等が受けられる療育機能や相談支援体制の充実を図ります。(障がい福祉課、病院経営改革課)

重度の障がい児の医療費の負担軽減を図るため、一部負担金に対して助成を行います。(障がい福祉課)

発達障がい支援の拠点として、診断、専門的な相談支援、発達支援、関係機関の研修・調整、広報啓発等を行う発達障がい者支援センターを運営します。(障がい福祉課)

発達障がいを早期に発見し、適切な支援を講じる事ができる体制を整備します。(児童家庭課、障がい福祉課)

#### (2) 障がい児に対する保育の充実や教育的支援

障がいのある子どもが、一人一人のニーズに応じて、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校において学ぶことができるよう、

#### 第4章 基本的施策及び行動計画 ～ 援助を必要とする子どもや家庭のための支援

教員の専門性の向上、校内支援体制の整備・充実、すべての保護者に対する特別支援教育への理解の促進等により、各学校における「共に学ぶ」環境づくりを進めます。（特別支援教育課）

障がいのある子どもたちが、就学前、在学中、さらには卒業後において、一貫した支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携強化や個別の教育支援計画の作成、活用、引き継ぎ等により、地域で「共に生きる」ことができる体制の整備を進めます。（特別支援教育課）

通常の学級で学習する障がいのある児童生徒を支援するため、介助員の配置を行う私立学校に対し支援します。（私学・法人課）

心身障がい児の幼稚園への就園機会が一層図られるよう、心身障がい児を受け入れる私立幼稚園に対し支援します。（私学・法人課）

##### < 施策に関する指標 >

指標名	担当課	現在値	目標値
個別の教育支援計画の作成率	特別支援教育課	平成24年度 76.1%	平成26年度 100%

## 2 家庭での養育が困難な子どもに対する支援

### <現状と課題>

保護者の病気、事故または不適切な養育等、様々な事情により、家庭において養育を受けることができない子どもを、適切な環境の中で養育や保護による支援をしていく必要があります。

### <施策の方向>

家庭において適切な養育を受けることができない子どもの養育や保護を進めるため、里親や児童養護施設等において、社会的自立に向けた援助を行います。

また、児童養護施設等において、入所児童をより家庭的な環境で養育・保護できるよう、小規模グループケア化やグループホームの創設等、小規模化・地域分散化を推進する計画について検討を進める中で、情緒障害児短期治療施設の在り方についても併せて検討を進めます。

### <行動計画>

#### (1) 家庭での養育が困難な子どもに対する支援

様々な事情により、家庭において適切な養育を受けることができない子どもを里親や児童養護施設等において養育します。(児童家庭課)

里親や児童養護施設等における処遇の向上を図るために必要な環境整備を進めます。(児童家庭課)

里親として求められる基礎的知識や子どもの状況に応じた養育技術を身につけるための研修を行います。(児童家庭課)

児童相談所に配置した里親コーディネーターが関係機関と連携しながら、里親への委託調整を行います。(児童家庭課)

### 3 ひとり親家庭に対する支援

#### <現状と課題>

離婚の増加によりひとり親家庭が増加しており、両親のいる家庭より子育ての負担が大きいひとり親家庭に対しては、安心して子育てができるよう支援をしていく必要があります。

また、ひとり親家庭は、就労形態が非正規雇用の場合が多いため、収入も低い傾向にあり、そのことが子どもの貧困につながる恐れがあります。

#### <施策の方向>

ひとり親家庭に対する支援策として、経済的支援、就業支援及び生活支援を総合的に行います。

#### <行動計画>

##### (1) ひとり親家庭に対する支援

母子家庭の母等からの就業に関する相談に応じるとともに、講習会の開催や就業、職業訓練に関する情報の提供等、一貫した就業支援サービスを提供し、ハローワーク等と連携して自立を支援します。(児童家庭課、産業人材育成課)

ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、健康と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。(児童家庭課)

母子自立支援員を各保健福祉事務所等に配置し、就業支援を含めた母子家庭の母等の相談に応じ、その自立に必要な助言及び情報提供を行います。(児童家庭課)

母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。(児童家庭課)

主体的なひとり親家庭の団体の活動を支援し、県事業との連携により効果的なひとり親施策を展開します。(児童家庭課)

#### <施策に関する指標>

##### (参考数値)

- ・ひとり親家庭への医療費助成事業受給資格登録世帯数(平成23年度 20,698件)については、適切に対応する。

## 4 児童虐待の防止及び様々な被害にあった子どもに対する支援

### <現状と課題>

児童虐待に関する相談は増加しており、その内容は複雑化、困難化してきています。

児童虐待は著しい子どもの人権侵害であるとともに、子どもの心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼすものです。東日本大震災の影響により母子のみで避難し、父親とも別居せざるを得なくなるなど孤立を深めているケースも増えていることから、これまで以上に虐待の未然防止や早期発見について、関係機関の連携により対応していく必要があります。

また、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対する心のケアや自立に対する支援、家庭に対する援助を充実していく必要があります。

### <施策の方向>

児童虐待については、広報媒体の活用や関係機関への啓発により、社会全体の認識を深めるよう努めるとともに、関係機関においては研修を通じてスタッフの対応力の向上に努めます。

また、犯罪、いじめ、虐待等により被害を受けた子どもの心のケアや自立支援及びその家族に対する援助を充実していくための体制づくりを行います。

### <行動計画>

#### (1) 児童虐待の防止体制の整備

子どもの虐待防止について、テレビのスポット放送等により広く啓発を行います。(児童家庭課)

児童虐待の未然防止や早期発見について関係機関・団体が情報交換を行い、連携の強化を図ります。(児童家庭課)

市町村が行う、保健、福祉、医療、教育、警察等が連携した児童虐待の未然防止や早期発見等の取組に対し、支援を行います。(児童家庭課)

市町村職員や主任児童委員、保育士を対象とした実践的内容も含めた研修の実施、市町村へのアドバイザー派遣により、児童相談体制や児童虐待防止体制の強化を図ります。(児童家庭課)

孤立を深める子育て世帯に対して、研修を受けたボランティアが家庭訪問して傾聴と協働を行うホームスタートを普及することにより、児童虐待の早期予防を図ります。(子育て支援課)

#### (2) 被害にあった子どもに対する支援体制の整備及びその親に対する対応

児童相談所の一時保護所や児童養護施設に、心理療法担当職員を配置し、被害を受けた子どもの心理療法を行います。(児童家庭課)

虐待を受ける等、心に深い傷を持つ子どもについては、家庭的な雰囲気



気の中で愛着と理解をもって養育する里親への委託を進めたり、児童養護施設における心理療法や小規模グループケア、さらに地域の民間住宅等を活用した小規模施設による保護・支援を促進します。(児童家庭課)

複雑困難化している児童虐待相談対応のため、児童相談所に弁護士、精神科医、心理学又は社会福祉学の学識者からなる児童虐待対応専門員を配置し、被虐待児に対する処遇の支援、強化を図ります。(児童家庭課)

虐待した保護者に対して、精神科医によるカウンセリングを行います。(児童家庭課)

被虐待児が再び家庭に戻れるよう、虐待した保護者の心の問題への対応や家族環境の調整のため、児童養護施設等に家庭支援専門相談員を配置します。(児童家庭課)

いじめによる被害を受けた子どもに対する支援のため、「いじめ110番」において相談指導を実施します。(県民サービス課)

民間団体、行政、司法機関、教育機関、各種法人等により、福島県被害者等支援連絡協議会を設置し、相互に連携、情報交換等を行いながら、犯罪等により被害を受けた子どもに対する支援を進めます。(県民サービス課)

#### < 施策に関する指標 >

(参考数値)

- ・児童虐待相談受付件数(平成23年度 262件)については、相談に適切に対応する。



## 第4章 基本的施策及び行動計画

### 次代の親の育成

## 1 思春期における健康教育の推進

### <現状と課題>

本県の未成年者の人工妊娠中絶実施率は、平成6年から増加傾向を示し、その後平成14年度をピークに減少に転じているものの引き続き全国平均を上回っています。

こうした中で、次代の親となるべき若者に対し、性に関する正しい知識の普及や生命の大切さについての啓発等を行う必要があります。

また、次代の親となるべき若者の健全な成長のため、喫煙や飲酒、薬物乱用の防止を図る必要があります。

### <施策の方向>

思春期の若者に対して、性に関する教育を含めた健康教育を進めるとともに、性に関する不安や悩み等についての相談体制の整備を進めます。

また、未成年者の喫煙や飲酒の防止、覚せい剤、シンナー等の薬物乱用防止対策を進めます。

### <行動計画>

#### (1) 思春期における健康教育の推進

各学校において発達段階に応じた性に関する指導を推進できるよう、教員に対する研修を充実するとともに、関係機関との連携協力のもと、地域の医療・保健等の人材を活用しながら性に関する指導の充実を図り、適切な意思決定や行動選択ができ、自分や他者を大切にす気持ちを持ちつつ、こころ豊かな子どもの育成を進めます。(健康教育課)

思春期保健に携わる医療・保健・教育分野等の関係者に対し専門研修を行い、資質の向上を図ります。(児童家庭課)

エイズ・性感染症に関する相談事業を行い、正しい知識の普及を図ります。(感染・看護室)

健康ふくしま21推進協議会と協働し、関係団体等とともに、未成年者の喫煙防止対策や飲酒防止対策を進めます。(健康増進課)

覚せい剤、シンナー等の薬物乱用を防止するため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を推進し、青少年等への啓発活動を行うとともに、この活動の地域での中心となる薬物乱用防止指導員の活動を支援します。(薬務課)

### <施策に関する指標>

指標名	担当課	現在値	目標値
「性に関する指導」の手引活用率	健康教育課	平成24年度 87.2%	平成26年度 100%
薬物乱用防止教室の受講率 (中学生)	薬務課	平成23年度 22.7%	平成26年度 25.0%

(参考数値)

・10代の人工妊娠中絶実施率(平成23年度7.6%)は、継続的な減少を目指す。

## 2 家庭を築き子どもを生き育てるための環境づくりの推進

### <現状と課題>

少子化対策のためには、次代の親となるべき若者に対し、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義についての教育や啓発を進める必要があります。

また、若者の失業率が悪化するとともに不安定就労や無業者となるケースが増加しており、若者が自立して家庭を持てるようにするため、安定的な就労ができる環境づくりを行う必要があります。

さらに、若者が互いに交流する機会を増やす必要があります。

### <施策の方向>

家庭を築き、子どもを生き育てることの意義や妊娠・出産の仕組みなどについて、あらゆる機会をとらえて啓発を行うとともに、若者と乳幼児とのふれあい等、子どもや家庭の大切さを考える機会の提供を図るとともに、若者の社会参画を促進します。

また、新規高卒者の就職を支援するとともに、不安定就労や無業となっている若者の安定的な就職に向け、職業能力開発等の支援を行います。

さらに、若者が互いに交流する機会を増やします。

### <行動計画>

#### (1) 家庭を築き子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発の推進

「子育て週間」におけるイベントなどあらゆる機会をとらえて、家庭を築き子どもを生き育てることの意義に関する啓発を行います。(子育て支援課)

小学校高学年や中学生、高校生を対象に、乳幼児と出会い、ふれあい、交流する事業等を進めます。(子育て支援課)

将来親となる若者を対象に、妊娠・出産に向けた体づくりや女性の健康・育児等について、普及啓発を行います。(児童家庭課)

#### (2) 若年者の就業に対する支援

新規高卒者の就職希望の実現を図るため、各高等学校と公共職業安定所等との連携を図りながら、就職希望生徒への情報提供や面接等により就職指導の充実を図ります。(私学・法人課、高校教育課)

県内企業の採用担当者と就職希望の新規高卒者で就職未内定の生徒が一堂に会する就職面接会を開催し、就職内定の機会を提供することにより就職促進を図ります。(雇用労政課)

就職後の相談機関を明示した職場定着サポートカードを配付することにより、新規高卒者の早期離職を防止し、職場定着の推進を図ります。(雇用労政課)

高等学校においては、自己の能力・適性等を踏まえて適切な進路選択・決定ができるようインターンシップの推進を図ります。（高校教育課）

小・中学校においては、発達の段階に応じて職業や仕事についての理解と自己の可能性や適性についての理解を深めることができるよう、職場見学や職場体験の推進を図ります。（義務教育課）

専門高校においては、教員を企業等に派遣し指導力の向上を図るとともに、地域の技術者等を講師とした実習等を通して生徒の実践的な知識や技能の向上を図る等、地域や関係機関と連携した職業教育を推進します。（高校教育課）

特別支援学校の生徒の就労・就職に関して、就業体験などキャリア教育を充実させ、自らの能力・特性等にあった就労・就職先を決定できるよう支援します。（特別支援教育課）

地域や企業、商店、農林水産業等との連携による職業体験活動やインターンシップの実施等、小中高を通じたキャリア教育を推進することにより、働く意味や尊さを考えさせ、発達段階に応じた勤労観、職業観の醸成、育成を図る取組を行う私立学校に対し支援を行います。（私学・法人課）

ふるさと福島就職情報センターを設置し、きめ細かな就職相談や職業の紹介等を行うとともに、新規学卒者の就労に関する悩み等の相談も行います。（雇用労政課）

若年者の就職が促進されるよう、企業側に対し働きかけを行っていきます。（雇用労政課）

本県商工業の担い手となる優秀な人材を確保するため、県内への就職を希望する新規大学卒業者等を対象に就職面接会や情報の提供を行います。（雇用労政課）

地域と連携した積極的な支援対象者の把握から、ケースに応じた支援機関での対応、協力事業所等での受入れ等、地域や民間が連携してニートの就労支援に取り組むためのネットワークを構築します。（雇用労政課）

若者の自立支援活動に取り組む県内の民間団体を支援するため、「若者自立支援カウンセラー」を派遣して、支援対象者のニーズに応じた直接訪問等を実施するほか、地域でのニート自立支援が円滑に行われるようフォローアップします。（雇用労政課）

ニートをはじめ、就労できずに悩んでいる若者やその家族等を対象とした電話相談、メール相談を実施し、地域若者サポートステーション等、関係団体と連携を図りながら、若者の社会的自立への一歩を支援します。（雇用労政課）

ニートの若者に対し、農家や事業所での就労体験、ボランティア活動への従事等を通じて他者とのコミュニケーション力の養成や働くことに対する意識づけを図り、就労への円滑な移行を促すことにより社会的自立を支援します。（雇用労政課）

（3）若者の交流等への支援

若者の交流の場を設ける各種団体に対し、支援を行います。（子育て支援課）

青少年が創造力を活かし、自ら企画・運営する地域活動の実現を支援します。（青少年・男女共生課）

< 施策に関する指標 >

指標名	担当課	現在値	目標値
県立高校生の就職決定率	高校教育課	平成23年度 97.6%	平成26年度 100%

（参考数値）

- ・独身男女の出会いを支援するイベントの開催件数（平成23年度 68件）については、増加を目指す。





## 第 5 章 計画の実現に向けて

～ 1 県における取組み ～

本プランの実現を図るため、福島県子育て支援推進本部を中心とした全庁的な体制の下、毎年度、各施策の進捗状況を評価しながら、施策のあり方について検討し、施策の総合的かつ効果的な推進に努めていきます。

～ 2 民間との連携 ～

民間の関係団体の代表等から構成される福島県子育て・子育て環境づくり推進会議と連携を図るとともに、地域団体等の意見や提案も取り入れながら、行政と民間が一体となった次世代育成支援対策を推進します。

また、民間企業に対し次世代育成支援の必要性について啓発を行うとともに、次世代育成支援に関する一般事業主行動計画の策定や実現を呼びかけ、支援していきます。

～ 3 市町村に対する支援 ～

地域における次世代育成支援対策に中心的な役割を果たすのは各市町村であり、市町村がそれぞれの行動計画を実現できるよう、その取組みを支援していきます。

～ 4 県民一人ひとりの取組み ～

県民一人ひとりが、子育てに関心を持ち、子どもは社会の「宝」であることとらえ、地域全体で子どもを見守り、子育て支援を行う環境づくりを進めることが大切です。

このため、「子育て週間」、そして「子育ての日」を設定し、「子育て支援を進める県民運動」を展開する等、社会全体で子育て・子育てを支援する気運づくりを推進していきます。

# 參 考 資 料



## うつくしま子ども夢プラン(後期行動計画)の見直し経過

時期	概要
平成24年8月8日	福島県子育て・子育て環境づくり推進会議開催(意見交換)
平成24年8月9日 ～8月22日	福島県政世論調査で「子育て支援策」について調査
平成24年9月12日	県中地域保健医療福祉協議会で意見聴取
平成24年9月14日	会津地域保健医療福祉協議会で意見聴取
平成24年9月18日	県北地域保健医療福祉協議会で意見聴取
平成24年9月24日	県南地域保健医療福祉協議会で意見聴取
平成24年9月26日	南会津地域保健医療福祉協議会で意見聴取
平成24年9月27日	相双地域保健医療福祉協議会で意見聴取
平成24年10月26日	福島県社会福祉審議会で意見聴取
平成25年1月18日	福島県子育て・子育て環境づくり推進会議開催(意見交換)
平成25年1月21日 ～2月20日	パブリックコメント(県民意見の公募)
平成25年3月5日	福島県子育て・子育て環境づくり推進会議(意見照会)
平成25年3月25日	福島県子育て支援推進本部会議開催(計画改定案の最終決定)

その他、随時市町村等から意見聴取した。

## 福島県子育て支援推進本部設置要綱

### (趣 旨)

第1条 本県における急速な少子化の進行に対応するため、社会全体で子育て・子育てを支援する体制づくりを進めることが重要になってきていることから、安心して子どもを産み、育てることができ、かつ、子どもが大切にされ、いきいきと育つことができる社会を目指し、子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、福島県子育て支援推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。

- 一 子育て支援に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること
- 二 子育て支援に係る計画の策定及び推進に関すること
- 三 その他、子育て支援に係る施策の推進のため必要な事項に関すること

### (構 成)

第3条 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は知事を、副本部長は副知事をもってあてるものとする。

2 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の業務を統括するものとする。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。

### (会 議)

第5条 推進本部の会議は、必要の都度本部長が招集し、本部長がこれを主宰するものとする。

### (子育て支援推進調整会議)

第6条 推進本部の円滑な運営に資するため、推進本部の下に子育て支援推進調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

2 調整会議は、推進本部において審議・決定すべき事項に係る調整を行うものとする。

3 調整会議は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

4 調整会議に議長及び副議長を置き、議長は子育て支援担当理事の職にある者を、副議長は保健福祉部子育て支援課長の職にある者をもってあてるものとする。

5 調整会議には、必要に応じて専門分科会を置くことができるものとする。

6 議長は、調整会議の業務を統括し、必要に応じて調整会議を招集するものとする。

7 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。

8 議長は、必要と認めるときは、調整会議の会議に構成員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができるものとする。

### (庶 務)

第7条 推進本部及び調整会議(以下「推進本部等」という。)の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理するものとする。

### (補 則)

第8条 本要綱に定めるもののほか、推進本部等の運営その他必要な事項については、本部長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成23年8月9日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。



別表第1（第3条関係）

推進本部の構成

本部員	直轄理事
	総務部長
	企画調整部長
	生活環境部長
	保健福祉部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	土木部長
	会計管理者
	企業局長
	原子力損害対策担当理事
	子育て支援担当理事
	避難地域復興局長
	文化スポーツ局長
	観光交流局長
	病院事業管理者
	病院局長
	教育長
	警察本部長
	県北地方振興局長

別表第2（第6条関係）

調整会議の構成

【知事部局】			
知事直轄 総務部	子育て支援担当理事 広報課長 総務課長 財政課長	農林水産部 土木部	農林企画課長 土木企画課長 都市計画課長 建築住宅課長
企画調整部	私学・法人課長 企画調整課長 避難地域復興課長	【病院局】	病院総務課長
生活環境部	文化振興課長 生涯学習課長 生活環境総務課長 青少年・男女共生課長	【教育庁】	教育総務課長 社会教育課長 義務教育課長 高校教育課長 特別支援教育課長 健康教育課長
保健福祉部	避難者支援課長 保健福祉総務課長 社会福祉課長 児童家庭課長 子育て支援課長 障がい福祉課長 地域医療課長 感染・看護室長	【警察本部】 警務部 生活安全部	警務課長 生活安全企画課長 少年課長
商工労働部	商工総務課長 雇用労政課長	【県北地方振興局】	企画商工部長

## 福島県子育て・子育て環境づくり推進会議設置要綱

### (設置目的)

第一条 出生率の低下や核家族世帯の増加、都市化の進行、女性の社会進出の増大等子どもと家庭を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、「安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身が健やかに育つことができる環境づくり」(以下「子育て・子育て環境づくり」という。)を官民一体となって推進するため、「福島県子育て・子育て環境づくり推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

2 推進会議は、次世代育成支援対策推進法(以下「法」という。)第21条に規定する次世代育成支援対策地域協議会に位置づける。

### (所掌事務等)

第二条 推進会議は、次の事務を所掌する。

- 一 子育て・子育て環境づくりを推進するための総合的な対策についての検討・協議
- 二 子育て・子育て環境づくりに関する各種啓発の実施
- 三 子育て・子育て環境づくりに関する調査研究
- 四 その他子育て・子育て環境づくりの推進に関する事項

2 推進会議の構成団体等は、法に基づく福島県次世代育成支援行動計画である「うつくしま子ども夢プラン」を実現するための具体的施策に自ら積極的に取り組むものとする。

### (組織)

第三条 推進会議は、別表第一に掲げる団体から推薦された委員及び公募により選出された委員により構成する。

2 推進会議の委員は、知事が委嘱する。

### (任期)

第四条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長及び副座長)

第五条 推進会議には委員の互選により座長1名、副座長1名を置く。

- 2 座長は推進会議を代表し、推進会議の事務を総括する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第六条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は座長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い、新たに組織された推進会議の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第七条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

### (部会)

第八条 推進会議には、別表第二に掲げる専門的事項を検討・協議するため、必要に応じて部会を設けることができる。

### (事務局)

第九条 推進会議の事務局は、福島県保健福祉部自立支援総室子育て支援課に置く。

(その他)

第十条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項については、座長が会議に諮って決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 「福島県児童環境づくり推進会議設置要綱」は廃止する。
- 3 推進会議の委員は、平成13年3月1日現在福島県児童環境づくり推進会議の委員として委嘱している者に委嘱することとし、その任期は平成13年9月30日までとする。
- 4 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成14年6月17日から施行する。
- 7 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成23年11月10日から施行する。
- 11 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

別表第一（第三条関係）

（五十音順）

構成団体名	構成団体名
厚生労働省福島労働局	福島県地域保育所協議会
日本労働組合総連合会福島県連合会	福島県中学校長会
福島県医師会	福島県町村会
福島県看護協会	福島県PTA連合会
福島県経営者協会連合会	福島県婦人団体連合会
福島県私学団体総連合会	福島県保育協議会
福島県市長会	福島県放送七社会
福島県児童館連絡協議会	福島県ボランティア連絡協議会
福島県助産師会	福島県民生児童委員協議会
福島県社会福祉協議会	福島県労働福祉協議会
福島県小学校長会	ふくしま子育て支援ネットワーク
福島県商工会議所連合会	福島大学
福島県商工会連合会	福島民報社
福島県青少年団体連絡協議会	福島民友新聞社

別表第二（第八条関係）

部 会 名	所 管 す る 事 項
企画啓発部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子育て・子育て環境づくりに関する各種調査研究事業の企画に関すること。</li> <li>2 子育て・子育て環境づくりの啓発事業に関すること。</li> <li>3 子育て・子育て環境づくりの推進状況の調査に関すること。</li> <li>4 子育て・子育て環境づくりに関する報告等のとりまとめに関すること。</li> </ol>
子育て・子育て支援部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安心して子どもを産み、健やかに育てるための地域・社会の環境づくりに関すること。</li> <li>2 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実に関すること。</li> <li>3 子育てしやすい雇用環境の整備に関すること。</li> </ol>
子育て・子育て環境部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもの人権尊重と男女共同参画による社会づくりの推進に関すること。</li> <li>2 子育てしやすい生活環境の整備に関すること。</li> <li>3 心豊かなたくましい子どもを育む教育の推進に関すること。</li> </ol>